

第5期豊中市障害福祉計画・ 第1期豊中市障害児福祉計画



平成30年(2018年)3月

豊中市

『第5期豊中市障害福祉計画・ 第1期豊中市障害児福祉計画』の策定 にあたって

豊中市長 浅利 敬一郎



豊中市では、平成27年（2015年）3月に、「地域生活への移行と定着への支援」、「就労支援の強化」、「生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実」を今後の柱とする『第4期豊中市障害福祉計画』を策定しました。同計画に基づき、地域生活支援拠点施設の整備、『豊中市障害者グループホーム整備方針』の策定と整備促進、障害者基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の充実等を行ってまいりました。一方国の動きとして、平成28年（2016年）5月には児童福祉法が改正され、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、各自治体において「障害児福祉計画」を策定するものと定められました。

豊中市では、切れめのない支援に向けた取組みを一層推進するため、このほど『第5期豊中市障害福祉計画・第1期豊中市障害児福祉計画』として一体的な計画を策定しました。これまでの取組みをふまえ、今後推進する施策の柱を「生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実」「障害児支援の提供体制の整備」「一般就労への移行支援と工賃向上」「多様な住まいの確保」「障害者施設ネットワークの強化」「地域生活への移行の支援」と設定し、関連する数値目標を掲げ、実現に向けて取組みを進めます。

これらの施策を通じ、市民生活のさらなる向上に向け、当事者を含む市民のみなさまや関係機関・団体・事業者等のみなさまと連携しながら、多様な市民ニーズに対応したサービスが受けられ、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりをめざしてまいります。

今後も、障害者施策の充実に向け、みなさまのより一層のご理解とご支援をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました豊中市障害者施策推進協議会委員及び豊中市障害者自立支援協議会構成機関のみなさま並びに市民意識調査やパブリックコメント等に貴重なご意見をいただきましたみなさまに厚くお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	5
5 計画の基本的な考え方	6
第2章 豊中市における現状	11
1 障害のある人を取り巻く現状	11
2 施策の実施状況	26
3 『第5期豊中市障害福祉計画』の策定に向けた市民意識調査	33
4 『第1期豊中市障害児福祉計画』の策定に向けた市民意識調査	50
第3章 障害福祉サービス等の実績と見込量	63
1 自立支援給付によるサービス	63
2 地域生活支援事業	88
3 児童福祉法に基づく障害児支援サービス	110
4 子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策	120
第4章 計画の推進に向けて	127
1 今後の施策推進に向けた課題	127
2 重点取組の推進と数値目標の実現に向けて	135
第5章 計画の推進体制と進行管理	143
1 計画の進行管理	143
2 計画推進体制の充実	144
参考資料	145
1 策定体制	145
2 計画の策定経過	151
3 市民意識調査で用いた調査票	152

本計画では便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年（2019年）
5月以降は新元号に読み替えます。



計画の策定にあたって

1 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定の背景と目的

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進むなかで、障害福祉ニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年（2013年）4月に障害者自立支援法を改正し、障害者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成28年（2016年）5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

豊中市においても、障害者総合支援法に基づく『豊中市障害福祉計画』を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

『第4期豊中市障害福祉計画』の計画期間が平成29年度（2017年度）をもって終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに『第5期豊中市障害福祉計画』を策定します。また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、障害福祉計画と一体的に『第1期障害児福祉計画』を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、豊中市のまちづくりの基本方針である『豊中市総合計画』、『豊中市地域福祉計画』や『豊中市障害者長期計画』等の上位計画、及び他の関連計画との整合性を図り策定します。

また、今回新たに策定する『障害児福祉計画』は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、『障害福祉計画』と『障害児福祉計画』を一体のものとして策定が可能で、障害児・者の支援においては、ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた取組を一層進めるため、豊中市では、『障害福祉計画』と『障害児福祉計画』を一体のものとして策定します。

表 豊中市の障害福祉計画、障害児福祉計画の要点比較

	豊中市障害福祉計画 (第5期)	豊中市障害児福祉計画 (第1期)
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置づけ	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～平成 32 年度（2020 年度）	
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 32 年度（2020 年度）までの数値目標を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 32 年度（2020 年度）までの数値目標を設定 ・障害児通所支援 ・障害児相談支援 ○障害児支援の提供体制を進めるための整備

豊中市総合計画

豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針（※）

豊中市地域福祉計画

豊中市
健康づくり
計画

豊中市高齢者
保健福祉計画・
介護保険事業計画

豊中市第五次
障害者長期計画
第5・6期障害福祉計画

豊中市
子育て・子育
て支援行動
計画

人権文化、教育、
都市基盤等の分野
別計画、マスター
プラン、ビジョ
ン、基本方針、推
進指針など

第五次障害者長期計画

障害のある人に関わる施策の基本方向
を分野ごとに明らかにする。

第5・6期障害福祉計画
第1・2期障害児福祉計画
（障害者長期計画における生活支援施策
についての実施計画的な位置づけ）

根拠法：障害者基本法
（第11条）

根拠法：障害者総合支援法
（第88条）
児童福祉法
（第33条の20）

※『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』は計画ではありませんが、この方針の考えをもとに各分野計画に活かすものであることから、こちらに位置づけています。

3 計画の対象

本計画における「障害」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）をさすものとします。また、「障害児・者（障害のある人）」とは、障害及び社会的障壁（※）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすもので、いわゆる障害者手帳の所持者には限りません（個々のサービスを見た場合には、一定等級以上の障害者手帳の所持を求めるものもあります）。

また、行政施策上の対象としての「難病」は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものと定義づけられています。

本計画では、国の法令の考え方に沿って、難病のある人についても「障害児・者（障害のある人）」に含まれるものととらえ、市民意識調査結果の個別属性に関する部分や難病のある人に対象を限定した施策・事業などを除いて、「障害のある人」に文中の表現を統一しています。

*** 豊中市における「障害」の表記について ***

豊中市の障害者施策にかかわる「障害」の表記については、障害のある人本人、家族などの支援者、関係団体、障害福祉にかかわる施設・事業者など、多くの方からご意見をいただくとともに、庁内体制である障害者施策推進本部（現、障害者施策推進連絡会議）、また条例設置の審議会である障害者施策推進協議会において表記のあり方について検討を重ねてきました。

その結果、平成 21 年（2009 年）12 月に開催した障害者施策推進協議会において、

1. 「障害」の害に漢字を用いることは、障害のある人が生きにくくなっている社会的なバリア、障害があることを明確にするために必要である。
2. 「ひらがな」にして言葉の印象を変え、問題を見えにくくしている。
3. 障害のある人が社会で生活し、その人も社会も不便さを感じなくなれば「障害」という言葉がなくなる。
4. 大阪府は「障害」の言葉の意味と、障害当事者の意見を聞くなど議論を深めることなく表記をひらがなにした。

との意見があり、豊中市ではこれをふまえ、「障害」の表記については、従前のまま漢字による表記を引き続き用いることとしています。

※社会的障壁：障害のある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。

4 計画の期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間に計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
総合計画	第 4 次総合計画					
地域包括 ケアシステム 推進基本方針	地域包括ケアシステム推進基本方針 (平成 28 年度 (2016 年度) 策定)					
地域福祉計画	第 3 期	第 4 期地域福祉計画				
子育て・子育て 支援行動計画	子育て・子育て支援行動計画		第 2 期子育て・子育て支援行動計画			
障害者長期計画	第五次障害者長期計画					
障害福祉計画	第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障害児福祉計画		

5 計画の基本的な考え方

(1) 『豊中市第五次障害者長期計画』の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された国や大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、全体計画である『豊中市第五次障害者長期計画』で掲げている基本理念、施策の基本目標等の実現に向けて、障害福祉サービス等の提供に努めていくこととします。

めざすべき目標像

互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち

施策の基本目標（抜粋）

1 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

(1) 相談支援

障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図り、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていくため、相談支援の質の向上及び相談窓口の周知を図っていきます。

(2) 権利擁護

サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の推進に取り組むとともに、障害者虐待の防止及び虐待通報等に対し適切に対応します。

また、政策決定の場への参画等、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限活かしていきます。

(3) 障害者差別解消の取組・啓発交流

2 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1) 療育・教育

平成28年(2016年)9月に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に示す「めざす姿～すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家庭が地域で主体的に社会生活を営む」の実現に向け、「気づく」、「つなぐ」、「支える」の3つの基本姿勢のもと取組を進めます。

地域の学校・こども園・幼稚園・保育所等と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「ともに学び ともに育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談、指導の実施に努めます。

(2) 雇用・就労

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、企業と連携しながら障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援していきます。

また、豊中市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。

これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関と多様な形態の就労の場の確保に努めるとともに、福祉的就労についての人の工賃向上に努めていきます。

(3) 生涯学習、文化・スポーツ活動

3 支えあい安心して暮らせる地域生活

(1) 保健・医療

(2) 自立した生活の支援

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、障害福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めていくために、利用者が主体的に障害福祉サービスを選択できる支援を充実していくとともに、福祉サービスの質の向上及び量の確保を図っていきます。

(3) 生活環境

(4) 地域福祉の充実・生活安全対策

(2) 国・都道府県の責務と基本的な考え方

① 国及び都道府県の責務

障害者総合支援法では、市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、国や都道府県の責務として、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の支援を行うことを求めています。

また、都道府県については、市町村との連携・協力のもとに、自立支援医療費の給付と地域生活支援事業の総合的な推進、障害のある人に関する専門的な知識・技術を必要とする相談・指導の実施、障害のある人の権利擁護に向けた援助の実施と市町村に対する必要な助言、情報提供等の実施を行うことも責務とされています。

② 『第5期障害福祉計画』及び『第1期障害児福祉計画』の策定に向けた国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して『障害福祉計画』及び『障害児福祉計画』を策定するものとされています。

基本指針で示されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項は次頁のとおりです。

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念をふまえて、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念をふまえて、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 相談支援体制の構築
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障害者等に対する支援
- ・ 協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況をふまえて、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容の推進
- ・ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・ 障害児相談支援の提供体制の確保

第2章

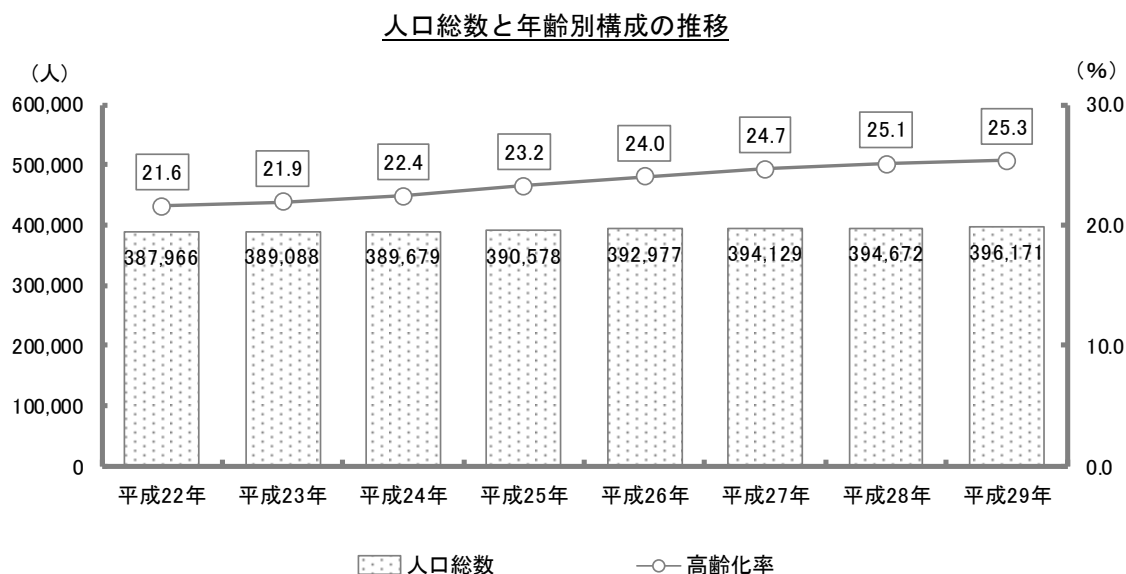
豊中市における現状

1 障害のある人を取り巻く現状

(1) 人口の状況

豊中市の総人口は、平成29年（2017年）3月末現在396,171人（推計人口）で、平成22年（2010年）以降、微増傾向にあります。

また、年齢別人口構成については、平成29年（2017年）3月末現在の65歳以上の高齢者の割合が25.3%（住民基本台帳人口）を占め、年々増加しています。



※人口総数は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口。

※高齢化率は、住民基本台帳登録者数をもとに4月1日現在で算出。

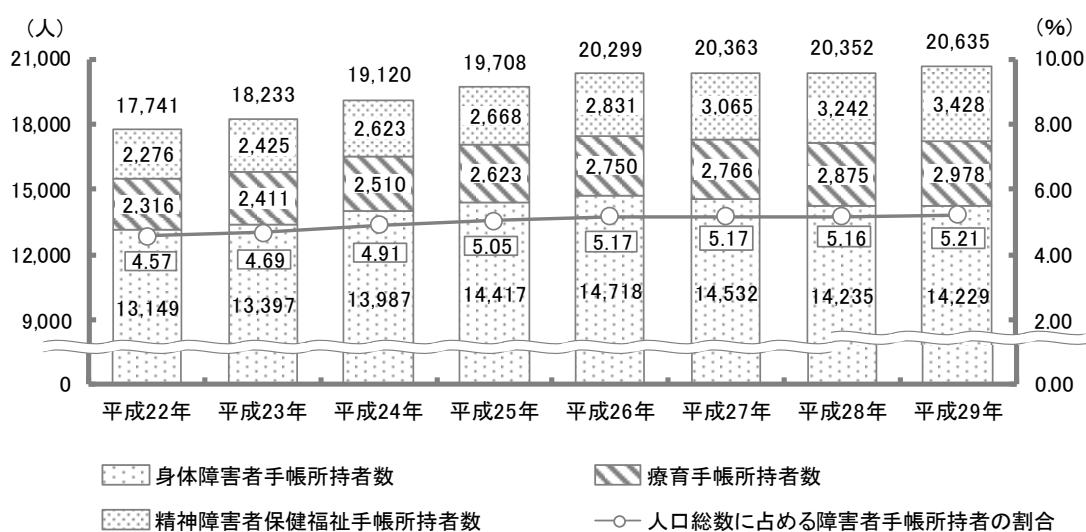
※豊中市推計人口の推移（平成22年（2010年）10月から平成27年（2015年）9月まで）については、平成27年（2015年）国勢調査結果に基づいて、遡及補正。以下、同様。

(2) 障害のある人の状況

① 障害のある人の数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、平成29年（2017年）3月末現在で20,635人（重複所持者を含む）、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.21%となっており、平成22年（2010年）以降、微増傾向にあります。

各障害者手帳所持者数の推移



※各障害者手帳所持者数は、各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

ア 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数は、平成 29 年（2017 年）3 月末現在に 14,229 人で、平成 27 年（2015 年）以降人口に占める割合は微減傾向となっていますが、内部障害及び平衡機能障害は平成 22 年（2010 年）から約 1.2 倍の増加となっています。障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害、聴覚・平衡機能障害の順で多くなっています。年齢別には、18 歳未満の人は手帳交付者全体の 2%未満である一方、65 歳以上の人 が 70%以上であることは、病気や事故により障害を負う人が多いことを示しています。

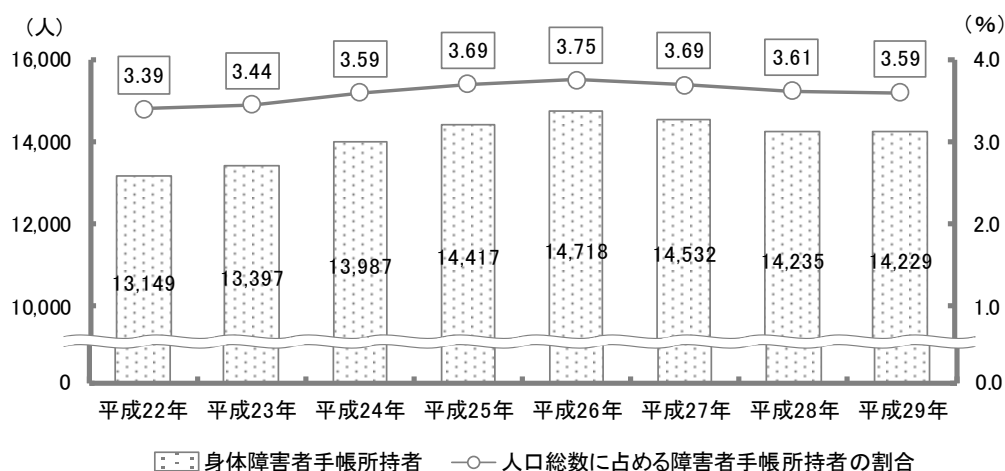
障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	総 数	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音 声・ 言 語・ そしやく 機能障害	肢体 不自由	内部障害
平成 22 年(2010 年)	13,149	946	909	244	7,479	3,571
平成 23 年(2011 年)	13,397	976	916	244	7,600	3,661
平成 24 年(2012 年)	13,987	981	1,003	277	7,854	3,872
平成 25 年(2013 年)	14,417	951	1,045	282	8,161	3,978
平成 26 年(2014 年)	14,718	933	1,061	277	8,321	4,126
平成 27 年(2015 年)	14,532	886	1,070	277	8,194	4,105
平成 28 年(2016 年)	14,235	860	1,055	268	7,935	4,117
平成 29 年(2017 年)	14,229	858	1,054	267	7,849	4,201
0～17 歳	262	13	25	2	185	37
18～39 歳	640	47	56	14	360	163
40～64 歳	2,945	166	174	140	1,672	793
65 歳以上	10,382	632	799	111	5,632	3,208

※各年 3 月末現在

身体障害者手帳所持者数の推移



※各年 3 月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく 4 月 1 日現在の推計人口をもとに算出。

イ 知的障害のある人

療育手帳所持者数は、平成 29 年（2017 年）に 2,978 人と年々増加しています。

障害程度別では、最重度である A が全体の 50% 近くを占めて最も多いですが、近年 B 2 の所持者が増加し、平成 22 年（2010 年）の約 1.8 倍となっています。

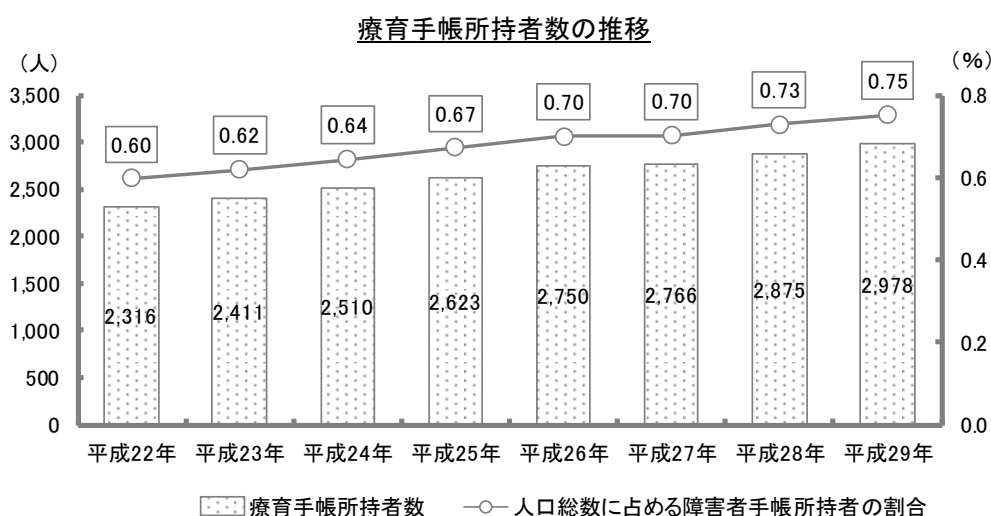
背景には、障害者雇用が充実し、障害者手帳を取得して就職をめざす人が増えたことが推測されます。

等級別・年齢別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	総数	A	B 1	B 2
平成 22 年(2010 年)	2,316	1,292	497	527
平成 23 年(2011 年)	2,411	1,295	525	591
平成 24 年(2012 年)	2,510	1,325	554	631
平成 25 年(2013 年)	2,623	1,365	573	685
平成 26 年(2014 年)	2,750	1,395	608	747
平成 27 年(2015 年)	2,766	1,386	600	780
平成 28 年(2016 年)	2,875	1,416	600	859
平成 29 年(2017 年)	2,978	1,428	625	925
0～17 歳	1,178	464	236	478
18～39 歳	954	445	196	313
40～64 歳	731	451	152	128
65 歳以上	115	68	41	6

※各年 3 月末現在



※各年 3 月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく 4 月 1 日現在の推計人口をもとに算出。

ウ 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年（2017 年）で 3,428 人と年々増加しています。1 級所持者は減少していますが、2 級所持者・3 級所持者がそれぞれ平成 22 年（2010 年）の約 1.5 倍、約 2.2 倍となっています。

また、精神障害のある人は手帳は取得せず、精神障害治療費の補助を受けるために自立支援医療（精神通院）受給者証のみ所持する人も多いのが現状です。

なお、手帳取得者や自立支援医療（精神通院）受給者証所持者が最も多い年齢層は、18 歳以上 64 歳以下のいわゆる生産年齢人口となっています。

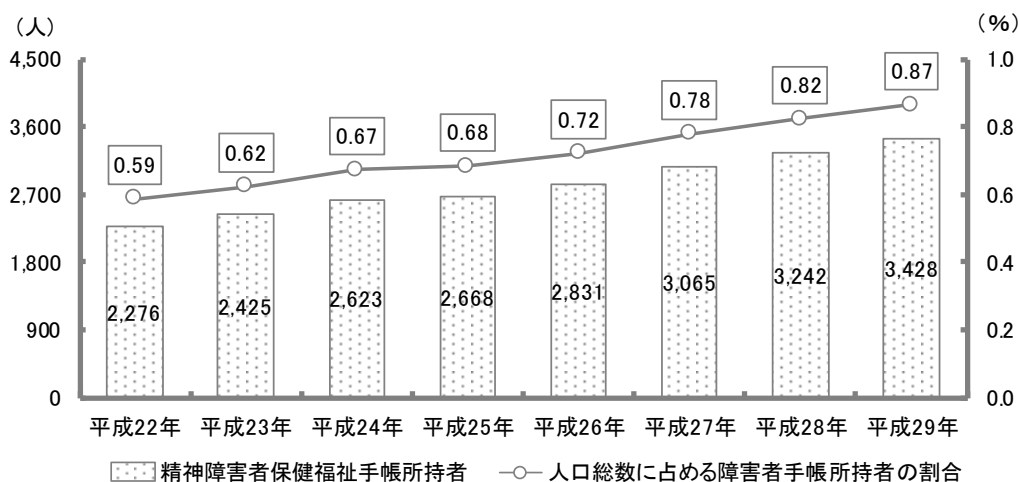
等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	総 数	1 級	2 級	3 級
平成 22 年(2010 年)	2,276	389	1,510	377
平成 23 年(2011 年)	2,425	390	1,622	413
平成 24 年(2012 年)	2,623	403	1,775	445
平成 25 年(2013 年)	2,668	373	1,823	472
平成 26 年(2014 年)	2,831	362	1,956	513
平成 27 年(2015 年)	3,065	362	2,102	601
平成 28 年(2016 年)	3,242	319	2,223	700
平成 29 年(2017 年)	3,428	317	2,296	815
0～17 歳	80	3	39	38
18～39 歳	753	37	494	222
40～64 歳	1911	118	1332	461
65 歳以上	684	159	431	94

※各年 3 月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年 3 月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそに基づく 4 月 1 日現在の推計人口をもとに算出。

自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人

区 分	総 数
平成 22 年(2010 年)	4,789
平成 23 年(2011 年)	5,141
平成 24 年(2012 年)	4,925
平成 25 年(2013 年)	5,406
平成 26 年(2014 年)	5,821
平成 27 年(2015 年)	6,082
平成 28 年(2016 年)	6,591
平成 29 年(2017 年)	6,874
0～17 歳	138
18～64 歳	5,248
65 歳以上	1,488

※各年 3 月末現在

エ 難病のある人

難病のある人のうち、特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付数の状況をみると、平成22年（2010年）の2,434件から平成29年（2017年）の3,553件へと年々増加する傾向にあります。

背景には、平成27年（2015年）1月の難病法施行による、指定難病の範囲拡大があります。

特定医療費（指定難病）受給者証申請受付数

単位：件

区 分	総数	新規申請	更新申請
平成22年（2010年）	2,434	413	2,021
平成23年（2011年）	2,611	434	2,177
平成24年（2012年）	2,662	386	2,276
平成25年（2013年）	2,810	427	2,383
平成26年（2014年）	3,001	465	2,536
平成27年（2015年）	3,135	434	2,701
平成28年（2016年）	3,371	644	2,727
平成29年（2017年）	3,553	598	2,955

※各年3月末現在

※平成22年（2010年）から平成24年（2012年）は、大阪府豊中保健所 事務概要書より

※一人で複数疾患をもつ場合は延べ件数としている。また、一人で同じ年度に新規＋更新申請している場合があるので、受付申請数＝患者数ではない。

オ 重症心身障害のある人

身体障害者手帳1級又は2級及び療育手帳Aを併せ持つ人の数は、下表のとおりです。

年齢別重症心身障害のある人

【平成28年（2016年）】

単位：人

人数	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	21	21	0	0
6～17歳	102	102	0	0
18～39歳	142	127	12	3
40～64歳	125	77	24	24
65歳以上	15	11	1	3
合計	405	338	37	30

※7月1日現在

【平成29年（2017年）】

単位：人

人数	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	25	25	0	0
6～17歳	96	96	0	0
18～39歳	150	132	13	5
40～64歳	122	75	25	22
65歳以上	13	9	1	3
合計	406	337	39	30

※7月1日現在

② 障害支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、下表のとおりで、区分認定総数及び重度の人は年々増加傾向です。

障害支援区分認定の状況

【平成 27 年（2015 年）】

単位：人

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,367	160	466	492	345	365	539
身体障害者	842	53	97	137	82	142	331
知的障害者	928	28	110	159	221	208	202
精神障害者	590	75	259	193	42	15	6
難病患者	7	4	0	3	0	0	0

※3月末現在

【平成 28 年（2016 年）】

単位：人

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,452	119	492	503	389	359	590
身体障害者	833	40	93	122	94	122	362
知的障害者	953	24	104	158	228	222	217
精神障害者	658	54	294	219	66	15	10
難病患者	8	1	1	4	1	0	1

※3月末現在

【平成 29 年（2017 年）】

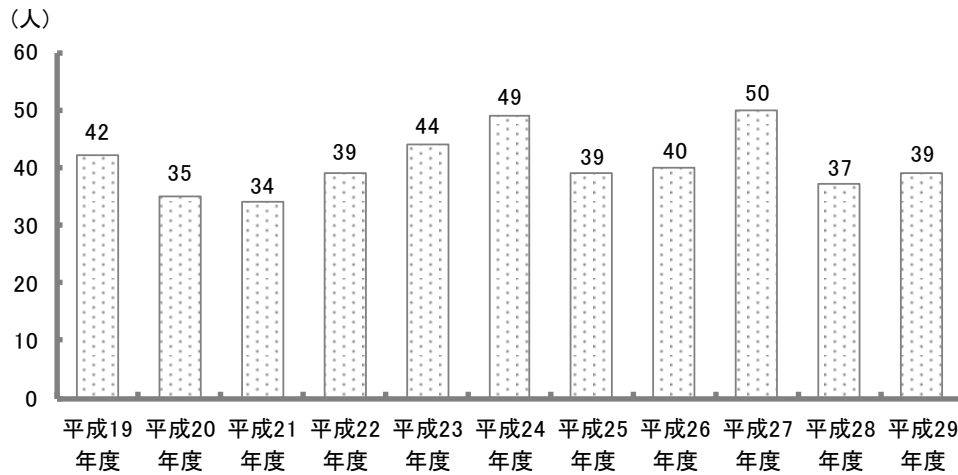
単位：人

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,559	75	530	548	407	384	615
身体障害者	843	27	91	137	96	121	371
知的障害者	990	17	114	160	232	236	231
精神障害者	713	30	323	246	79	25	10
難病患者	13	1	2	5	0	2	3

※3月末現在

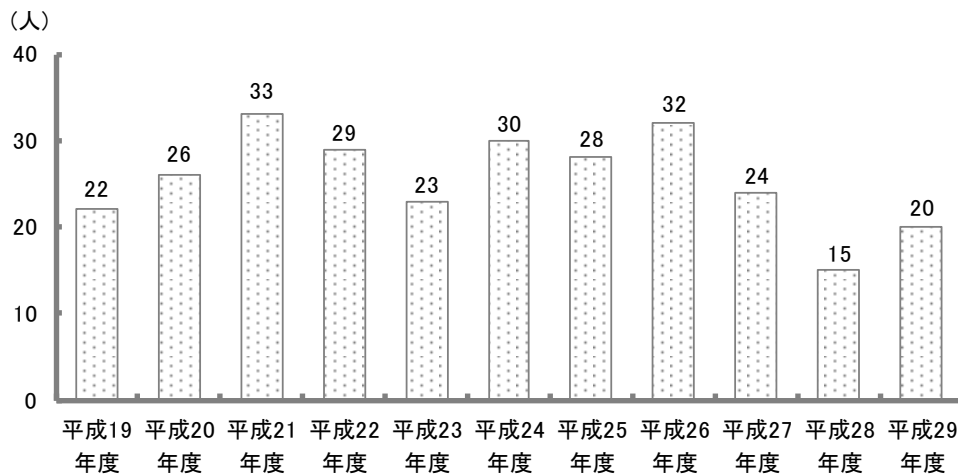
(3) 障害のある子ども等の状況

① 児童発達支援センターあゆみ学園在籍数



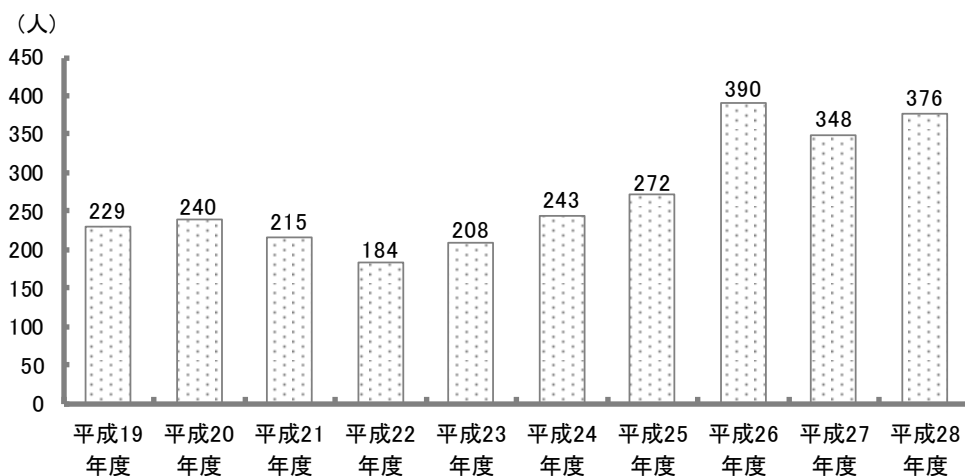
※豊中市こども相談課調べ（各年4月1日現在）

② 医療型児童発達支援センターしいの実学園在籍数



※豊中市こども相談課調べ（各年4月1日現在）

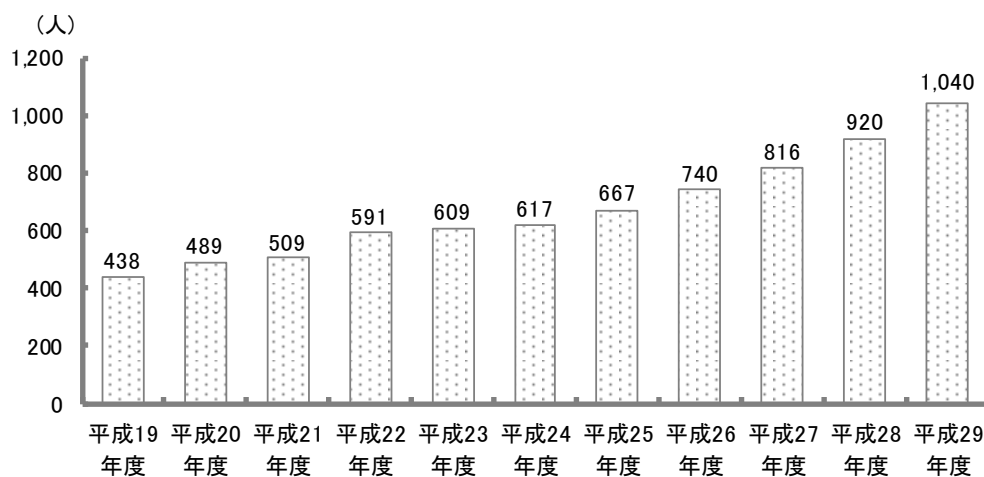
③ 就学前施設における障害児保育入所児童数の状況



※豊中市子ども事業課調べ（各年4月1日現在）

※平成26年度（2014年度）までは公立及び民間保育所の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。平成27年度（2015年度）より、公立認定こども園及び民間保育所、私立認定こども園、私立幼稚園（新制度）の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。

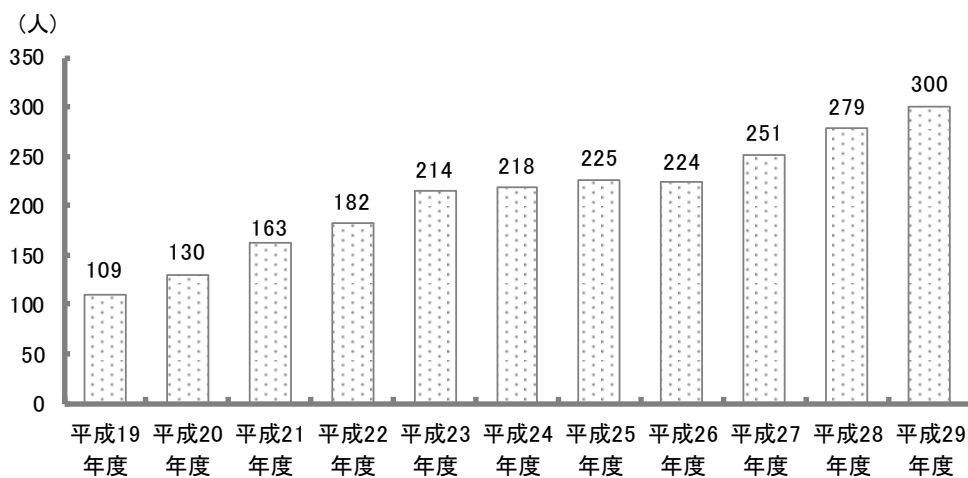
④ 市立小学校における支援学級児童数の状況



※豊中市教育委員会児童生徒課調べ（各年5月1日現在）

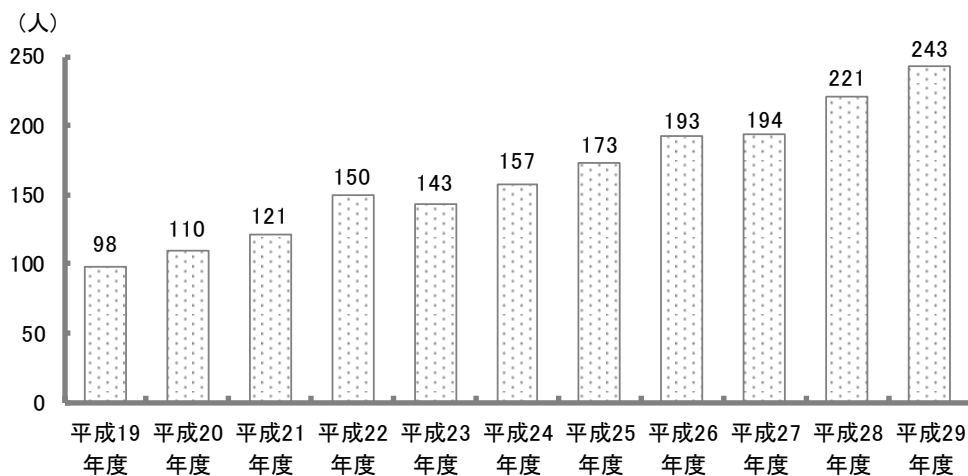
※平成20年度（2008年度）より「養護学級」から「支援学級」に名称変更。

⑤ 市立中学校における支援学級生徒数の状況



※豊中市教育委員会児童生徒課調べ（各年5月1日現在）
 ※平成20年度（2008年度）より「養護学級」から「支援学級」に名称変更。

⑥ 放課後こどもクラブの障害児受入れ人数 （小学1年生～6年生）



※豊中市こども事業課調べ（各年5月1日現在）

⑦ 支援学級や支援学校卒業後の進路状況と卒業生見込

平成 29 年(2017 年) 3 月に卒業した支援学級及び支援学校生徒の進路状況と今後の卒業生見込は、下表のとおりです。

平成 29 年(2017 年) 3 月の支援学級卒業生の進路状況

単位：人

進路	人数
高校（私立）	36
高校（公立）	17
高校（定・単・通）	13
共生推進教室	1
自立支援コース	0
支援学校高等部	0
盲・聴覚・支援	14
専修・専門学校	7
就職	1
在宅	1
施設	0
その他	1
合計	91
備考：豊中市立中学 3 年生全在籍人数	3, 299

※豊中市教育委員会資料

平成 29 年(2017 年) 3 月の支援学校高等部卒業生の進路状況

単位：人

進路	合計	豊中支援学校	箕面支援学校
生活介護	18	12	6
就労移行支援	4	4	0
就労継続支援 A 型	3	3	0
就労継続支援 B 型	4	4	0
自立訓練	2	2	0
就労	3	3	0
大学進学	0	0	0
訓練校	0	0	0
計	34	28	6

※両支援学校の協力による。

※豊中市在住生徒を計上している。

支援学校等卒業生見込み

単位：人

時 期	市立中学校 支援学級	支援学校（高等部）		
		合 計	豊中支援学校	箕面支援学校
平成 30 年(2018 年) 3 月	91	41	31	10
平成 31 年(2019 年) 3 月	107	40	31	9
平成 32 年(2020 年) 3 月	102	45	38	7

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校の協力による。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

(4) 就労支援事業の実施状況

とよなか障害者就業・生活支援センター、地域就労支援センターにおける就労支援事業の実施状況は下表のとおりです。

とよなか障害者就業・生活支援センターの就労支援事業の実施状況

単位：件

		平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
新規登録者数	身体	5	5	5	5	3	4
	知的	57	51	53	40	32	20
	精神	54	34	36	45	37	20
	計	116	90	94	90	72	44
職場実習者数	身体	3	1	5	7	3	2
	知的	39	38	35	44	37	22
	精神	34	41	42	36	46	31
	計	76	80	82	87	86	55
就職者数	身体	1	2	6	3	4	1
	知的	27	28	23	27	27	20
	精神	18	16	23	14	18	16
	計	46	46	52	44	49	37
相談支援件数	身体	157	242	426	420	277	416
	知的	2,223	2,304	3,059	4,638	4,048	2,549
	精神	1,442	1,183	1,554	2,492	2,501	2,091
	その他	796	832	694	182	43	57
	計	4,618	4,561	5,733	7,732	6,869	5,113

※とよなか障害者就業・生活支援センター資料 ※平成 29 年（2017 年度）は 4 月から 12 月末まで
 ※障害のある人の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言・職場実習等のあっせんなど、障害のある人が就職や就職後の職場での安定を図るための必要な支援を行っています。また、雇用・福祉・教育等の各機関と連携しながら、障害者雇用について、事業主に対する相談を行っています。

地域就労支援センター・無料職業紹介事業の実施状況（障害のある人分）

単位：人

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
相談者実人数	177	150	103
就労者数	25	32	10

※豊中市地域就労支援センター・無料職業紹介所資料

2 施策の実施状況

『第4期豊中市障害福祉計画』において、(1) 地域生活への移行と定着への支援、(2) 就労支援の強化、(3) 生涯を通じた切れめない相談支援体制の充実の3本の柱を立て、重点的に取り組むこととしました。

ここでは、『第4期豊中市障害福祉計画』に示した重点取組の状況及び、障害福祉計画の策定にかかる国の基本指針で定められた平成29年度(2017年度)を目標年度とする数値目標の状況について記載します。

また、『第4期豊中市障害福祉計画』においては、重点的に取り組む施策の記載はありませんが、(4) 障害のある子どもへの支援の充実の取組状況を記載します。

(1) 地域生活への移行と定着への支援

課題	課題に対応するための重点取組
福祉施設の入所者が施設外の生活を知る機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度(2015年度)から、移動支援の利用を地域移行を目標としている施設入所者にまで拡大し、入所施設に周知しました。 ○現在の施設入所者の移動支援の利用状況は平成29年(2017年)11月現在30人で、市内で入所して利用している人が19名とほとんどです。
地域移行に向けた相談支援体制の周知と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設の訪問を実施、面談等を通じてニーズの把握、連携強化を行い、より地域移行しやすい仕組みについて障害者自立支援協議会の障害者地域移行促進部会において検討しました。 ○精神病院長期入院者や障害者支援施設入所者に対する訪問による制度周知と状況の把握では、市職員の施設担当者がコーディネーター役となり、地域移行が進められる体制づくりを強化しました。また、長期入院者に対する地域移行にかかる制度の周知も行いました。
多様な住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が住宅を安心して借りることができる仕組みづくりの課題の一つに、不動産業者が障害のある入居者への対応に困ったときに相談できる場所がわからないことがあるため、障害者自立支援協議会の障害者地域移行促進部会(住まいのワーキンググループ)で、不動産業者、相談支援専門員、グループホーム事業者の情報交換のための交流会を開催しました。 ○グループホームの整備を促進するため、平成28年度(2016年度)に、『豊中市障害者グループホーム整備方針』を策定・公表し、新規整備と既存住宅活用の双方から整備促進を進めました。 ○公営住宅を活用したグループホーム整備の一環として、府営住宅の建て替えに伴い生じた空地でグループホームを新規整備する法人を公募・選定しました。

課題	課題に対応するための重点取組
地域生活定着に向けた相談支援機能と居住支援機能の充実	○走井の市施設跡地にて民設民営で平成28年(2016年)8月に通過型(3~5年)の入所機能を持つ、多機能型の地域生活支援拠点「みずほおおぞら」が開設しました。 【事業内容】 生活介護(40人)、就労継続支援A型(10人)、就労継続支援B型(25人)、地域相談支援、計画相談支援、施設入所支援(21人)、短期入所(10人)、日中一時支援
地域包括ケアシステムの構築	○市を含めた各分野の相談機関、医療機関、地域に住む人々の連携と、障害福祉サービスのみならず介護保険制度や医療保険制度など広い社会資源を視野に入れた、実効性のある地域包括ケアシステムの構築のため、平成29年(2017年)3月に『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』を策定し、施策の推進をはかるための検討体制をつくりました。

数値目標① 施設入所者の地域生活への移行

平成24年度(2012年度)から福祉施設の入所者の地域生活への移行にかかる支援として、地域移行支援・地域定着支援が創設されました。福祉施設の入所者の地域移行者は、平成27年度(2015年度)は5名、平成28年度(2016年度)は4名でした。また、地域移行支援の利用者は、平成27年度(2015年度)は4名、平成28年度(2016年度)は2名です。

項目	平成29年度(2017年度)末 数値目標	平成28年度(2016年度)末 実績	数値目標設定の考え方
入所者数	214人	239人 ※通過型施設 入所者21名を 含む。	・平成25年度(2013年度)末時点の入所者数(224人)から削減数を引いた数
地域生活への移行数 入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数	28人	19人	・国の指針では平成25年度(2013年度)末の施設入所者数(224人)の12%以上(平成26年度(2014年度)目標の未達成も加味) ・府の指針では平成25年度(2013年度)末の施設入所者数(224人)の12%以上(平成26年度(2014年度)目標の未達成は加味しない)

項目	平成 29 年度 (2017 年度) 末 数値目標	平成 28 年度 (2016 年度) 末 実績	数値目標設定の考え方
削減数	10 人	-15 人	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では平成25年度（2013年度）末の施設入所者数（224人）の4%以上（平成26年度（2014年度）目標の未達成も加味） ・府の指針では平成25年度（2013年度）末の施設入所者数（224人）の4%以上（平成26年度（2014年度）目標の未達成は加味しない）

数値目標②地域生活支援拠点の整備

平成 28 年度（2016 年度）8 月に地域生活支援拠点の「みずほおおぞら」を民設民営で開設しました。「みずほおおぞら」開設にあたっては、平成 24 年（2012 年）から準備を進め、障害者施策推進協議会や市政策会議で意見を聞き、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しました。

項目	平成 29 年度 (2017 年度) 末 数値目標	平成 28 年度 (2016 年度) 末 実績	数値目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	1拠点	1拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では、平成29年度（2017年度）末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備する

(2) 就労支援の強化

課題	課題に対応するための重点取組
障害福祉サービス利用者の一般就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援事業所のスキルアップのため、就労支援強化事業の実施や、大阪府が実施する専門的スキル研修を案内しました。また、自立支援協議会、就労支援連絡会等の活動を通じて、各支援機関との連携、情報共有を強化しました。 ○自立支援協議会の就労促進部会で、進路選択の際の参考資料となる就労系の事業所パンフレットを作成、各関係機関に配布しました。
障害の特性や能力に応じて働くことができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会の就労促進部会や就労支援連絡会で就労支援事業所のスキルアップについて検討し、検討結果を反映させた就労支援強化事業を通じて、一般就労希望者と就労先とのマッチング力を高め、職域開発を実施しました。
訓練等給付を受ける前のアセスメントの適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援B型事業所への調査を実施し、一般就労へのハードルを高く感じていること、また就労を希望し一般就労に結び付いた方々への定着支援に課題があることがわかりました。こういった結果を受けて、適切なアセスメントの実施により、本人の就労の可能性をより広げるサービス利用を促進しました。 ○就労支援事業所に対して、障害者就労支援強化事業にて「アセスメントの視点と支援計画」等の内容を含んだ研修を実施しました。
企業と連携した定着支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会の就労促進部会や就労支援連絡会を通じて、成功事例、不成功事例を共有しました。 ○企業見学会等の実施や講演会、就職フェアなど様々な機会を通じて企業と連携し、定着支援に向けた取組を行いました。
福祉的就労についての障害のある人の工賃向上	<ul style="list-style-type: none"> ○工賃の調査にあわせて、工賃向上のための課題について各事業所の状況を確認しました。 ○障害者優先調達推進法に基づき、本市における委託業務の切り出しや、外部のデザイナーのコーディネートにより複数の事業所の製品を統合した新製品の試作と購入を行いました。

数値目標① 福祉施設から一般就労への移行

項目	平成 29 年度 (2017 年度) 数値目標	平成 28 年度 (2016 年度) 実績	数値目標設定の考え方
年間一般就労移行 者数	68人	66人	・国指標では、平成24年度（2012年度） 実績（45人）の2倍以上 ・府指標では、平成24年度（2012年度） 実績（45人）の1.5倍以上

数値目標② 就労移行支援事業の利用者数

項目	平成 29 年度 (2017 年度) 末 数値目標	平成 28 年度 (2016 年度) 末 実績	数値目標設定の考え方
就労移行支援事業 利用者数	127人	145人	・国・府指標では、平成25年度（2013年 度）末利用者（79人）から6割以上

数値目標③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

項目	平成 29 年度 (2017 年度) 末 数値目標	平成 28 年度 (2016 年度) 末 実績	数値目標設定の考え方
市内の就労移行支 援事業利用者の一 般就労への移行率 が3割以上となる 就労移行支援事業 所	5割以上	5割	・国の基本指針では、平成29年度（2017 年度）末における就労移行支援事業利 用者のうち、3割以上の人一般就労 へ移行する事業所の割合を5割以上

数値目標④ 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額

項目	平成 29 年度 (2017 年度) 数値目標	平成 28 年度 (2016 年度) 実績	数値目標設定の考え方
工賃の平均額	9,636円	6,630円	・平成25年度（2013年度）実績（7,180 円）の134.2%

(3) 生涯を通じた切れめない相談支援体制の充実

課題	課題に対応するための重点取組
新たな相談支援体制の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談支援事業所及び豊中市を構成団体とする障害相談支援ネットワークえんで、豊中市相談支援体制パンフレットを作成し、地域福祉ネットワーク会議など様々な機会を通じて相談支援体制を周知しました。
計画相談支援事業の活用に向けた地域における身近な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「どこに相談すればいいかわからない」といった課題に対応するため、平成26年度（2014年度）に設立された障害者基幹相談支援センターの周知を一層促進し、ワンストップの対応を確立しました。 ○指定相談支援事業所を基幹相談支援センター及び委託相談支援センターがバックアップすることで、指定相談支援事業所を平成26年度（2014年度）末の時点と比較して2倍に増やしました。 ○相談支援専門員の育成とスキルアップのため、大阪府の実施する相談支援専門員の研修等の案内、障害相談支援ネットワークえんでの事例検討、基幹相談支援センター配置した弁護士・学識経験者等による相談会、事例検討会を毎月2回実施しました。
各分野の相談機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○障害相談支援ネットワークえんの構成機関が自立支援協議会や地域福祉ネットワーク会議等に参加して、市を含めた各分野の相談機関・医療機関・地域に住む人々との連携と幅広い社会資源を視野に入れた地域包括ケアシステムの構築の検討を行いました。 ○障害福祉センターひまわり、保健所、こども未来部との連携による相談支援体制及び発達支援・療育支援の充実の一環として、障害福祉センターひまわりにて発達障害者新事業を立ち上げました。 ○切れめない支援のためのツールである「支援手帳」を市広報誌等や関連部局との連携により周知し、利用をあっせんしました。また、「支援手帳」所持者のうち障害福祉サービス未利用者に対し、定期的なヒアリングを行うことで、支援の断絶を防ぎました。（平成28年度（2016年度）末：累積配布数308部）

(4) 障害のある子どもへの支援の充実

課題	課題に対応するための重点取組
「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」の取りまとめ	○障害のある子どもを取り巻く現状、課題及び市を含めた関係機関の役割を整理し、「すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家庭が地域で主体的に社会生活を営む」というめざす姿に向け、「気づく」、「つなぐ」、「支える」の3つの基本姿勢のもと取組を進めるため、平成28年（2016年）9月に「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」を取りまとめ、関係機関等への周知を進めました。
切れ目のない支援のためのツールとしての「支援手帳」の配布場所の拡大	○ライフステージを通した一貫した支援をめざし、成育歴や支援経過を記録できる支援手帳を平成28年（2016年）12月からこれまでの障害福祉課、障害福祉センターひまわり等に加え、18歳未満の人を対象にこども相談課、あゆみ学園及びしいの実学園で配布を開始しました。
「新・児童発達支援センターの整備に向けた基本構想」の取りまとめ	○平成31年度（2019年度）からの児童発達支援センターの充実に向け、障害福祉センターひまわりにおける障害児・者の切れ目のない支援の実施と機能再編に係る検討を行い、平成29年（2017年）5月に「新・児童発達支援センターの整備に向けた基本構想」を取りまとめました。
民間事業所の質の向上に向けた取組	○障害児通所支援事業所での療育の質の向上及び支援者のスキルアップ、事業所の安全管理対策に係る取組を行いました。 <u>（民間事業所の支援者に対する研修会の開催）</u> ・民間事業所の支援者のスキルアップや支援者間の交流に向け、基本的な発達障害の特性の理解や支援などについての研修会を行いました。また、障害児通所支援事業所と障害児相談支援事業所の相互の連携促進に向けた意見交換などを行いました。 <u>（民間事業所への巡回訪問の実施）</u> ・民間障害児通所支援事業所への訪問により、療育内容や安全管理対策等を把握し、必要な助言などを行いました。
保護者支援の充実に向けた取組	○発達に課題のある子どもの保護者の子どもへの関わり方や子育ての不安の解消に対応することを目的として、実際に発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者であるペアレント・メンターを講師に、体験談をまじえた講演会を実施しました。

3 『第5期豊中市障害福祉計画』の策定に向けた市民意識調査

計画策定の基礎資料とした市民意識調査の結果については、次のとおりです。

(1) 調査の概要

【調査の概要】

調査目的	『豊中市第五次障害者長期計画』（計画期間：平成30～35年度（2018～2023年度））・『第5期豊中市障害福祉計画』（計画期間：平成30～32年度（2018～2020年度））策定にあたり、障害や難病のある人を取り巻く環境や福祉施策に対する意識、サービス利用の状況やニーズ等を把握するために行うもの。
調査対象・回収状況	<p>① 18歳以上の障害福祉サービスを利用する市民 847人/1,500人（回収率56.5%）</p> <p>② 18歳以上の障害福祉サービスを未利用の市民 603人/1,000人（回収率60.3%）</p> <p>③ 18歳未満の障害のある市民 259人/500人（回収率51.8%）</p> <p>④ 18歳以上の障害のない市民 420人/1,000人（回収率42.0%）</p> <p>※調査①から④の対象者は障害の種類、年齢構成などを勘案したうえで無作為抽出。 合計2,129人/4,000人（回収率53.2%）</p> <p>⑤ 障害者支援施設等への入所者 137人/240人（有効回収率57.1%）</p> <p>※⑤は全数調査。</p>
調査方法	郵送による配布・回収（礼状兼督促1回）
調査期間	平成28年（2016年）10月

【回答者の属性と介助・支援の状況】

- 発達障害との診断を受けた人は、障害のある子どものうち20.1%を占め、18歳以上の障害のある人では4.4%を占めています。
- 日常生活で何らかの支援や介助が必要な人は、18歳以上の障害のある人の60.8%で、障害のある子どもでは、80.5%を占めています。
- 1日にサービスを利用している時間を除いて、6時間以上介助や支援を受けている人は、18歳以上の障害のある人の20.3%、障害のある子どもでは42.5%を占めています。
- 18歳以上の障害のある人では、中心となる介助・支援者の41.5%が65歳以上と高齢化が進んでいます。また、通院中とする人が39.1%で、健康面に問題を抱えています。
- 施設入所者の81.0%に知的障害があります。

	18歳以上の障害のある市民		18歳未満の障害のある市民 (n=259)
	サービス利用者 (n=847)	サービス未利用者 (n=603)	
回答者	本人 53.2% 家族 37.3%	本人 79.1% 家族 13.8%	本人 10.8% 家族 85.7%
手帳の種別等 [複数回答]	身体障害者手帳 43.8% 療育手帳 43.8% 精神障害者保健福祉手帳 26.7% 難病(特定疾患) 5.2% 発達障害 6.4% 高次脳機能障害 1.9%	身体障害者手帳 70.6% 療育手帳 4.0% 精神障害者保健福祉手帳 10.9% 難病(特定疾患) 17.9% 発達障害 1.7% 高次脳機能障害 0.8%	身体障害者手帳 28.6% 療育手帳 79.9% 精神障害者保健福祉手帳 5.0% 難病(特定疾患) 5.4% 発達障害 20.1% 高次脳機能障害 0.8%
住まい	自宅で家族と一緒に 66.2% 自宅で一人暮らし 21.9%	自宅で家族と一緒に 70.3% 自宅で一人暮らし 18.4%	自宅で家族と一緒に 98.8% 自宅で一人暮らし 0.4%
その他	介助や支援を必要とする人 76.2%	介助や支援を必要とする人 39.4%	介助や支援を必要とする人 80.5%

※「18歳未満の障害のある市民」では、市民意識調査の回答者は「本人」が10.8%、「家族」が85.7%となっており、「本人」の割合が低いため、回答結果をみる際、注意を要する。

	施設入所者 (n=137)		性別	18歳以上の障害のない市民 (n=420)	
	本人	家族		男性	女性
回答者	本人 54.7%	家族 23.4%		男性 33.8%	女性 61.7%
手帳の種別等 [複数回答]	身体障害者手帳 44.5% 療育手帳 81.0% 精神障害者保健福祉手帳 0.7% 難病(特定疾患) 0.0% 発達障害 3.6% 高次脳機能障害 0.0%		職業	就業者 44.8% 学生 2.6% 家事専業 17.4% 無職 31.2%	
住まい	-				
その他	入所年数 10年未満 34.3% 10年以上 62.0%				

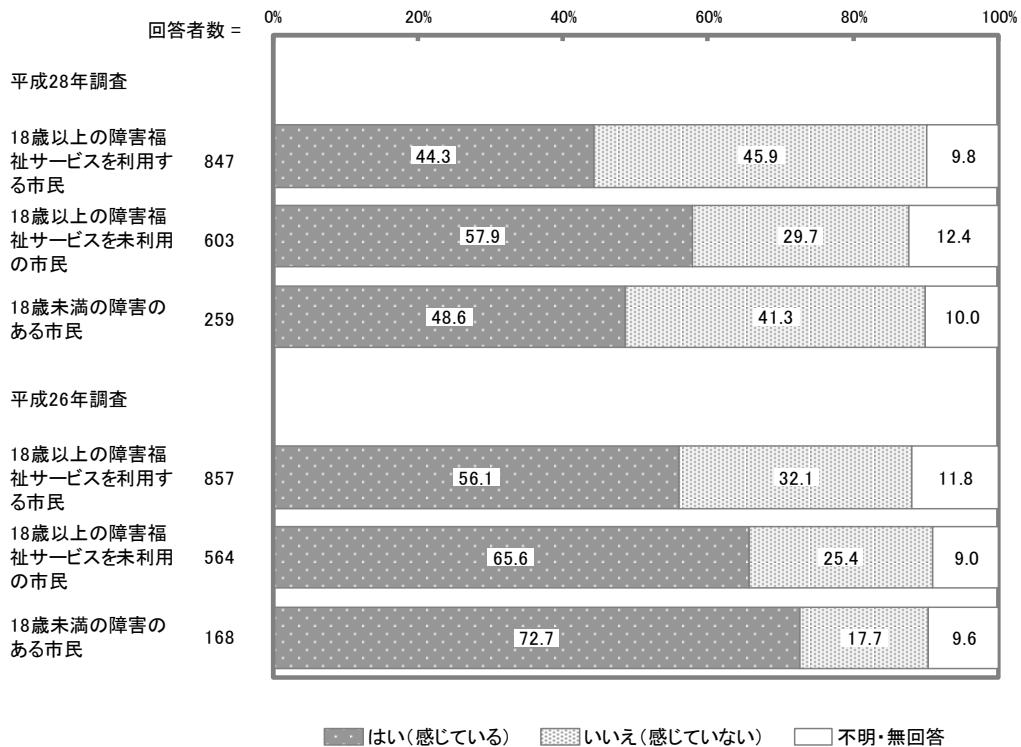
(2) 日中の活動や社会参加の状況と意識

- 障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じている人が4割半ば～5割半ばを占めています。
- 18歳以上の障害のある人では、ほとんど毎日外出する人が36.5%、18歳未満の障害のある人では67.2%となっています。
- 休日の居場所・過ごし方について、障害のある人では、一人で行っても安心してくつろげる場への要望が多くなっています。18歳未満の障害のある人については、「障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場」や「障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場」を選択する人が4割程度いて、18歳以上の障害のある人よりも多くなっています。

① 障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じているか

- ・ そのように感じている人の割合は、18歳以上の障害福祉サービスを利用する人で44.3%、18歳以上の障害福祉サービスを未利用の人で57.9%、18歳未満の障害のある人で48.6%となっています。平成26年度(2014年度)に実施した調査結果と比べると、18歳未満では割合が大幅に減少しています。

障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができていると感じているか



② 日中の過ごし方

- ・ 18歳以上の障害福祉サービスを利用する人では、「就労移行支援で訓練を受けている、もしくは就労継続支援A型・B型で働いている人」が最も多く、3割を超えています。
- ・ 18歳以上の障害福祉サービスを未利用の人については、「自宅や入院先の病室で過ごしている人」、「家事を専業としている人」が多く、それぞれ2割を超えています。
- ・ 18歳未満の障害のある人については、「小学校・中学校に通っている」が5割を、「障害のある子どものための学校に通っている」が2割を超えています。

③ 休日等の過ごし方

- ・18歳以上の障害のある人については「家の中で過ごす人」、「買い物や散歩などで出かけている人」が多くなっています。
- ・18歳未満の障害のある人についても、「家や施設の中で過ごす人」が59.8%を占めていますが、「通所施設や訓練」、「塾や習い事に行く」、「友だちと遊ぶ」、「部活等に参加する」など、過ごし方は多様となっています。

④ 平日の夕方や夜間、休日の居場所として行ってみたい場

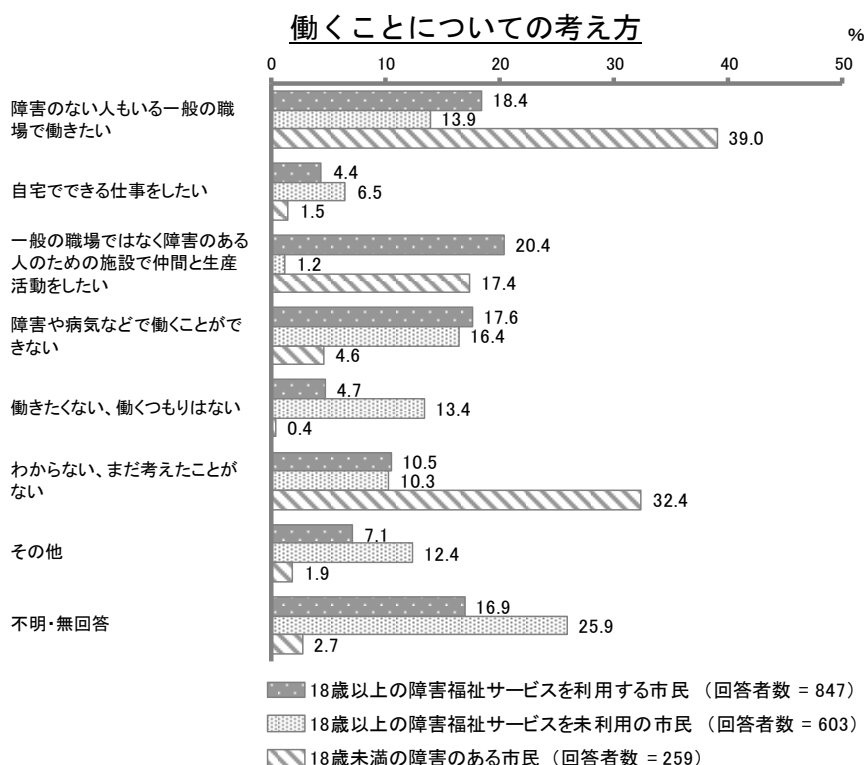
- ・「一人で行っても安心してくつろげる場」が最も多く、18歳以上の障害福祉サービスを利用する人で47.0%、18歳以上の障害福祉サービスを未利用の人で44.3%、18歳未満の障害のある人で59.8%となっています。また、18歳未満の障害のある人では、「障害のない人と一緒に余暇活動を行える場」、「障害のある仲間とのふれあいの場」に対する希望者が4割半ばとなっています。

(3) 働くことに対する意識

- 障害・難病のため仕事や就職をあきらめたり、がまんしたという人は18歳以上の障害のある人の20.9%、18歳未満の障害のある人の4.2%を占めています。
- 障害のある人では、「障害のない人もいる一般の職場で働きたい」とする人が前回調査（平成26年度（2014年度））より減少しています。
- 障害のある人では、希望する将来の暮らしを実現するための条件として、収入の確保や働く場所をあげる人が多くみられます。特に18歳未満の障害のある人では、「収入が確保できること」を約65%の人が、「働く場所があること」を約70%の人が選択しています。
- 障害のある人では、仕事に就くために必要な支援として、「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」が最も多くなっていて、職業の斡旋や就労機会の提供等の充実が求められています。

① 働くことへの考え方

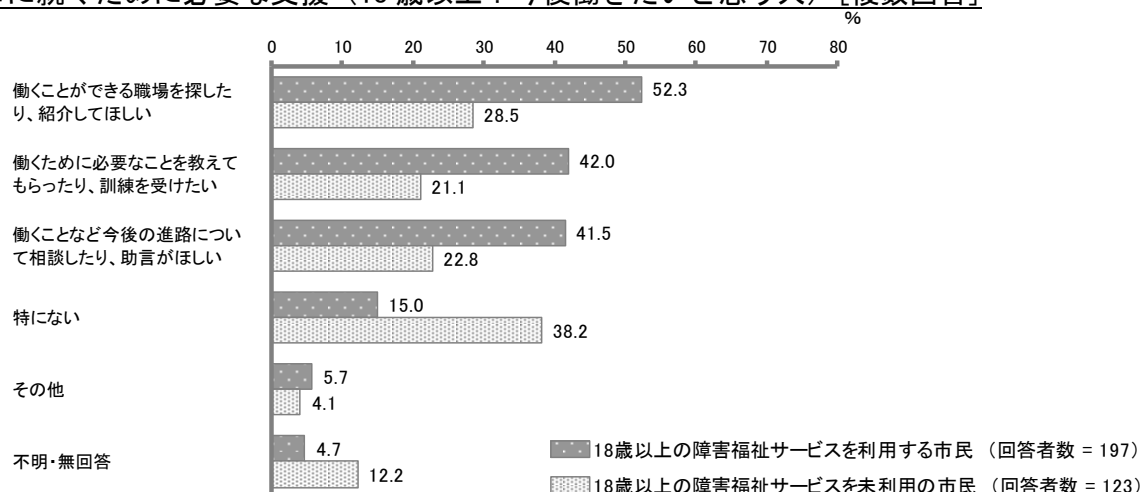
- ・18歳以上の障害のある人については、「障害や病気等で働くことができない」という人が減少しています。
- ・「一般の職場で働いたり」、「障害のある人に配慮された施設で生産活動を行うこと」を希望する人の割合が多くを占めています。
- ・18歳未満の障害のある人については、39.0%が「一般の職場で働くこと」を望んでいます。



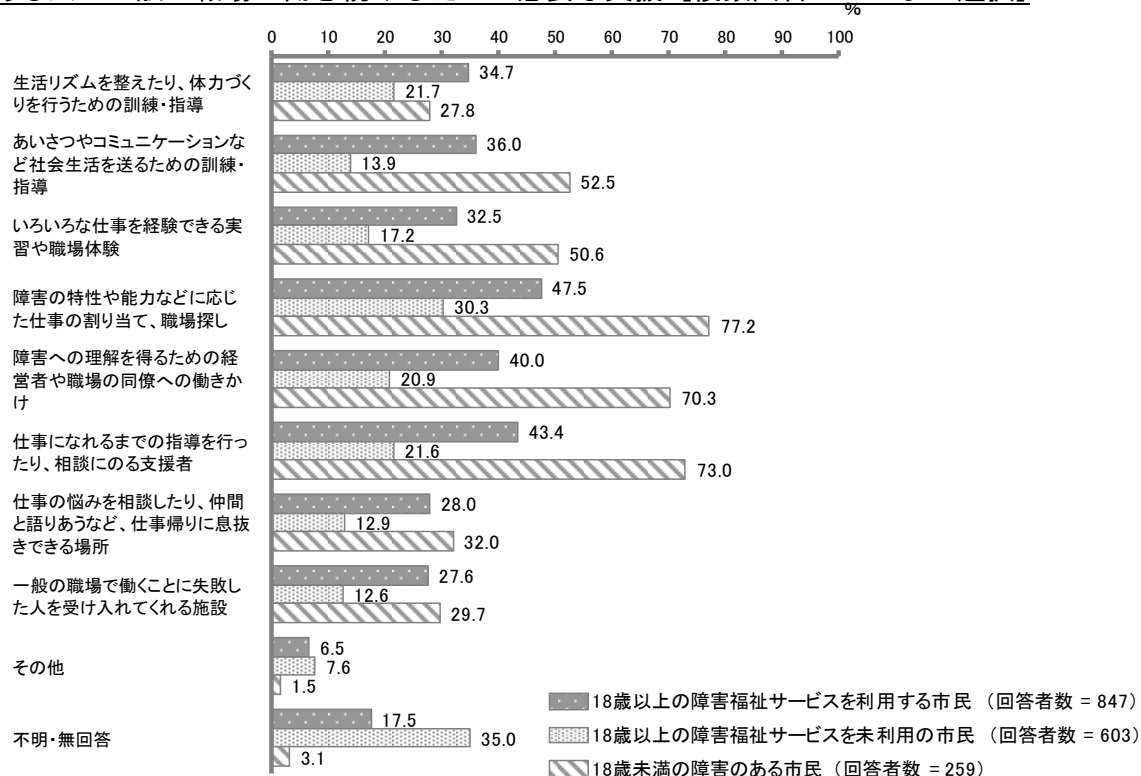
② 仕事に就くため、働き続けるために必要な支援

- ・ 障害のある人が仕事に就くために必要な支援として、「働くことができる職場の紹介を望む」人が最も多くなっており、また、「働くための訓練、進路についての相談・助言を望む」人も多くなっています。
- ・ 障害のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援として、「障害特性等に応じた仕事の割り当てや職場探し」、「障害への理解を得るための働きかけ」、「仕事になれるまでの指導を行ったり相談にのる支援者」を挙げる人が多く、就労後のフォローを求める声が多くなっています。

仕事に就くために必要な支援（18歳以上：今後働きたいと思う人）〔複数回答〕



障害のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援〔複数回答：3つまで選択〕



(4) 相談の状況と支援の希望

- 「自分の障害や病気に関すること」、「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」について不安に思う人が多いです。
- 相談したことがない理由として、「どこに相談したらいいかわからない」とする声が挙がっています。
- 「医療・福祉面での専門的な相談に対する関心」が依然として高いです。18歳未満の障害のある市民では、「将来の自立生活に向けた指導・相談」へのニーズも高いです。

① 家族・親戚や日頃通う場所以外の人への相談状況

- ・「家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている」回答者は、18歳以上の障害福祉サービスを利用する人で39.8%、18歳以上の障害福祉サービスを未利用の人で26.5%、18歳未満の障害のある人で45.9%となっています。

② 今、気にかかっていること

- ・18歳以上の障害のある人では、「自分の障害や病気に関すること」が5割半ばを超えています。また、「家族からの自立や家族がいなくなったときの生活」についても多く挙げられています。
- ・18歳未満の障害のある人では、「進路のこと」を挙げる人が63.0%を占めているほか、「自分の障害や病気に関すること」、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」、「家族からの自立や家族がいなくなったときの生活」が約4割を占めています。

③ 相談したことがない理由

- ・「どこに相談したらいいかわからない（相談できる場所の情報がない）」が、18歳以上の障害福祉サービスを利用する人で22.9%、18歳以上の障害福祉サービスを未利用の人で15.4%、18歳未満の障害のある人で30.4%となっています。

④ 今後の相談支援体制への希望

- ・18歳以上の障害のある人では、「医療面での相談や福祉の専門職を配置した相談」など専門的な相談への関心が高く見られます。
- ・18歳未満の障害のある人では、「将来の自立生活に向けた指導・相談」が60.6%と最も高くなっています。次いで、「療育・治療・ケアに関する専門的な相談」、「各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が5割を超えています。

(5) 障害福祉サービス等の利用状況と意識

- 訪問系サービスや「移動支援」等については、現在利用している人の割合が高いです。また、18歳未満では、「放課後等デイサービス」の利用が4割を超えています。
- サービスを利用して不満に思う内容として、「サービスの体制」に関するものや、「支援者の知識・経験不足」を指摘する回答が多いです。
- サービス未利用の人では、サービスを利用しない理由として、「必要を感じない」「人に世話をかけたくない」「費用がかかる」が多くのサービスで挙げられています。

① 障害福祉サービスの利用状況

- ・ 18歳以上の障害のある市民の利用率の高い上位3位のサービスは、「移動支援」41.3%、「居宅介護」34.0%、「相談支援」27.9%です。
- ・ 18歳未満の障害のある市民の利用率の高い上位3位のサービスは、「放課後等デイサービス」42.9%、「補装具」23.6%、「移動支援」21.2%です。

② サービスを利用して気になったり不満に思うこと

- ・ 18歳以上の障害のある人では「短期入所」で約6割、「移動支援」、「居宅介護」で4割半ばの人が気になったり不満に思っている点があると回答しています。18歳未満の障害のある人では「日常生活用具」、「短期入所」、「日中一時支援事業」の3サービスで、気になったり不満に思っている点がある人の割合が5割を超えています。
- ・ 利用して気になったり不満に思う内容については、「利用したい日・時間に利用できない」、「利用回数・時間に制限がある」、「相談や手続きに時間がかかり面倒」など、サービスの体制に関するものとともに、「支援者の知識・経験の不足」を指摘する回答が多くなっています。

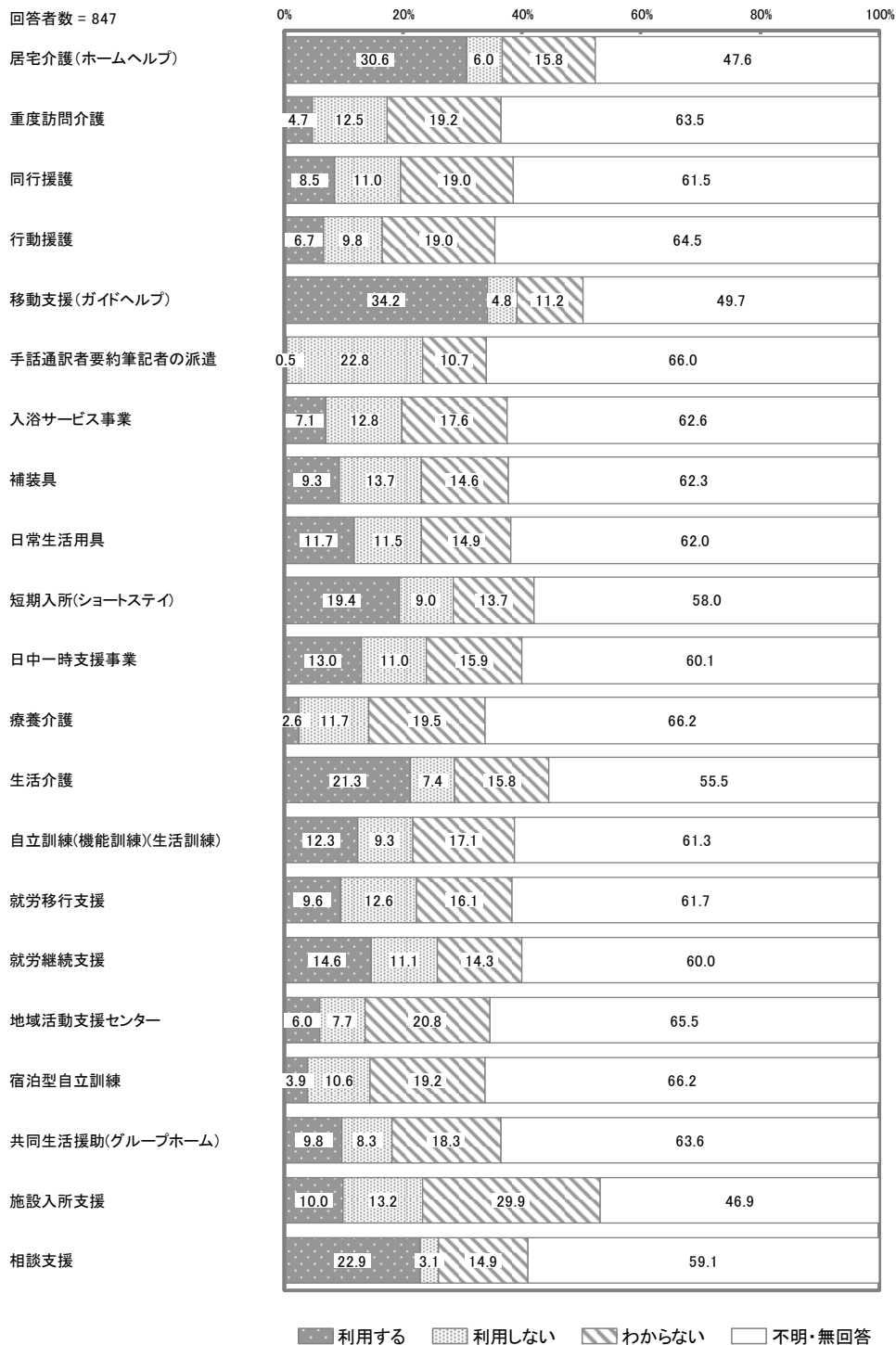
③ 今後のサービス利用意向

- ・ 18歳以上の障害のある人では、すべてのサービスで、現在利用している人の割合より今後もサービス利用したいという人の割合が減少しています。18歳未満の障害のある人では、「移動支援」、「児童発達支援」、「短期入所」、「日中一時支援事業」、「相談支援」で、現在の利用状況より伸びが見られます。

④ サービスを利用していない理由

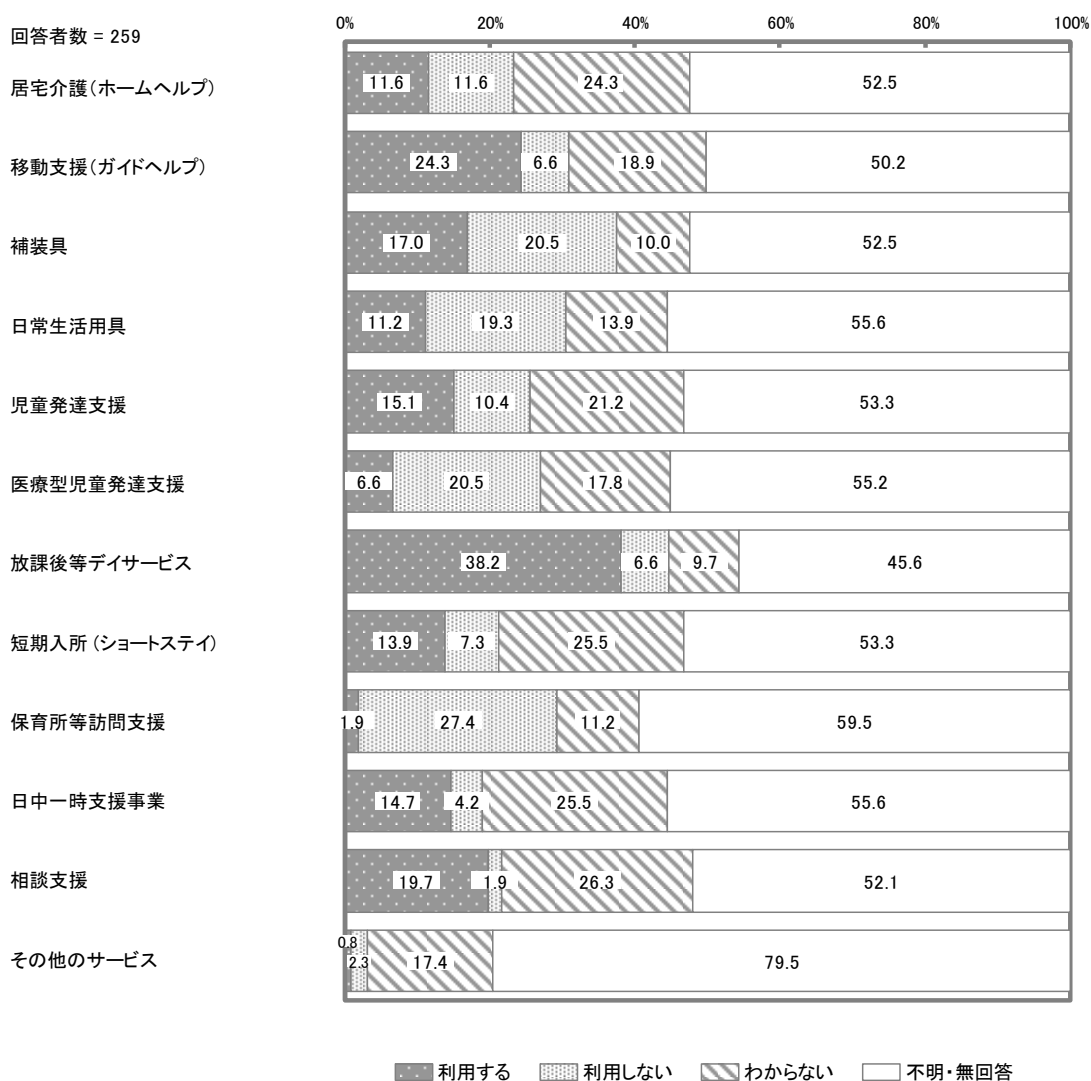
・18歳以上の障害福祉サービスを未利用の人にサービスを利用していない理由を聞いたところ、「必要を感じない」が最も高く44.8%を占めています。また、「費用がかかる」という金銭面での理由を挙げる人が9.3%、「制度やサービスのことを知らない」、「利用の仕方がわからない」など情報入手面での理由を挙げる人が9%前後でした。

今後の障害福祉サービスの利用意向（18歳以上のサービス利用者）



今後の障害福祉サービスの利用意向（18歳未満のサービス利用者）

回答者数 = 259



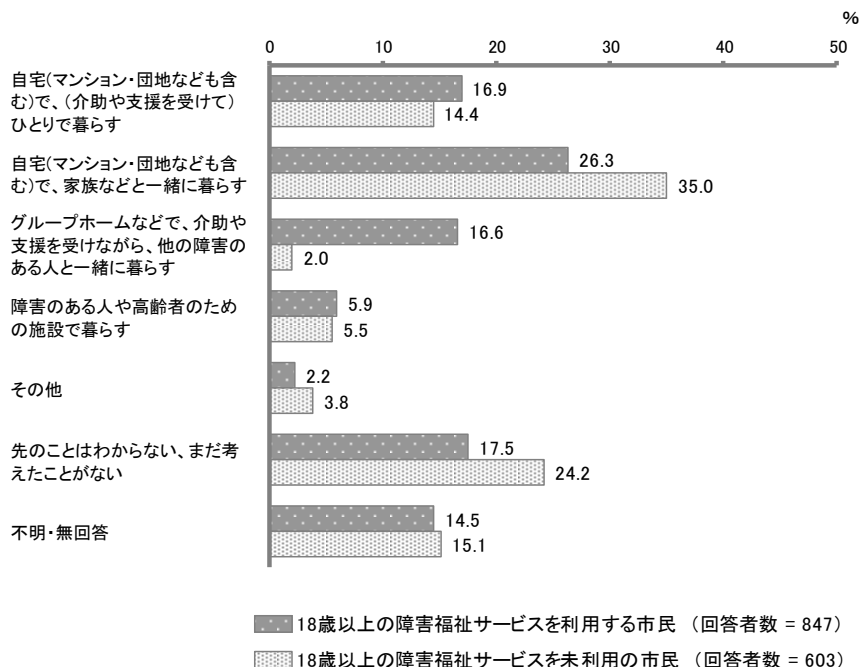
(6) 将来の暮らし方

- 「自宅で家族等と一緒に暮らしたい」という人が多くを占めています。
- 「地域で生活するために経済的な負担の軽減」を挙げる人が多く、5割半ば～7割近くとなっています。

① 将来の暮らし方

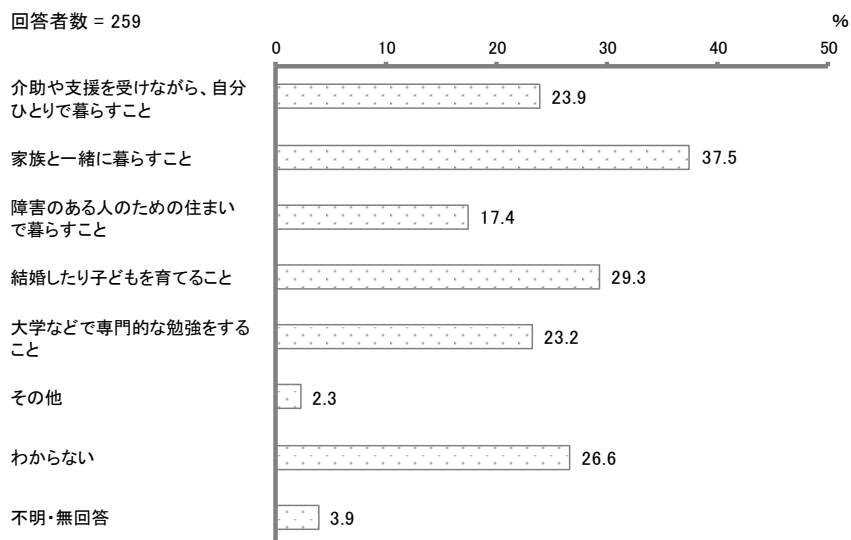
- ・18歳以上の障害福祉サービスを利用する人では、「自宅で家族などと暮らす」という人が26.3%、「自宅でひとりで暮らす」という人が16.9%、「グループホーム等で暮らす」という人が16.6%などとなっています。また、18歳以上の障害福祉サービスを未利用の人では、「自宅で家族などと暮らす」という人が35.0%と最も多くなっています。
- ・18歳未満の障害のある人では、将来してみたいこととして「家族と一緒に暮らすこと」が37.5%、「結婚したり子どもを育てること」が29.3%、「介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと」が23.9%、「大学などで専門的な勉強をすること」が23.2%などとなっています。

将来の暮らし方（18歳以上）



将来の暮らし方（18歳未満）〔複数回答〕

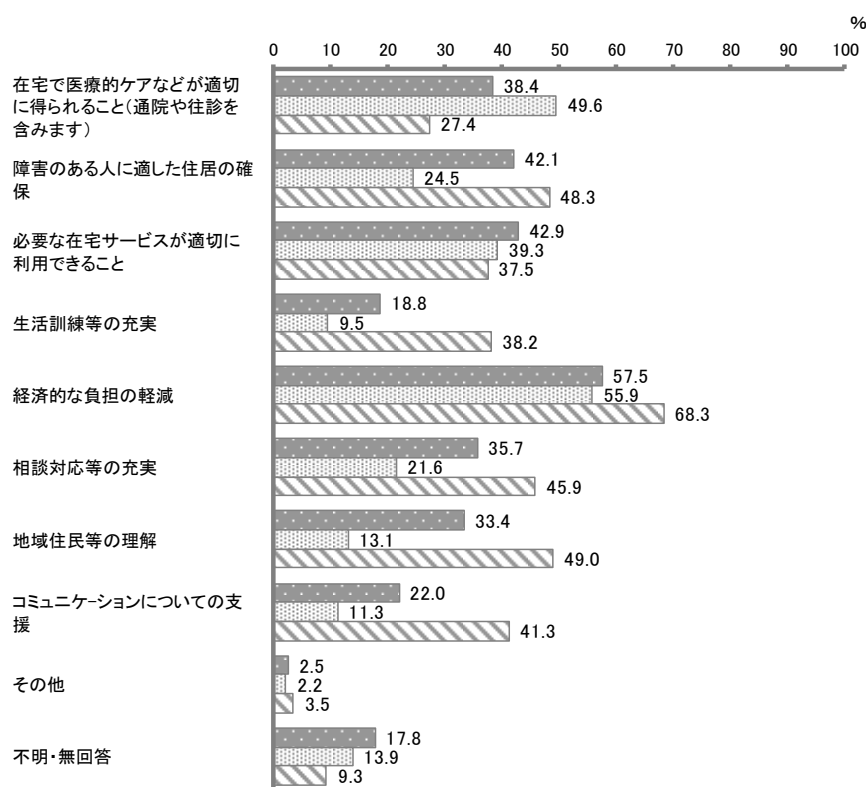
回答者数 = 259



② 地域で生活するために必要な支援

- ・「経済的な負担の軽減」を挙げる人が最も多く、5割半ば～7割近くを占めています。18歳以上の障害福祉サービスを利用する人では、これに次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、18歳以上の障害福祉サービスを利用していない人では、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」、18歳未満の障害のある人では、「地域住民等の理解」が挙げられています。

地域で生活するために必要な支援 [複数回答]



■ 18歳以上の障害福祉サービスを利用する市民 (回答者数 = 847)
 ■ 18歳以上の障害福祉サービスを未利用の市民 (回答者数 = 603)
 ■ 18歳未満の障害のある市民 (回答者数 = 259)

(7) 障害者支援施設の入所者の状況と地域生活への移行に関する意識

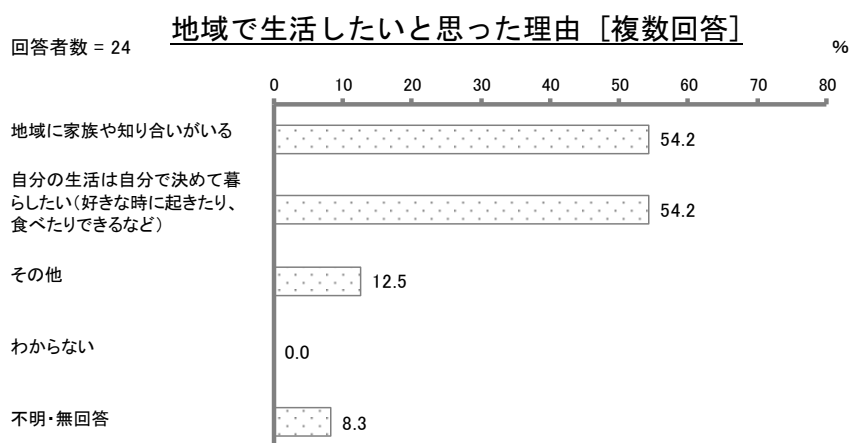
- 入所年数が「10年～20年未満」という人が最も多いです。入所理由は「家族等のすすめ」が5割半ばです。
- 「豊中市内に家族がいる人」が6割以上を占めているが、家族等と連絡をとったり訪問を受けるのは「月や年に数回」という人が多くを占めています。
- 「地域で生活することに関心を示す」という人は17.5%で、暮らす場所としては「入所前に住んでいた地域」という人が6割近くです。
- 地域で生活することについてイメージできていない状況がうかがえます。

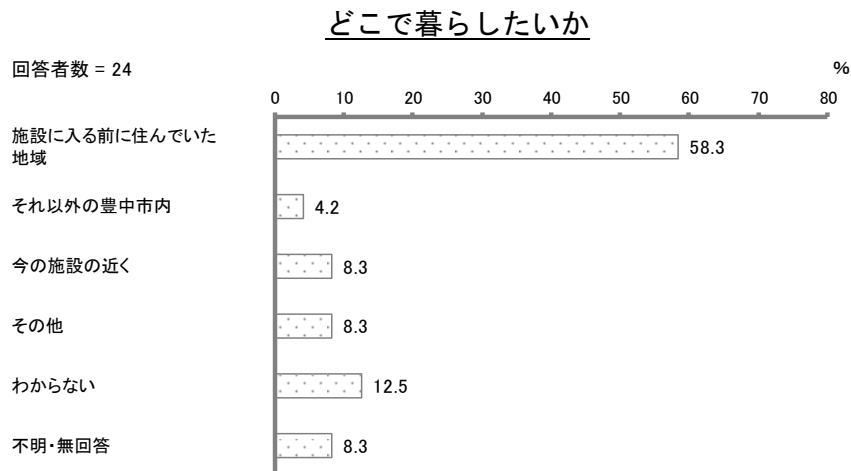
① 回答者の属性

- ・ 障害種別をみると、「療育手帳A」が75.9%と最も高く、次いで「身体障害者手帳1級」が21.9%となっています。
- ・ 現在の施設での入所年数は「10年～20年未満」が40.1%と最も高く、次いで「20年～30年未満」が16.8%となっています。入所した主な理由は、「家族等のすすめ」が55.5%を占めています。
- ・ 家族が「市内にいる人」は62.0%、「他自治体に在住している人」は24.8%で、「家族がいない人」は5.8%となっています。また、家族等との連絡頻度は「月に1～数回」が40.1%、訪問頻度は「年に1～数回」が33.6%、「月に1～数回」が32.8%などとなっています。

② 地域生活への移行に関する関心

- ・ 施設を退所して地域で生活したいという人は17.5%で、その理由として「地域に家族や知り合いがいる」「自分の生活は自分で決めて暮らしたい(好きな時に起きたり、食べたりできるなど)」が5割半ばを占めています。
- ・ 地域で暮らす場所については「施設に入る前に住んでいた地域」が6割近くと高く、住居形態については「グループホーム」が4割半ばを占めています。





③ 地域生活での時間の過ごし方

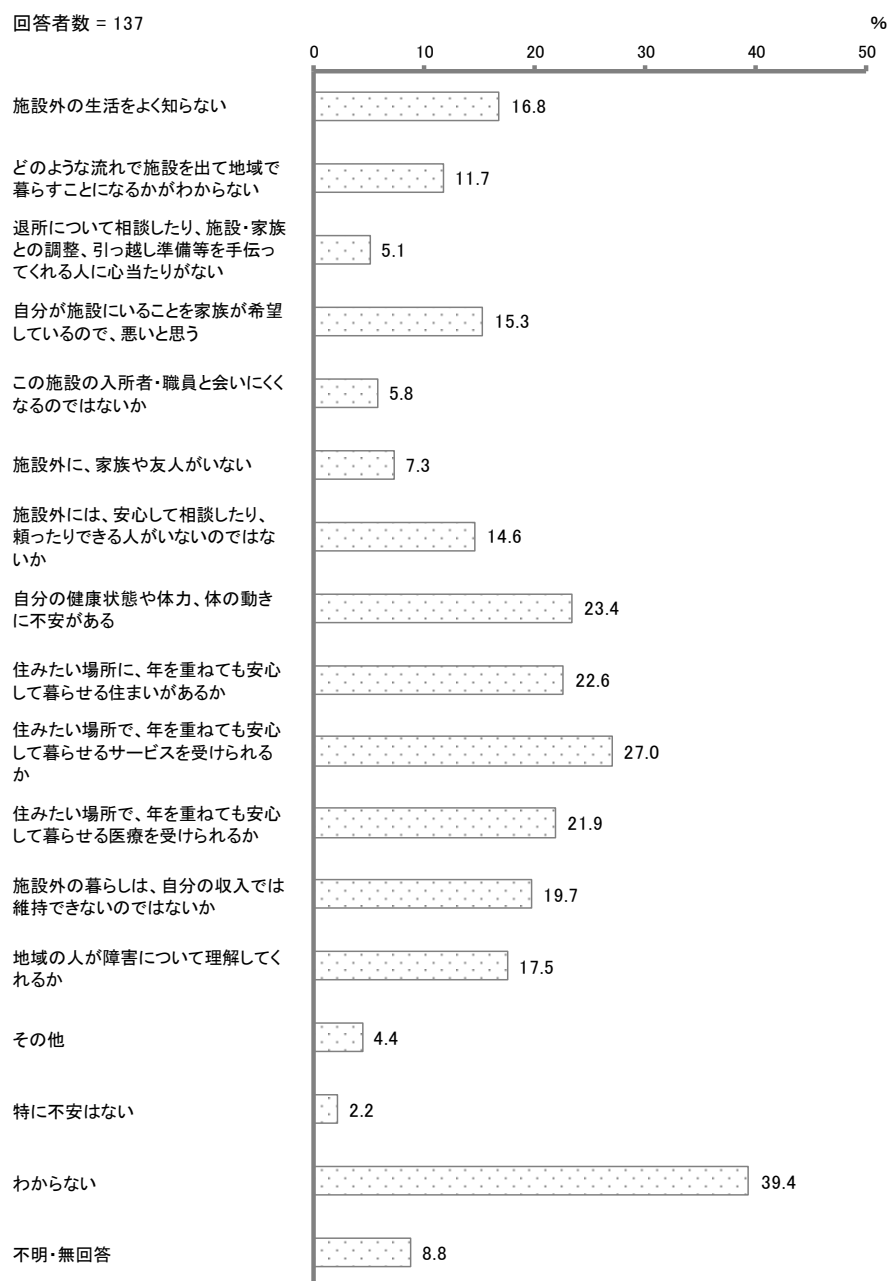
- ・ 日中の過ごし方として、「その他の用で、外出して過ごしたい」が 58.3%で最も高く、次いで「部屋で、静かに休みたい」が 41.7%、「部屋で、家族と過ごしたい」が 29.2%となっています。また、休日等の過ごし方については、「散歩・買い物・映画鑑賞等に行きたい」が 66.7%で最も高く、次いで「外食に行きたい」が 62.5%、「旅行に行きたい」が 54.2%となっています。

④ 地域で生活することへの不安

- ・ 「住みたい場所で、年を重ねても安心して暮らせるサービス・住まい・医療があるか」といった回答や、「施設外の生活をよく知らない」といった回答が多くみられ、地域で生活することへのイメージができていない状況がうかがえます。

施設を退所して地域で生活することについて不安に思うこと [複数回答]

回答者数 = 137



4 『第1期豊中市障害児福祉計画』の策定に向けた市民意識調査

(発達に課題のある児童にかかわる計画の策定に向けた市民意識調査)

計画策定の基礎資料とした市民意識調査の結果については、次のとおりです。

(1) 調査の概要

【調査の概要】

調査目的	『第1期豊中市障害児福祉計画』策定に向けた基礎資料とするため、通所支援受給者証を持つ児童を取り巻く環境や福祉施策に対する意識、サービス利用の状況やニーズ等を把握するために行いました。
調査対象・回収状況	通所支援受給者証を持つ児童 273人/455人（有効回収率 60.0%） ただし、下記の①～③の該当者は除く ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている人 ③障害福祉サービス、地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの人
調査方法	郵送による配布・回収（礼状兼督促1回）
調査期間	平成29年（2017年）8月～9月

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しているため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。

【回答者の属性】

- 対象者の年齢は「0～4歳」が48.7%を占め、次いで「5～9歳」が42.5%を占めています。
- 現在の所属先は「保育所・認定こども園・幼稚園」が44.7%を占め、「小学校」が28.2%、「あゆみ学園・しいの実学園」が15.0%を占めています。
- 回答者は「ご本人にかわって家族の人が記入」が94.5%を占め、「ご本人が記入」が1.1%、「ご本人が答えて、家族の人が記入」が3.3%を占めています。
- 通院状況については「発達障害を含む発達の課題に関わることで通院している」が37.4%を占めています。
- 自宅でひとり暮らし、自宅で家族などと一緒に住んでいる人のうち、「介助や支援が必要なものがある」が74.3%を占めています。

(2) 生活環境

- 発達に課題があっても、日常生活や学校・施設等での生活ができている人が8割半ばを占めています。
- 学校や通園施設などの放課後や休みの日の過ごし方は家や施設の中で過ごしている人が多く、居場所として障害や発達に課題のある仲間との情報交換や活動、交流の場、一人で行っても安心してくつろげる場、障害や発達に課題のない人と一緒に行う余暇活動を求めています。

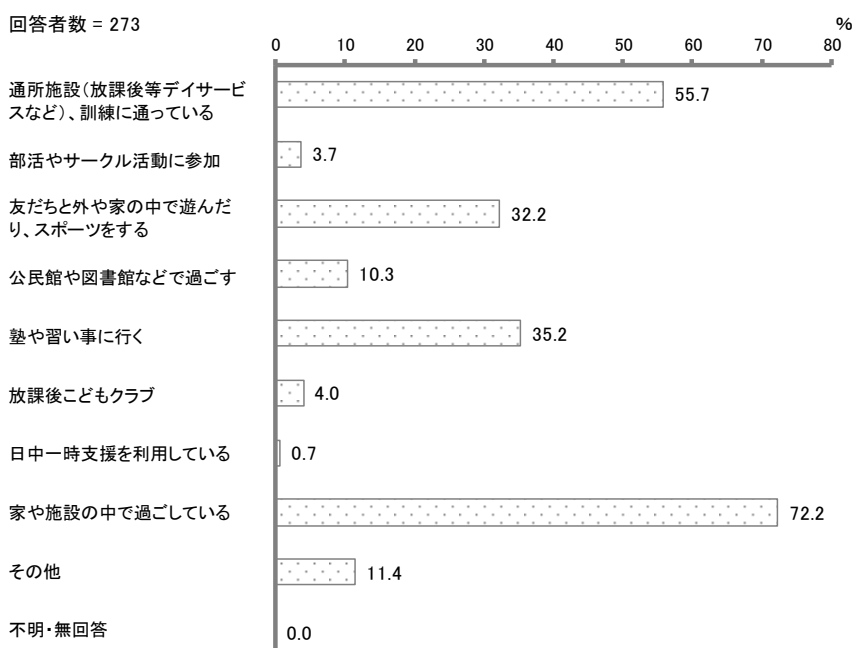
① 発達に課題があっても、日常生活や学校・施設等での生活ができているか

・ そのように感じている人の割合は、85.0%となっています。

② 学校や通園施設などの放課後や休みの日の過ごし方

・ 「家や施設の中で過ごしている」が72.2%と最も高く、次いで「通所施設（放課後等デイサービスなど）、訓練に通っている」が55.7%となっています。

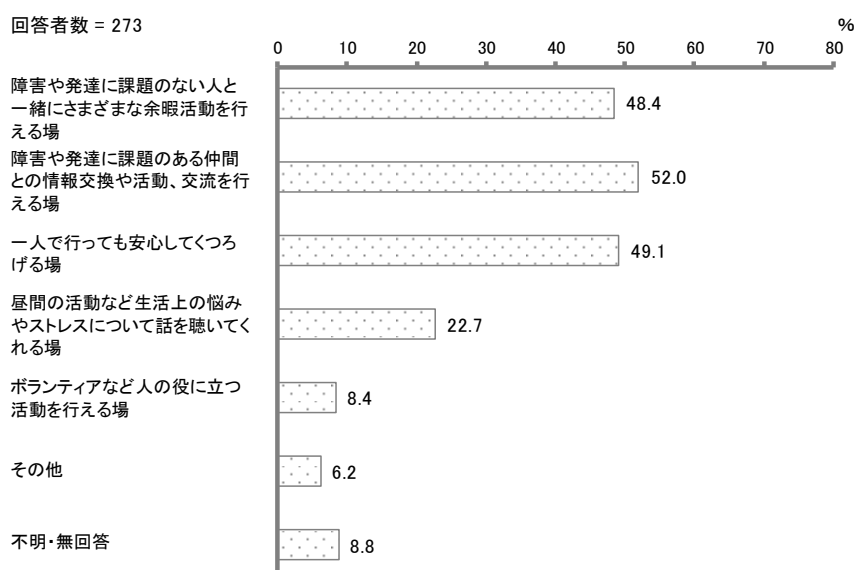
学校や通園施設などの放課後や休みの日の過ごし方 [複数回答]



③ 学校や通園施設などの放課後や休日などの居場所の希望

- ・「障害や発達に課題のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場」、「一人で行って安心してくつろげる場」、「障害や発達に課題のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場」が多くなっています。

学校や通園施設などの放課後や休日などの居場所の希望 [複数回答]



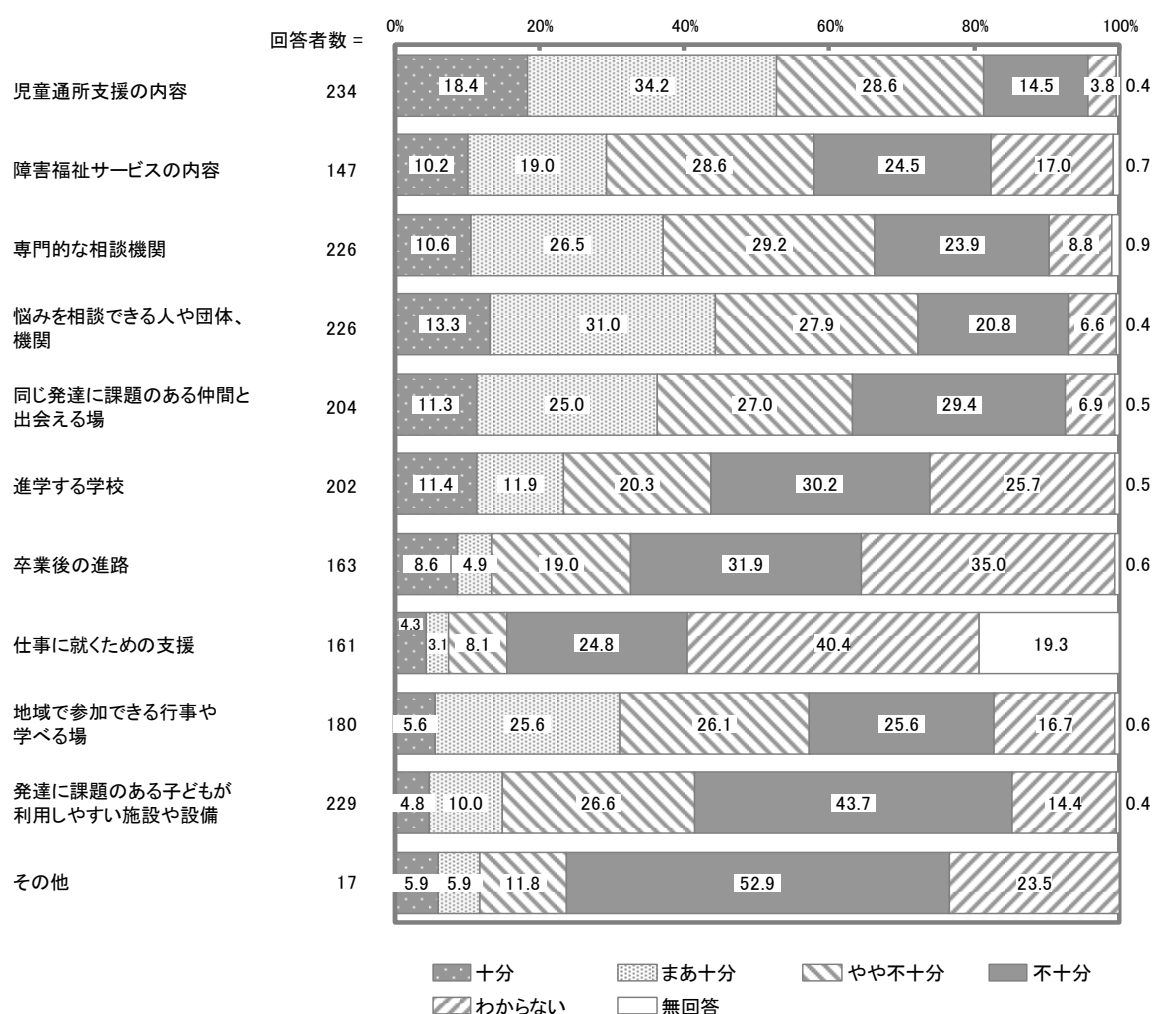
(3) 情報の入手と相談

- 福祉サービス等に関する情報について、不十分と感じている人が多く、情報提供の充実が求められています。
- 健康や医療面で不安に思ったり、困っていることとして、障害や発達に課題がある人への理解や経験のある医師が身近にいないことや、発育・発達についての相談、気持ちのしんどさについての相談がないことが多いです。また、今、気にかかっていることは、自分の発達の課題や病気、家族以外の人との人間関係、進学や訓練、就職など進路が多いです。
- 市内における今後の相談支援体制について発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談、医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制、将来の自立生活に向けた指導や相談を望んでいます。

① 福祉サービス等に関する情報

- ・発達に課題のある子どもが利用しやすい施設や設備について情報が不十分と感じている人が約7割、障害福祉サービスの内容、専門的な相談機関、悩みを相談できる人や団体、機関、同じ発達に課題のある仲間と会える場、進学する学校、卒業後の進路、地域で参加できる行事や学べる場、発達に課題のある子どもが利用しやすい施設や設備については約5割となっています。

障害福祉サービス等に関する情報が十分得られているか

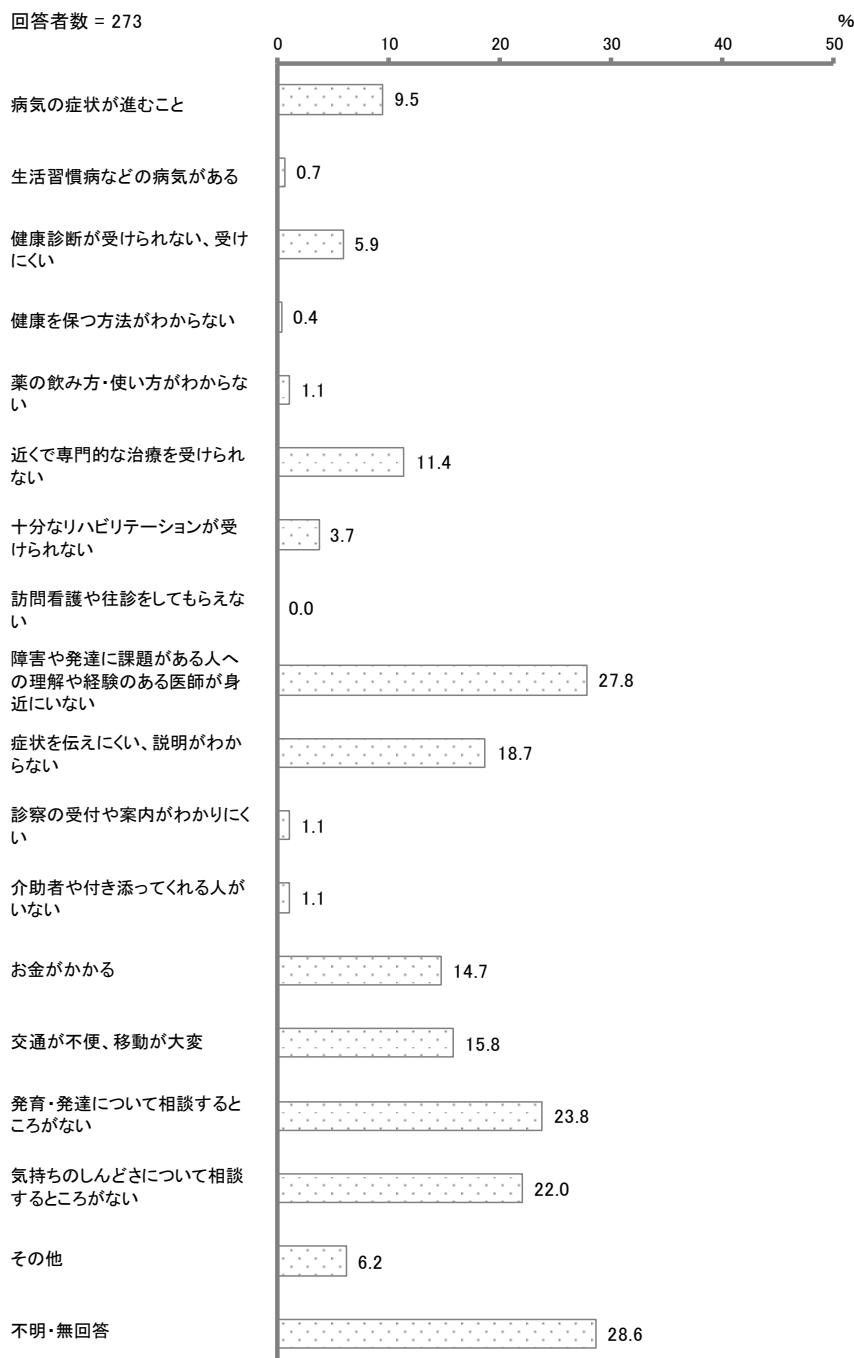


② 健康や医療面で不安に思ったり、困っていること

- ・「障害や発達に課題がある人への理解や経験のある医師が身近にいない」が27.8%と最も高く、次いで「発育・発達について相談するところがない」が23.8%、「気持ちのしんどさについて相談するところがない」が22.0%となっています。

健康や医療面で不安に思ったり、困っていること [複数回答]

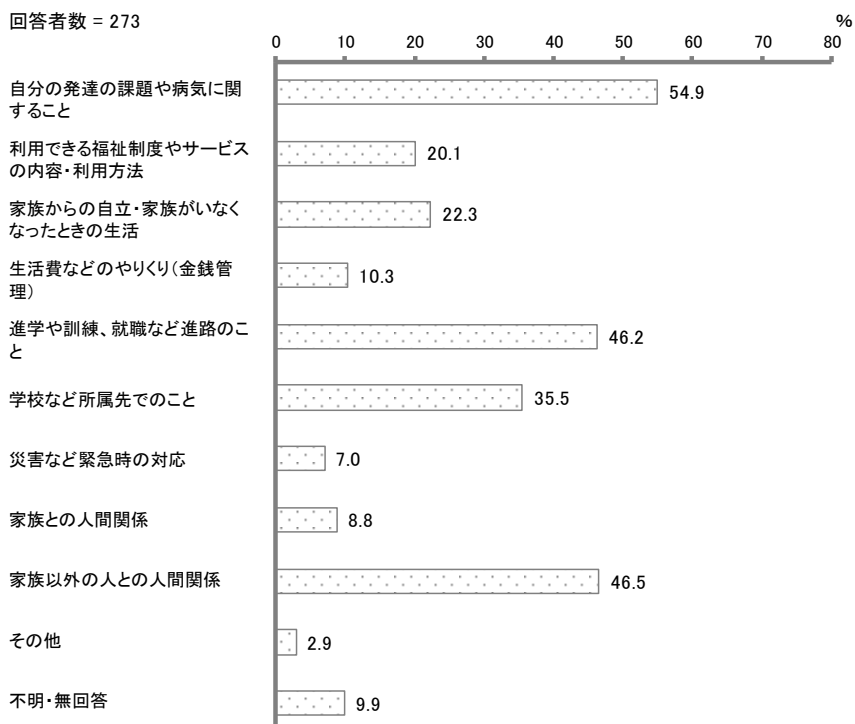
回答者数 = 273



③ 今、気にかかっていること

- ・「自分の発達の課題や病気に関すること」が 54.9%と最も高く、次いで「家族以外の人との人間関係」が 46.5%、「進学や訓練、就職など進路のこと」が 46.2%となっています。

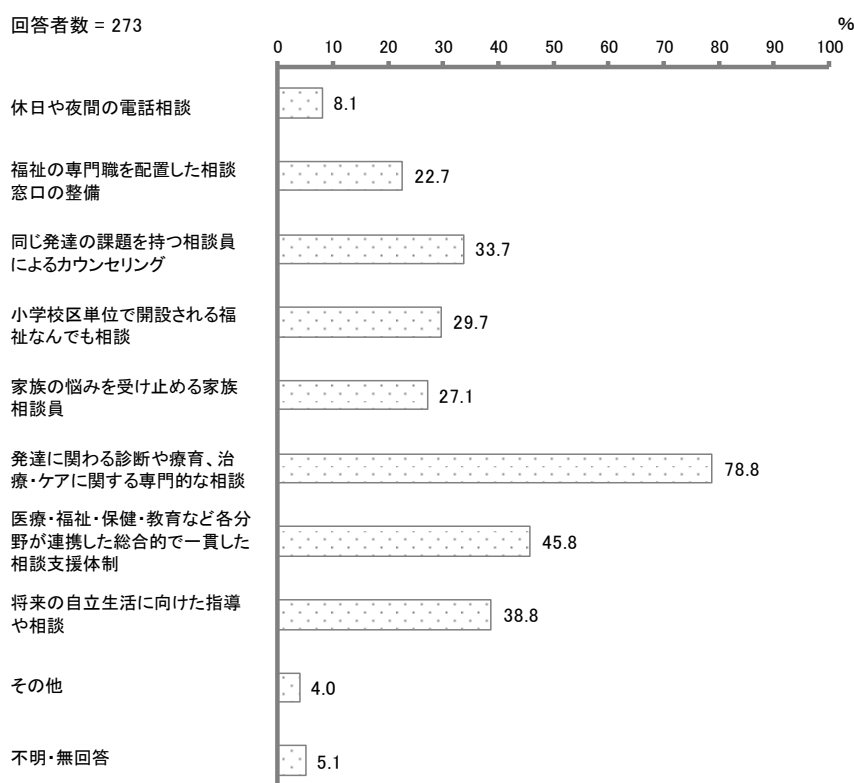
今、気にかかっていること [複数回答]



④ 市内における今後の相談支援体制について望むこと

- ・「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が 78.8%と最も高く、次いで「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が 45.8%、「将来の自立生活に向けた指導や相談」が 38.8%となっています。

市内における今後の相談支援体制について望むこと [複数回答]



(4) 療育・教育

- 療育や教育に関する相談について、専門的な相談機関の充実、具体的な対応のしかた、相談機関の情報提供を望んでいます。
- 乳幼児期における母子保健や療育において通園事業・療育事業などの充実、福祉サービスや療育についての情報提供、保護者に対する相談・支援体制の充実を望んでいます。
- 発達に課題のある子どものための施策やサービスにおいて発育・発達上の課題の早期発見・診断、こども園・保育所(園)・幼稚園での受け入れ、自立に向けた専門的な教育の充実が求められています。

① 療育や教育に関する相談について望むこと

- ・「専門的な相談機関を充実してほしい」が 60.4%と最も高く、次いで「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が 53.8%、「相談機関の情報を提供してほしい」が 48.0%となっています。

② 乳幼児期における母子保健や療育における関わりで望むこと

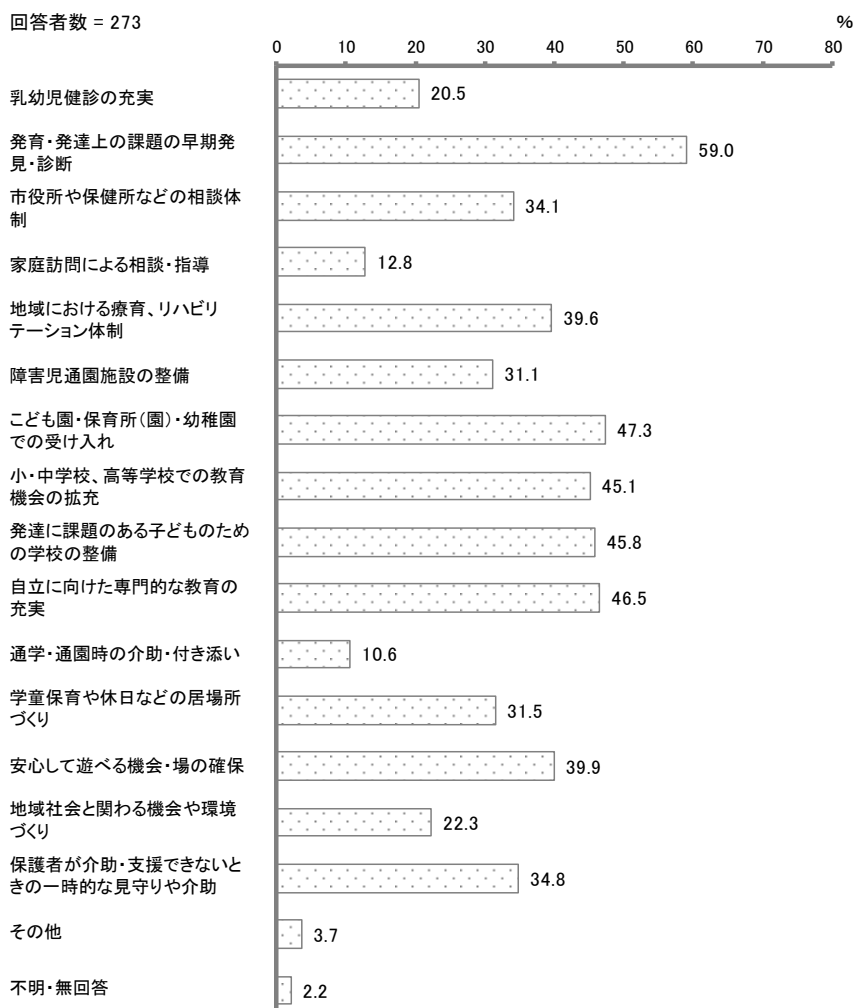
- ・「通園事業・療育事業などを充実する」が 74.7%と最も高く、次いで「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなう」が 64.5%、「保護者に対する相談・支援体制を充実する」が 62.3%となっています。

③ 発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うもの

- ・「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が 59.0%と最も高く、次いで「こども園・保育所（園）・幼稚園での受け入れ」が 47.3%、「自立に向けた専門的な教育の充実」が 46.5%となっています。

発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、 特に充実が必要と思うもの [複数回答]

回答者数 = 273



(5) 福祉サービス等の利用状況と意識

- 福祉サービスの利用状況は、児童発達支援を利用している人が多い。一方で利用回数・時間などの制限について不満と感じている人が多いです。
- 今後のサービス利用意向として、児童発達支援が最も高く、放課後等デイサービス、相談支援と続いています。

① 福祉サービスの利用状況

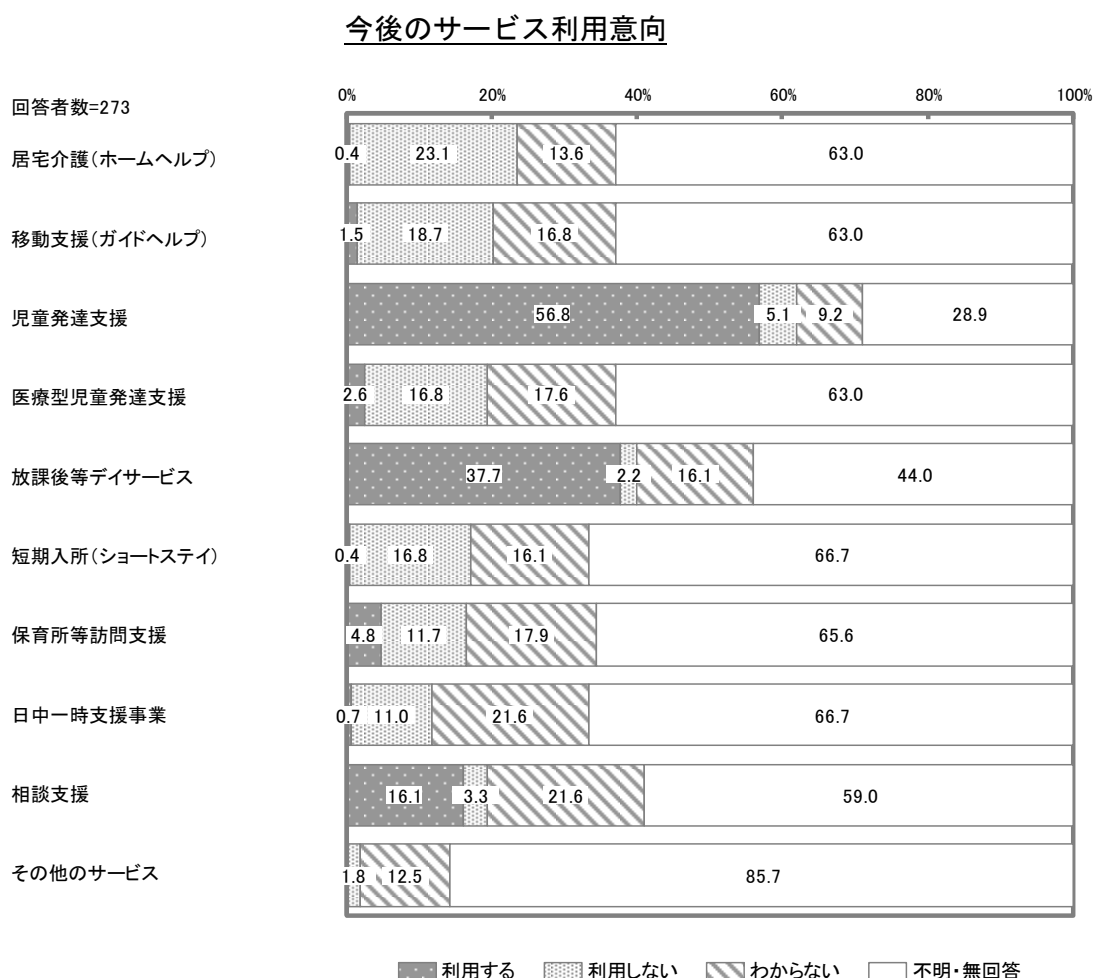
・児童発達支援で「利用している」が高く、6割台半ばとなっています。

② サービスを利用して気になったり不満に思うこと

・児童発達支援で「利用回数・時間などに制限がある」が約4割となっています。

③ 今後のサービス利用意向

・児童発達支援で「利用する」が高く5割台半ば、放課後等デイサービスで約4割、相談支援で1割半ばとなっています。



(6) 将来の暮らし方

- 大人になったらしてみたいと思うことは、結婚や子育て、大学などで専門的な勉強が多いです。
- 希望する将来の暮らしを実現するために必要なこととして、働く場所や収入の確保など就労に関することや、地域の人の障害や発達に課題のある人への理解を求める声が多いです。

① 大人になったらしてみたいと思うこと

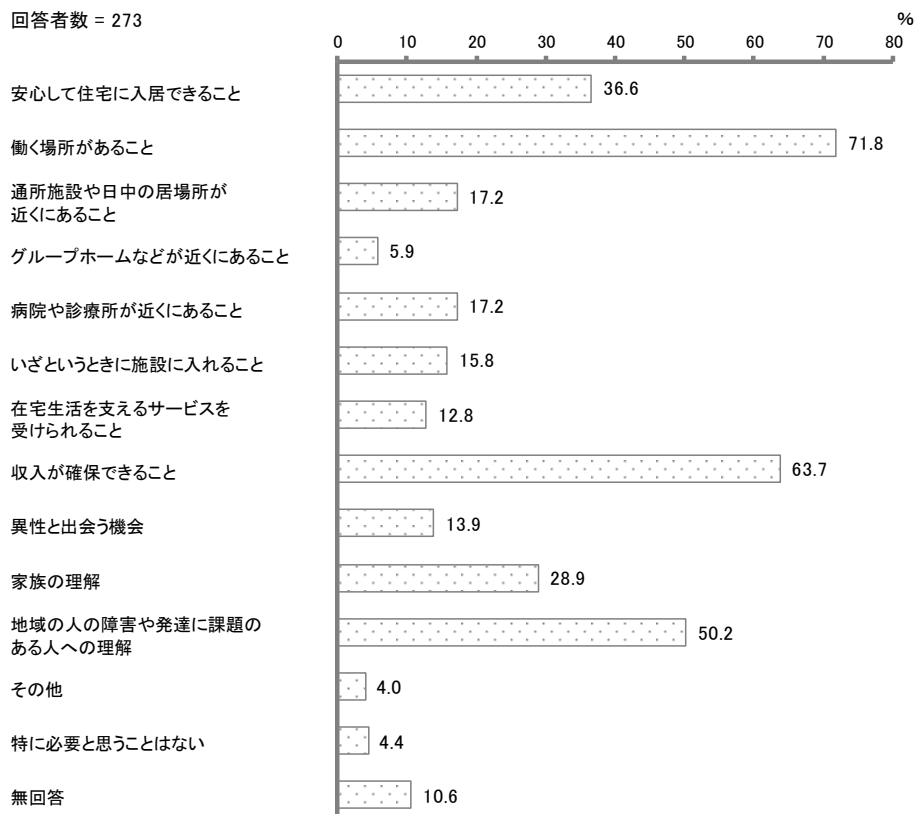
- ・「結婚したり子どもを育てること」が 45.4%と最も高く、次いで「わからない」が 37.4%、「大学などで専門的な勉強をすること」が 34.4%となっています。

② 希望する将来の暮らしを実現するために必要なこと

- ・「働く場所があること」が 71.8%と最も高く、次いで「収入が確保できること」が 63.7%、「地域の人の障害や発達に課題のある人への理解」が 50.2%となっています。

希望する将来の暮らしを実現するために必要なこと [複数回答]

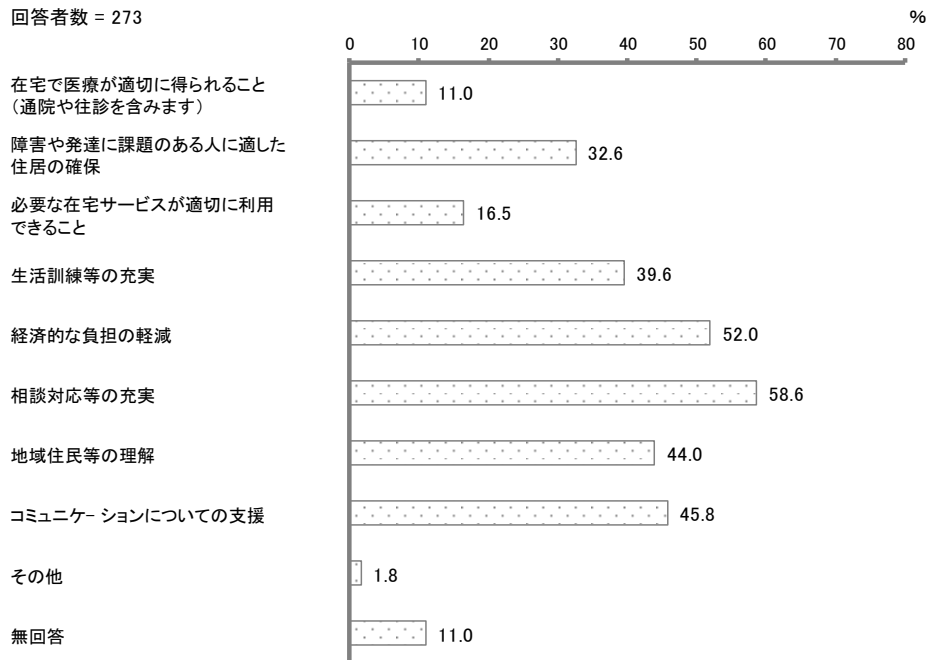
回答者数 = 273



③ 地域で生活するために必要な支援

- ・「相談対応等の充実」が 58.6%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が 52.0%、「コミュニケーションについての支援」が 45.8%となっています。

地域で生活するために必要な支援 [複数回答]



第 3 章

障害福祉サービス等の実績と見込量

1 自立支援給付によるサービス

(1) 訪問系サービスと短期入所

① 訪問系サービス

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人 (障害支援区分 1 以上)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障害・精神障害のある人で、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人(障害支援区分 3 以上)	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分 6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害のある人 ・最重度の知的障害のある人 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

第4期における実績

【居宅介護の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	420	403	96.0%	433	404	93.3%	447	405	90.6%
	時間分	15,018	14,000	93.2%	15,483	14,051	90.8%	15,984	14,104	88.2%
知的障害者	人分	142	166	116.9%	148	193	130.4%	153	204	133.3%
	時間分	5,173	5,197	100.5%	5,391	5,272	97.8%	5,573	5,324	95.5%
精神障害者	人分	389	385	99.0%	432	456	105.6%	475	485	102.1%
	時間分	7,108	7,233	101.8%	7,894	8,742	110.7%	8,680	9,214	106.2%
障害児	人分	88	82	93.2%	94	84	89.4%	100	86	86.0%
	時間分	2,938	2,515	85.6%	3,138	2,622	83.6%	3,339	2,627	78.7%
合計	人分	1,039	1,036	99.7%	1,107	1,137	102.7%	1,175	1,180	100.4%
	時間分	30,237	28,945	95.7%	31,906	30,687	96.2%	33,576	31,269	93.1%

※平成29年度（2017年度）は見込（平成29年（2017年）4月から10月請求受付分の利用実績の月平均）

【重度訪問介護の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	46	48	104.3%	49	46	93.9%	52	46	88.5%
	時間分	14,344	16,022	111.7%	15,280	15,351	100.5%	16,216	15,432	95.2%
知的障害者	人分	3	0	0%	3	6	200.0%	3	7	233.3%
	時間分	462	0	0%	462	2,961	640.9%	462	3,724	806.1%
精神障害者	人分	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
	時間分	142	0	0%	142	0	0%	142	0	0%
合計	人分	50	48	96.0%	53	52	98.1%	56	53	94.6%
	時間分	14,948	16,022	107.2%	15,884	18,312	115.3%	16,820	19,156	113.9%

※平成29年度（2017年度）は見込（平成29年（2017年）4月から10月請求受付分の利用実績の月平均）

※平成26年（2014年）4月から対象者が拡大

【行動援護の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
知的障害者	人分	4	4	100.0%	4	8	200.0%	5	8	160.0%
	時間分	260	394	151.5%	260	645	248.1%	325	752	231.4%
精神障害者	人分	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
	時間分	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
障害児	人分	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	時間分	16	45	281.3%	16	11	68.8%	16	17	106.3%
合計	人分	5	5	100.0%	5	9	180.0%	6	9	150.0%
	時間分	276	439	159.1%	276	656	237.7%	341	769	225.5%

※平成 29 年度 (2017 年度) は見込 (平成 29 年 (2017 年) 4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均)

【同行援護の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	136	130	95.6%	141	134	95.0%	147	139	94.6%
	時間分	3,700	3,794	102.5%	3,836	4,010	104.5%	3,999	4,171	104.3%
障害児	人分	3	4	133.3%	3	2	66.7%	4	3	75.0%
	時間分	113	101	89.4%	113	77	68.1%	150	109	72.7%
合計	人分	139	134	96.4%	144	136	94.4%	151	142	94.0%
	時間分	3,813	3,895	102.2%	3,949	4,087	103.5%	4,149	4,280	103.2%

※平成 29 年度 (2017 年度) は見込 (平成 29 年 (2017 年) 4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均)

【重度障害者等包括支援の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
知的障害者	人分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神障害者	人分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	人分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間分	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

【訪問系サービス（合計）の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	602	581	96.5%	623	584	93.7%	646	590	91.3%
	時間分	33,062	33,816	102.3%	34,599	33,412	96.6%	36,199	33,707	93.1%
知的障害者	人分	149	170	114.1%	155	207	133.5%	161	219	136.0%
	時間分	5,895	5,591	94.8%	6,113	8,878	145.2%	6,360	9,800	154.1%
精神障害者	人分	390	385	98.7%	433	456	105.3%	476	485	101.9%
	時間分	7,250	7,233	99.8%	8,036	8,742	108.8%	8,822	9,214	104.4%
障害児	人分	92	87	94.6%	98	87	88.8%	105	90	85.7%
	時間分	3,067	2,661	86.8%	3,267	2,710	83.0%	3,505	2,753	78.5%
合計	人分	1,233	1,223	99.2%	1,309	1,334	101.5%	1,388	1,384	99.7%
	時間分	49,274	49,301	100.1%	52,015	53,742	103.3%	54,886	55,474	101.1%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
居宅介護等の訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用見込者数【人分】 ・月平均あたりの利用時間総数【時間分】 $= [月平均実利用者数の見込] \times [1人あたりの月平均利用時間数]$ ・月平均実利用者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の月平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、事業所の参入意向、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・1人あたり月平均の利用時間数は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の利用実績をもとに、利用量の増加分を加味して算出しています。

第5期における月あたりの見込

サービス名	種別	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)	実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)	実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)
居宅介護	身体	406	14,156	407	14,208	408	14,261
	知的	223	5,376	242	5,376	261	5,376
	精神	535	10,220	585	11,237	635	12,265
	障害児	88	2,683	90	2,738	92	2,793
	合計	1,252	32,435	1,324	33,559	1,396	34,695
重度訪問介護	身体	45	15,134	44	14,835	43	14,534
	知的	8	4,564	9	5,481	10	6,475
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	53	19,698	53	20,316	53	21,009
行動援護	知的	10	918	12	1,074	14	1,222
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	1	17	1	17	1	17
	合計	11	935	13	1,091	15	1,239
同行援護	身体	144	4,380	148	4,563	153	4,780
	障害児	3	109	3	109	3	109
	合計	147	4,489	151	4,672	156	4,889
重度障害者等 包括支援	合計	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス 計	身体	595	33,670	599	33,606	604	33,575
	知的	241	10,858	263	11,931	285	13,073
	精神	535	10,220	585	10,237	635	12,265
	障害児	92	2,809	94	2,864	96	2,919
	合計	1,463	57,557	1,541	59,638	1,620	61,832

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・ 介助を要する場面として最も多くの人を選んだものは「外出」で、18歳以上サービス利用者で70.6%、18歳以上サービス未利用者で53.6%でした。18歳以上サービス未利用者については、前回調査より増えています。
- ・ 18歳以上サービス利用者では、サービスを利用して気になる点、不満な点として、「利用したい日・時間に利用できない」「利用回数・時間などに制限がある」を挙げています。
- ・ 18歳以上サービス利用者のうち、サービスを利用して気になる点・不満のある人の割合が40%以上だったのは、「居宅介護」（46.2%）及び「同行援護」（43.5%）でした。
- ・ 18歳未満では、居宅介護について、利用していて気になる点、不満な点として「利用したい日・時間に利用できない」「サービス事業所に利用を断られることが多い」を挙げています。
- ・ 施設入所者向けへの市民意識調査では、地域で生活することへの不安として、「住みたい場所で、年を重ねても安心して暮らせるサービスが受けられるか」を選択する人が多いです。
- ・ 「余暇を家で過ごしている」という人は、18歳以上サービス利用者で66.6%、18歳以上サービス未利用者で54.2%、18歳未満で59.8%ですが、「出かけて過ごす人」が前回調査より増え、外出を支援するサービスへのニーズが今後も高まっていくことが予想されます。
- ・ 今回の市民意識調査からも、サービス利用者は、障害福祉サービスの量の確保及び質の担保・改善を求めていることが明らかになりました。

○ 分析

- ・ 知的障害のある人の訪問系サービスの利用において、過去の利用実績から想定した見込みを大きく超えた増加をみせました。
- ・ 重度障害者等包括支援については、市内に事業所がないため、サービス量を見込んでいませんが、サービス利用を考えている市民が出た場合には適切に対応します。

見込量確保のための方策

- ・ いずれのサービスについても、事業所数が増えサービス提供体制が整ってきたといえますが、豊中市居宅介護・移動支援事業者連絡会等での勉強会や、同行援護や移動支援の従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、さらなる従事者の数と質の向上に努めます。研修内容としては、利用が増加している知的障害への理解促進につながるものを積極的にとりあげます。

② 短期入所

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅での介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障害のある人	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

第4期における実績

【短期入所の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	51	53	103.9%	56	58	103.6%	60	63	105.0%
	人日分	343	338	98.5%	377	402	106.6%	404	526	130.2%
知的障害者	人分	98	117	119.4%	101	149	147.5%	103	163	158.3%
	人日分	651	751	115.4%	671	981	146.2%	684	1,117	163.3%
精神障害者	人分	5	8	160.0%	6	8	133.3%	6	11	183.3%
	人日分	33	65	197.0%	40	77	192.5%	40	96	240.0%
障害児	人分	18	16	88.9%	19	27	142.1%	21	32	152.4%
	人日分	99	84	84.8%	105	134	127.6%	116	173	149.1%
合計	人分	172	194	112.8%	182	242	133.0%	190	269	141.6%
	人日分	1,126	1,238	109.9%	1,193	1,594	133.6%	1,244	1,912	153.7%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均)

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実利用見込者数【人分】 ・ 月平均あたりの利用日数（泊数）総数【人日分】＝[月間の利用人員]×[1人あたり月平均利用日数] ・ 月平均実利用者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・ 1人あたり月平均の利用時間数は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の利用実績をもとに、利用量の増加分を加味して算出しています。

第5期における月あたりの見込

サービス名	種別	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)
短期入所	身体	68	635	73	753	78	882
	知的	186	1,315	209	1,523	232	1,741
	精神	13	117	14	131	16	154
	障害児	40	219	48	267	56	316
	合計	307	2,286	344	2,674	382	3,093

見込量算出の背景

○ 豊中市における現状と課題から

- ・ 地域で生活する重症心身障害のある人が増えるとともに、障害のある人及びその家族の高齢化が進み、医療的ケアの可能な短期入所等のニーズが高まっています。
- ・ 事業所数は平成26年度(2014年度)末から1.5倍増えました。
- ・ 市内に医療型短期入所が少なく、市外の医療型短期入所を利用することもあります。希望どおり利用できない状況があります。
- ・ 緊急時等に短期入所を利用するためには、利用者の情報共有等が課題となるため、緊急時に対応できる体制づくりが求められています。

○ 市民意識調査結果から

- ・18歳以上サービス利用者で、短期入所を利用している人のうち、59.8%の人が気になる点や不満があると回答しています。理由は、「利用したい日・時間に利用できない」と回答した人が60.6%で最も多く、次いで、「利用回数・時間などに制限がある」が32.7%でした。

見込量確保のための方策

- ・緊急時等に対応できるよう、地域生活支援拠点の短期入所のあり方を検討します。
- ・医療的ケア等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう、豊能圏域の各市基幹相談支援センターが中心となって運営している重症心身障害児者の地域生活に係る課題検討を行う会議体等で検討し、関係機関との連携を進めます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は、障害支援区分2以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入院者等の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （宿泊型自立訓練）	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な人	知的障害または精神障害のある人に、生活能力の向上を図るため、施設に宿泊をしながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）

サービス名	主な対象者	実施内容
就労継続支援 (A型)	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満)</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>②支援学校を卒業して就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
就労継続支援 (B型)	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者</p> <p>④①、②、③、に該当しない人であって、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と判断された人(平成27年(2015年)3月末までの経過措置)</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
就労定着支援	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害のある人</p>	<p>障害のある人が新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため</p> <p>①事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項)</p> <p>②雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。</p>

第4期における実績

【生活介護の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	351	312	88.9%	390	318	81.5%	429	322	75.1%
	人日分	6,523	5,727	87.8%	7,248	5,681	78.4%	7,972	5,979	75.0%
知的障害者	人分	627	588	93.8%	694	610	87.9%	760	620	81.6%
	人日分	13,034	11,975	91.9%	14,427	12,185	84.5%	15,799	12,864	81.4%
精神障害者	人分	42	43	102.4%	49	46	93.9%	56	49	87.5%
	人日分	529	507	95.8%	617	513	83.1%	705	591	83.8%
合計	人分	1,020	943	92.5%	1,133	974	86.0%	1,245	991	79.6%
	人日分	20,086	18,209	90.7%	22,292	18,379	82.4%	24,476	19,434	79.4%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均)

【療養介護の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
	人分	46	49	106.5%	46	50	108.7%	46	51	110.9%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均)

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	2	3	150.0%	2	4	200.0%	2	3	150.0%
	人日分	36	40	111.1%	36	73	202.8%	36	48	133.3%
知的障害者	人分	6	12	200.0%	6	20	333.3%	6	19	316.7%
	人日分	135	211	156.3%	135	357	264.4%	135	368	272.6%
精神障害者	人分	22	9	40.9%	25	14	56.0%	28	15	53.6%
	人日分	589	160	27.2%	669	428	64.0%	750	238	31.7%
合計	人分	30	24	80.0%	33	38	115.2%	36	37	102.8%
	人日分	760	411	54.1%	840	858	102.1%	921	654	71.0%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均)

【自立訓練（宿泊型自立訓練）の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
知的障害者	人分	—	2	—	—	1	—	—	0	—
	人日分	—	41	—	—	23	—	—	0	—
精神障害者	人分	—	7	—	—	9	—	—	11	—
	人日分	—	171	—	—	250	—	—	283	—
合計	人分	—	9	—	—	10	—	—	11	—
	人日分	—	212	—	—	273	—	—	283	—

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

【就労移行支援の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	4	6	150.0%	5	4	80.0%	6	6	100.0%
	人日分	68	108	158.8%	85	63	74.1%	102	94	92.2%
知的障害者	人分	31	31	100.0%	34	33	97.1%	37	31	83.8%
	人日分	597	539	90.3%	654	604	92.4%	712	614	86.2%
精神障害者	人分	65	93	143.1%	75	101	134.7%	85	113	132.9%
	人日分	1,331	1,362	102.3%	1,536	1,459	95.0%	1,741	1,911	109.8%
合計	人分	100	130	130.0%	114	138	121.1%	128	150	117.2%
	人日分	1,996	2,009	100.7%	2,275	2,126	93.5%	2,555	2,619	102.5%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

【就労継続支援（A型）の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	9	15	166.7%	11	26	236.4%	12	32	266.7%
	人日分	159	277	174.2%	195	508	260.5%	213	637	299.1%
知的障害者	人分	33	42	127.3%	39	67	171.8%	44	81	184.1%
	人日分	732	880	120.2%	865	1,381	159.7%	976	1,701	174.3%
精神障害者	人分	46	76	165.2%	54	91	168.5%	62	108	174.2%
	人日分	966	1,475	152.7%	1,134	1,707	150.5%	1,302	2,102	161.4%
合計	人分	88	133	151.1%	104	184	176.9%	118	221	187.3%
	人日分	1,857	2,632	141.7%	2,194	3,596	163.9%	2,491	4,440	178.2%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

【就労継続支援（B型）の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	58	58	100.0%	64	50	78.1%	71	46	64.8%
	人日分	961	761	79.2%	1,060	629	59.3%	1,176	632	53.7%
知的障害者	人分	220	184	83.6%	247	179	72.5%	274	187	68.2%
	人日分	4,903	3,382	69.0%	5,505	3,164	57.5%	6,107	3,435	56.2%
精神障害者	人分	155	164	105.8%	179	165	92.2%	203	179	88.2%
	人日分	2,127	1,972	92.7%	2,457	1,928	78.5%	2,786	2,414	86.6%
合計	人分	433	406	93.8%	490	394	80.4%	548	412	75.2%
	人日分	7,991	6,115	76.5%	9,022	5,721	63.4%	10,069	6,481	64.4%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

第 5 期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
日中活動系サービス 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 自立訓練（宿泊型自立訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A 型） 就労継続支援（B 型）	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用見込者数【人分】 ・月平均あたりの利用日数総数【人日分】＝[月間の利用人員] × [1 人あたりの月平均利用日数] ・実利用者数の見込は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の平均実利用者数をもとに、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの実利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・1 人あたり月平均の利用時間数は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の利用実績をもとに、利用量の増加分を加味して算出しています。
日中活動系サービス 就労定着支援	利用実人員【人分】＝[月間の利用人員] ・就労定着支援の実利用者数の見込は平成 29 年度（2017 年度）から平成 31 年度（2019 年度）の「福祉施設から一般就労への移行」の実績（見込）を当てはめています。なお、定着率 1 年目 90%、2 年目 60%、3 年目 30% を乗じながら積み上げ算出しています。
日中活動系サービス 療養介護	利用実人員【人分】＝[月間の利用人員] ・利用実人員の見込は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の平均実利用者数をもとに、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの実利用者数の伸びを算出しています。

第5期における月あたりの見込

サービス名	種別	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)
生活介護	身体	327	6,107	332	6,235	337	6,365
	知的	636	13,318	652	13,777	668	14,243
	精神	52	634	55	678	58	723
	合計	1,015	20,059	1,039	20,690	1,063	21,331
療養介護		52		53		54	
自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練	身体	3	52	3	56	3	60
	知的	23	466	26	550	30	661
	精神	18	268	21	293	24	312
	合計	44	786	50	899	57	1,033
自立訓練 ・宿泊型自立 訓練	知的	2	32	2	32	2	32
	精神	13	343	15	405	17	470
	合計	15	375	17	437	19	502
就労移行支援	身体	6	94	6	94	6	94
	知的	31	652	31	689	31	727
	精神	121	2,183	129	2,474	137	2,783
	合計	158	2,929	166	3,257	174	3,604
就労継続支援 (A型)	身体	32	637	32	637	32	637
	知的	81	1,701	81	1,701	81	1,701
	精神	108	2,102	108	2,102	108	2,102
	合計	221	4,440	221	4,440	221	4,440
就労継続支援 (B型)	身体	50	702	50	718	50	733
	知的	189	3,471	190	3,488	192	3,524
	精神	187	2,659	194	2,900	202	3,167
	合計	426	6,832	434	7,106	444	7,424
就労定着支援	身体	14		24		29	
	知的	32		55		67	
	精神	17		29		35	
	合計	63		108		131	

見込量算出の背景

○ 豊中市における現状と課題から

- ・地域で生活する重症心身障害のある人の増加、障害のある人の高齢化による医療的ケアの可能な日中活動系施設のニーズに対応するため、市立たちばな園に指定管理者制度を導入し、行政と民間が連携してサービス増加に取り組む体制を整備しました。
- ・障害者就労施設等の業務受注先を広げるため、所在地・連絡先・作業内容などを一覧化し、市ホームページ等に掲載しました。
- ・平成 26 年度（2014 年度）末より就労継続支援 A 型事業所の事業所数が 2.5 倍に増えたため、その利用実績は見込みを大きく超える一方、就労継続支援 B 型事業所の利用実績は見込みを下回りました。しかし、平成 27 年度（2015 年度）から利用者の就労を支援するという本来の目的から外れる事業所への取り締まり強化を開始したため、本計画期間内の就労継続支援 A 型の利用見込みは、過去 3 年間ほどの伸びは見せないと推定しています。

○ 市民意識調査結果から

- ・居場所や活動の場として行ってみたいところとして最も多くの人を選んだのは、「一人でいっても安心してくつろげる場」が 18 歳以上サービス利用者では 47.0%、18 歳以上サービス未利用者では 44.3%、18 歳未満では 59.8%でした。
- ・18 歳未満において、前回調査と比べて、学校卒業後、「さらに上の学校で勉強を続けたい」が 32.0%、「一般の会社やお店で働きたい」が 5.8%と減り、「通所施設を利用したい」とする人（20.1%）が増えています。

見込量確保のための方策

- ・市立みのり園の民営化、市立たちばな園の指定管理者制度導入後、市域における重症心身障害のある人の支援スキル向上のために中核的な位置づけで機能し、重症心身障害のある人への医療的ケア等の支援スキルが普及できるよう検討します。
- ・日中活動の場の周知については、各相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、庁内関係課等と連携し、情報提供します。
- ・平成 30 年度（2018 年度）から始まる、就労定着支援について、サービスのニーズを把握するとともに、サービスの提供体制の確保等に取り組みます。

(3) 居住系サービス

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
共同生活援助	就労、または生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 （自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
自立生活援助	（AかつB） A）定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害のある人 B）居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害のある人	①定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ②相談対応等の方法による障害のある人等に係る状況の把握 ③必要な情報の提供及び助言並びに相談 ④関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整 ⑤その他の障害のある人が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

第4期における実績

【共同生活援助（グループホーム）の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	23	26	113.0%	24	28	116.7%	25	29	116.0%
知的障害者	人分	196	191	97.4%	219	189	86.3%	242	202	83.5%
精神障害者	人分	28	36	128.6%	29	36	124.1%	30	38	126.7%
合計	人分	247	253	102.4%	272	253	93.0%	297	269	90.6%

※平成29年度（2017年度）は見込（平成29年（2017年）4月から10月請求受付分の利用実績の月平均）

【施設入所支援の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	81	82	101.2%	81	85	104.9%	80	86	107.5%
知的障害者	人分	135	135	100.0%	134	140	104.5%	132	145	109.8%
精神障害者	人分	3	1	33.3%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
合計	人分	219	218	99.5%	217	226	104.1%	214	232	108.4%

※平成29年度（2017年度）は見込（平成29年（2017年）4月から10月請求受付分の利用実績の月平均）

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
居住系サービス 共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助	<p>利用実人員【人分】＝[月間の利用人員]</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助の利用実人員の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。また、『豊中市障害者グループホーム整備方針』で定める平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）まで140床の増加を達成するため補正を行っています。 施設入所支援の利用実人員の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人などを控除しています。 自立生活援助の利用実人員の見込は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）の地域定着支援と地域移行支援の見込量を足したものととしています。

第5期における月あたりの見込

サービス名	種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		実利用者数 (人分)	実利用者数 (人分)	実利用者数 (人分)
共同生活援助 (グループホーム)	身体	31	32	34
	知的	226	251	275
	精神	39	40	41
	合計	296	323	350
施設入所支援	身体	87	88	88
	知的	144	143	142
	精神	1	1	1
	合計	232	232	231
自立生活援助	身体	3	3	3
	知的	3	3	3
	精神	5	5	5
	合計	11	11	11

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・18歳以上サービス利用者、18歳未満サービス未利用者、18歳未満ともに、将来の暮らし方としては、「自宅で家族などと一緒に暮らす」を選ぶ人が最も多かったです。
- ・地域で生活するために必要な支援として、18歳以上サービス利用者、18歳以上サービス未利用者、18歳未満ともに「経済的な負担の軽減」で、5割以上でした。
- ・障害者支援施設の入所者のうち「施設を出て地域で生活したい」と回答した24人では、地域での住まいとして「グループホームを希望する」人が最も多く45.8%（11人）でした。
- ・18歳以上サービス利用者のうち、サービスを利用して気になる点・不満があるとする人は、「グループホーム」が35.5%、「宿泊型自立訓練」が25.6%でした。

- ・18歳以上サービス利用者の多くが、グループホームについて気になったり不満に思ったりする内容として指摘したことは、「ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している」45.5%、「建物や設備が障害に配慮されていない」27.3%、「利用料が高い」と「サービス内容に関する情報が少ない」が21.2%でした。
- ・自由意見では、「親なき後を考えて家族をグループホームに入れたい」という意見がある一方で、「空きがない」、「人材育成が不十分」との意見が多く寄せられました。また、「都市部では家賃補助が必要」との意見がありました。

○ 分析

- ・平成28年度（2016年度）に完成した入所機能を有する「みずほおおぞら」から障害のある人が地域移行を進めるにあたり、受け皿となるグループホームの整備が求められます。
- ・グループホームへの入居を新たに希望する人は、平成32年度（2020年度）までに累積140人に上ると推測されます。（詳細は平成28年（2016年）6月策定の『豊中市障害者グループホーム整備方針』参照）。
- ・グループホームでは、通所施設が休みの日の日中をはじめ、土日に実家への帰宅を促されることがあります。また、夜間や利用者の病中のグループホームでの支援体制などにおいて、さらなる充実や改善を進める必要があります。
- ・グループホーム事業所における支援員の知識、経験のさらなる向上が求められます。

見込量確保のための方策

- ・ 走井の市施設跡地に整備した地域移行のための拠点施設を活用します。
- ・ 地域移行を進めるとともに、現在地域で暮らしている常時支援を要する障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、『障害者グループホーム整備方針』をもとに、市内のグループホームの整備を積極的に進めます。

※既存住宅活用

既存の家屋（空家）等を用いた市のグループホーム整備費補助要綱を活用します。

※新規整備

国の社会福祉施設等施設整備費補助事業（国庫補助事業）の活用にあたっては、平成 31 年度（2019 年度）募集分（平成 32 年度（2020 年度）補助分）まではグループホームの新規整備を優先します。

運営事業者が、土地及び新規建設されたグループホームを一括して賃借する「建て貸し方式」についても新規整備分として取り扱い、補助を行うことで整備を促進します。

- ・ グループホームの設置に関する法令の取り扱いについて、関係所管との調整・連携を進めるとともに、国や大阪府へ要望します。
- ・ グループホーム事業者の公営住宅活用に向けて関係所管等と調整・連携します。
- ・ グループホーム事業者連絡会での取組等を通じて、人材の確保・育成が進む環境を整備します。
- ・ グループホーム等の障害のある人の生活の場について、地域の人々の理解を進めるため、「豊中市障害者啓発活動委員会」とともに啓発を行います。

(4) 相談支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害のある人	サービス利用支援は障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、児童福祉施設等に入所している障害のある人 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害のある人	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人	対象となる障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

第4期における実績

【計画相談支援の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	64	56	87.5%	65	67	103.1%	67	70	104.5%
知的障害者	人分	70	103	147.1%	72	118	163.9%	74	131	177.0%
精神障害者	人分	50	88	176.0%	52	110	211.5%	53	129	243.4%
障害児	人分	7	3	42.9%	8	4	50.0%	8	6	75.0%
合計	人分	191	250	130.9%	197	299	151.8%	202	336	166.3%

※平成29年度（2017年度）は見込（平成29年（2017年）4月から10月請求受付分の利用実績の月平均）

【地域移行支援の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	4	1	25.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
知的障害者	人分	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
精神障害者	人分	10	2	20.0%	10	1	10.0%	10	0	0.0%
合計	人分	16	4	25.0%	16	2	12.5%	16	1	6.3%

※平成 29 年度 (2017 年度) は見込 (平成 29 年 (2017 年) 4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均)

【地域定着支援の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	4	1	25.0%	4	2	50.0%	4	1	25.0%
知的障害者	人分	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1	1	100.0%
精神障害者	人分	6	1	16.7%	6	2	33.3%	6	3	50.0%
合計	人分	11	3	27.3%	11	6	54.5%	11	5	45.5%

※平成 29 年度 (2017 年度) は見込 (平成 29 年 (2017 年) 4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均)

第 5 期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	月平均あたりの利用人数【人分】＝[月間の利用人員] ・ 計画相談支援については、月平均あたりの利用者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の月平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、障害福祉サービスを利用するすべての人を対象としてサービス利用支援、継続サービス利用支援が行えるようサービス量を設定しています。 ・ 地域移行支援と地域定着支援については、入所施設等から地域へ移行する人の数をふまえて設定しています。

第5期における月あたりの見込

サービス名	種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
		実利用者数 (人分)	実利用者数 (人分)	実利用者数 (人分)
計画相談支援	身体	73	76	79
	知的	144	157	169
	精神	143	159	178
	障害児	7	8	9
	合計	367	400	435
地域移行支援	身体	1	1	1
	知的	1	1	1
	精神	2	2	2
	合計	4	4	4
地域定着支援	身体	2	2	2
	知的	2	2	2
	精神	3	3	3
	合計	7	7	7

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・「家族や日頃通う場所以外の人に相談をした」という人が、18 歳以上サービス利用者で 39.8%と前回調査より少し増え、18 歳以上サービス未利用者で 26.5%、18 歳未満で 45.9%と前回調査より少し減りました。
- ・家族や日頃通う場所以外の人に相談したことがない理由で最も多いのが、18 歳以上サービス利用者は「特に理由はない」26.2%、18 歳以上サービス未利用者は「相談したいことがない」32.8%、18 歳未満は「どこに相談したらいいかわからない」30.4%でした。
- ・今後の相談支援体制への希望として最も多いのが、18 歳以上サービス利用者は「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」34.9%、18 歳以上サービス未利用者は「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」31.5%、18 歳未満は「将来の自立生活に向けた指導や相談」60.6%でした。
- ・自由記述では、「親なき後の、意思決定支援、財産管理支援、身元引受人を心配する声」、「諸手続きが市役所本庁舎でしかできない不便さ」が挙がっています。

○ 分析

- ・計画相談支援の月平均あたりの利用人数が平成 27 年度(2015 年度)、平成 28 年度(2016 年度)、平成 29 年度(2017 年度)において見込みを上まわっています。その理由としては、サービスの支給決定までのプロセスに計画相談支援を導入する相談支援体制が確立したためと考えられます。
- ・障害児では、計画相談支援の月平均あたりの利用人数が平成 27 年度(2015 年度)、平成 28 年度(2016 年度)、平成 29 年度(2017 年度)において見込みを下まわっています。理由としては、障害児では計画相談支援よりも自身で計画を作成するセルフプランを選択することが多いためです。
- ・地域移行支援・地域定着支援の月平均あたりの利用人数が平成 27 年度(2015 年度)、平成 28 年度(2016 年度)、平成 29 年度(2017 年度)において見込みを下まわっています。理由としては、精神科病院の長期入院患者の利用を主に見込んでいたが利用がなかったこと、及び、障害者支援施設を退所する人の退所先が市外であったため、豊中市の指定相談支援事業所の利用がなかったことにあると推測されます。

(そのため、現計画では、実態にあった数値を見込量とします。)

見込量確保のための方策

- ・切れめない支援を行うため、子どもの頃から計画相談を活用できるよう、様々な機会を通じて周知します。
- ・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が活用され地域移行が進むよう、障害者自立支援協議会で事例検討等を通じてノウハウを蓄積するとともに、各事業所のスキルアップを図りサービスの活用を促進します。
- ・精神科病院長期入院者や障害者支援施設入所者に対する訪問によるリーフレット等を活用した制度周知と状況の把握に努めます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができます。障害者総合支援法では、必須事業及び任意事業と呼ばれる市町村の判断により障害のある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業の実施が認められています。

豊中市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

【必須事業】

- ①相談支援事業
- ②理解促進研修・啓発事業
- ③自発的活動支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業（指定都市、中核市に限る。）
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧移動支援事業
- ⑨地域活動支援センター事業
- ⑩障害児等療育支援事業（指定都市、中核市に限る。）

【任意事業】

- ⑪その他の事業

① 理解促進研修・啓発事業

事業の内容

理解促進研修・啓発事業は、障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

障害別の接し方を解説したパンフレットや障害のある人に関するマークの照会等、障害のある人に対する普及・啓発を目的とした広報活動に努めていきます。

第4期における実績

事業名等	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

第5期における見込の単位

実施の有無

第5期における見込

事業名等	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

見込量確保のための方策

- ・ 障害者週間等において市広報誌など多様な広報・情報媒体を活用するとともに、「豊中市障害者啓発活動委員会」と共同で当事者の思いを伝える講演会やイベントを開催することにより障害のある人に関する情報提供と理解促進に努めます。
- ・ 出前講座等を活用し、障害者差別解消法について民間事業所等で説明を行い、障害のある人の権利とその擁護のための仕組みに対する理解を深めるよう努めます。
- ・ 援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及に努めます。
- ・ 障害福祉センターひまわりにおいて、周辺の学校や地域のボランティアと連携しながら、情報共有、啓発に努めます。
- ・ 障害福祉センターひまわりにおいて、要約筆記講習会を実施し、要約筆記の体験を通じて、要約筆記の必要性や利用する難聴者や中途失聴者への理解を深めます。

② 自発的活動支援事業

事業の内容

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

第4期における実績

事業名等	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
自発的活動支援事業	有	有	有

第5期における見込の単位

実施の有無

第5期における見込

事業名等	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	有	有	有

見込量確保のための方策

- ・障害福祉センターひまわりにおいて、障害者団体への社会参加・活動支援のための障害者福祉バス運行などを引き続き行います。

③ 相談支援事業

事業の内容

障害のある人の福祉に関する相談に応じて、必要な情報の提供や助言、各種障害福祉サービスの利用や権利擁護のための援助、関係機関との連絡調整などを行います。

《障害者相談支援事業・基幹相談支援センターなど》

障害者基幹相談支援センター並びに委託相談支援事業所の連携とバックアップ体制のもと、新規指定相談支援事業所開設の推進を図り、障害のある人や家族・関係者に対して身近な地域での総合的な相談支援サービスの提供の充実を図ります。

《住宅入居等支援事業》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

第4期における実績

事業名等	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
基幹相談支援センター 設置 有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
基幹相談支援センター等 機能強化事業 実施 有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
障害者相談支援事業 箇所	8	7	87.5%	8	7	87.5%	8	7	87.5%
住宅入居等支援事業 実施 有無	無	無	—	無	無	—	有	無	—

第5期における見込の単位

事業の名称	サービス量の算出方法
基幹相談支援センター	設置の有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無
障害者相談支援事業	実施見込箇所数
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無

第5期における見込

事業名等	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
障害者相談支援事業	9か所	9か所	9か所
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	無	無	有

見込量確保のための方策

- ・豊中市障害者基幹相談支援センターを中心に、障害のある人の相談支援を引き続き行います。
- ・一般住宅への入居に困難が生じている障害のある人のための調整等支援の仕組みを検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業の内容

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障害または精神障害のある人が成年後見制度を利用できるよう、次の支援を行います。

- ・成年後見制度の利用開始を家庭裁判所に申し立てる親族がいない場合に、市長による申立てを行います。
- ・成年後見制度の利用開始の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の支払いが難しい人に対して、その費用の一部を補助します。

第4期における実績

事業名等		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業	人分	5	2	40.0%	6	2	33.3%	7	2	28.6%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)
 ※当該年度の市長申立て件数及び報酬助成件数を合算

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
成年後見制度利用支援事業	年間実利用見込者数【人分】 ・年間実利用者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

第5期における見込

事業名等	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	2人分	2人分	2人分

見込量確保のための方策

- ・成年後見制度の理解と活用を進めるための普及啓発や市民後見人の養成等、豊中市社会福祉協議会の地域福祉権利擁護センターや、認知症高齢者等の成年後見利用支援所管課などとの連携を図りながら、障害のある人の権利擁護の充実に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業の内容

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人等の権利擁護を図るものです。

第4期における実績

事業名等		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—

第5期における見込の単位

実施の有無

第5期における年間見込

事業名等	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

見込量確保のための方策

- ・ 地域生活支援事業として実施していませんが、障害のある人及び高齢者の福祉の観点から、豊中市社会福祉協議会の地域福祉権利擁護センターで行う法人後見事業に要する経費に対し、補助を行っています。

⑥ 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業

事業の内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者の派遣や養成、専門性の高い意思疎通支援の盲ろう者通訳・介助員向け養成・派遣などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

第4期における実績

事業名等		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳者派遣事業	人分	50	37	74.0%	50	35	70.0%	50	34	68.0%
要約筆記者派遣事業	人分	4	5	125.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%
手話通訳者設置事業	人分	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
手話奉仕員養成研修事業	人分	50	36	72.0%	50	47	94.0%	50	33	66.0%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)

第5期における見込の算出

事業の名称	サービス量の算出方法
意思疎通支援 ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業	年間実利用見込件数【件】 ・年間実利用者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
意思疎通支援事業 ・手話通訳者設置事業	年間実設置見込者数【人分】
手話奉仕員養成研修事業	年間実養成講習修了見込者数【人分】 ・年間実養成講習修了見込者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実養成講習修了見込者数をもとに、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの実養成講習修了見込者数の伸びを算出しています。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	・大阪府内の指定市及び中核市で共同実施しているため、見込量については大阪府から提供された数値をもとに行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業	「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」である手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、「意思疎通疎通支援事業」の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の見込に含んでいます。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	・大阪府がこれまでの実績を勘案して算出します。

第5期における年間見込

事業名等		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
意思疎通支援 事業	手話通訳者派遣事業 (※1)	件/年	401件	417件	434件
		時間/年	718時間	788時間	858時間
	要約筆記者派遣事業 (※2)	件/年	42件	42件	42件
		時間/年	118時間	118時間	118時間
手話通訳者設置事業	人分/年	1人分	1人分	1人分	
手話奉仕員養成研修事業		実養成講習 修了見込者数	33人分	33人分	33人分
専門性の高い 意思疎通支援を 行う者の養成 研修事業(※)	手話通訳者 養成研修 事業	登録試験 合格者数	16人分	16人分	16人分
		実養成講習 修了見込者数	80人分	80人分	80人分
	要約筆記者 養成研修 事業	登録試験 合格者数	5人分	5人分	5人分
		実養成講習 修了見込者数	20人分	20人分	20人分
	盲ろう者向 け通訳・ 介助員養成 研修事業	登録者数、実養 成講習修了見込 者数	30人分	30人分	30人分
専門性の高い 意思疎通支援を 行う者の派遣 事業	手話通訳者派遣事業	年間実利用見込数	(※1)にこれらの数値も含めて記載		
	要約筆記者派遣事業	年間実利用見込数	(※2)にこれらの数値も含めて記載		
	盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	年間実利用見込数	300件 1,200時間	325件 1,300時間	350件 1,400時間

※大阪府全体での数値のため本市の見込値は内数。

見込量確保のための方策

- ・手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し、手話及び要約筆記に従事できる人材の確保に引き続き努めます。
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大阪府等と連携して実施します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

事業の内容

在宅で生活している重度の障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。

日常生活用具の内容と対象者

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

第4期における実績

用具の種類		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護・訓練支援用具	件	23	21	91.3%	24	17	70.8%	25	19	76.0%
自立生活支援用具	件	90	119	132.2%	90	91	101.1%	90	100	111.1%
在宅療養等支援用具	件	94	102	108.5%	103	73	70.9%	111	63	56.8%
情報・意思疎通支援用具	件	100	134	134.0%	100	99	99.0%	100	93	93.0%
排泄管理支援用具	件	8,270	8,137	98.4%	8,377	9,755	116.4%	8,484	9,800	115.5%
居宅生活動作補助用具	件	3	4	133.3%	3	5	166.7%	3	4	133.3%

※平成29年度（2017年度）は見込（平成29年（2017年）4月から10月請求受付分の利用実績の月平均×12か月）

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
日常生活用具給付等事業	<p>年間の種類ごとの給付等見込件数【件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間給付等件数の見込は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)の実利用件数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

第5期における年間見込

用具の種類		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	件	20	20	20
自立生活支援用具	件	104	104	104
在宅療養等支援用具	件	85	85	85
情報・意思疎通支援用具	件	109	109	109
排泄管理支援用具	件	8,752	8,752	8,752
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4

見込量確保のための方策

- ・利用者のニーズや最新の日常生活用具の情報を把握し、豊中市で日常生活用具として種目追加したものについては市広報誌や市ホームページを通じて情報提供を行います。

⑧ 移動支援事業

事業の内容

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。なお、平成 27 年（2015 年）4 月から、地域生活移行を目標としている施設入所者について移動支援事業の対象としています。

第 4 期における実績

【移動支援事業（利用者数）の年間見込量と実績】

対象者		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	215	207	96.3%	228	214	93.9%	240	225	93.8%
知的障害者	人分	433	460	106.2%	464	485	104.5%	495	512	103.4%
精神障害者	人分	146	146	100.0%	171	164	95.9%	197	179	90.9%
障害児	人分	120	117	97.5%	128	111	86.7%	136	107	78.7%
合計	人分	914	930	101.8%	991	974	98.3%	1,068	1,023	95.8%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均×12 か月）

【移動支援事業（延利用時間）の年間見込量と実績】

対象者		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	時間分	42,064	41,241	98.0%	44,607	43,182	96.8%	44,955	43,785	97.4%
知的障害者	時間分	106,673	112,698	105.6%	114,310	119,894	104.9%	121,948	125,337	102.8%
精神障害者	時間分	26,673	26,874	100.8%	31,240	31,057	99.4%	35,990	34,727	96.5%
障害児	時間分	22,037	20,251	91.9%	23,506	19,799	84.2%	24,975	18,184	72.8%
合計	時間分	197,447	201,064	101.8%	213,663	213,932	100.1%	227,868	222,033	96.6%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均×12 か月）

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
移動支援事業	<p>年間実利用見込者数【人分】</p> <p>年間延べ利用見込時間総数【時間分】</p> <p>= [年間の利用人員] × [1人あたり年平均利用時間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間実利用者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・1人あたり年平均利用時間数は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の利用実績をもとに、利用量の増加分を加味して算出しています。

第5期における年間見込

対象者		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数	身体障害者	234人分	243人分	252人分
	知的障害者	538人分	564人分	590人分
	精神障害者	196人分	212人分	229人分
	障害児	107人分	107人分	107人分
	合計	1,075人分	1,126人分	1,178人分
利用時間数 (延べ)	身体障害者	46,584時間分	48,363時間分	50,142時間分
	知的障害者	129,015時間分	134,274時間分	139,443時間分
	精神障害者	37,802時間分	41,509時間分	45,509時間分
	障害児	18,340時間分	18,340時間分	18,340時間分
	合計	231,741時間分	242,486時間分	253,434時間分

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・「余暇は出かけて過ごす人」が前回調査より増えていますが、「余暇を家で過ごしている人」は、18歳以上サービス利用者で66.6%、18歳以上サービス未利用者で54.2%、18歳未満で59.8%となっています。
- ・「サービスを利用して気になる点・不満がある」という人の割合は、18歳以上では48.6%、18歳未満では49.1%となっています。
- ・移動支援について不満に思う内容として「利用したい日・時間に利用できない」「利用回数・時間などに制限がある」を年齢に関係なく30%以上の人があげています。また、18歳以上では「ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している」、18歳未満では「ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している」「サービス事業所に利用を断られる」も20%以上の人が選んでいます。
- ・障害者支援施設の入所者が地域で暮らすことになったときにしたいこととして、「外出」を選ぶ人が多く見られます。

○ 分析

- ・移動支援のサービス量を足りないとする人の割合は、他の訪問系サービスに比べて低いことと合わせて考えると、障害特性やニーズに見合うヘルパーの数が場合によって不足しているのではないかと推測されます。

見込量確保のための方策

- ・豊中市居宅介護・移動支援事業者連絡会等での勉強会や、民間の同行援護や移動支援の従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、従事者の数と質の向上に努めます。
- ・サービス提供体制の確保に向けて、今後とも事業者の参入を促すとともに、ヘルパーの確保を図っていきます。また、サービスの利用にあたっては、豊中市が指定している移動支援事業者の中から利用者が選択できる仕組みを継続していきます。

⑨ 地域活動支援センター事業

事業の内容

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

第4期における実績

【地域活動支援センター事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	人分	140	157	112.1%	128	161	125.8%	116	210	181.0%

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
地域活動支援センター事業	実施見込箇所数【箇所】 年間実利用見込者数【人分】 ・年間実利用者数の見込は、平成27年度(2014年度)から平成29年度(2017年度)の各年度末の登録者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

第5期における年間見込

事業名等		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2
	人分	238	266	294

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・居場所や活動の場として行ってみたいところとして最も多くの人を選んだところは、18歳以上では「一人で行っても安心してくつろげる場」が47.0%、18歳未満では「障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場」が44.8%、「一人で行っても安心してくつろげる場」が59.8%となっています。

○ 分析

- ・地域活動支援センターに入る困難事例が増えています。一人で行っても安心してくつろげる場が、アウトリーチにつながっているものと考えられます。

見込量確保のための方策

- ・「一人でいても安心してくつろげる場」として、地域活動支援センターを周知します。

⑩ 障害児等療育支援事業

事業の内容

在宅の発達に課題や障害のある子どもの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実により、福祉の向上を図ります。

第4期における実績

【障害児(者)地域療育等支援事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児(者)地域療育等支援事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
障害児等療育支援事業	実施見込箇所数【箇所】

第5期における年間見込

事業名等		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1

見込量確保のための方策

- ・平成 29 年度（2017 年度）からこども未来部こども相談課に事業移管され、医療型児童発達支援センター市立しいの実学園を中心に実施し、関係機関と連携しながら、事業の充実に努めていきます。
- ・平成 31 年度（2019 年度）からの新・児童発達支援センターの地域支援機能への円滑な移行に向けて、専門職による相談や訪問による療育指導や保育所、学校、通所する民間事業所などへの後方支援を行う体制の整備を進めます。

⑪ その他の事業

事業の内容

《入浴サービス事業》

在宅で生活している重度の身体障害のある人で、その住居の浴槽では家族やヘルパーの介助をもって入浴が困難な人を対象に、入浴車で居宅を訪問し浴槽を居室に搬入して行う「訪問入浴サービス」や、訪問入浴サービスでの対応も難しい人を対象に特殊浴槽のある施設で行う「施設入浴サービス」を実施します。

なお、「施設入浴サービス」は地域生活支援事業に該当しませんが、施策管理上掲載します。

第4期における実績

【入浴サービス事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴サービス	人分	890	1,144	128.5%	890	1,369	153.8%	890	1,358	152.6%
施設入浴サービス	人分	936	869	92.8%	936	818	87.4%	936	700	74.8%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
入浴サービス事業	<p>【訪問入浴サービス】 年間実利用見込者数【人分】 ・年間実利用者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、事業所の参入意向、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</p> <p>【施設入浴サービス】 年間実利用見込者数【人分】 ・平成30年度(2020年度)は障害福祉センターひまわりの改修があるため、見込量を低く補正しております。平成31年度(2021年度)、平成32年度(2022年度)は平成27年度(2016年度)からの過去3か年の平均で見込みます。</p>

第5期における年間見込

事業名等		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
訪問入浴サービス	人分	1,465	1,572	1,679
施設入浴サービス	人分	384	795	795

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・18歳以上のサービス利用者中、サービスを利用して気になる点・不満の内容が「利用したい日・時間に利用できない」の割合は22.2%となっています。平成27年度（2015年度）から月利用回数を増やしましたが、依然ニーズが高いことがうかがえます。

○ 分析

- ・施設入浴サービスは年間実利用人数が平成27年度（2015年度）、平成28年度（2016年度）、平成29年度（2017年度）において見込みを下回った理由としては、住宅環境の改善、入浴サービスを行う生活介護事業所の増加、介護保険事業への移行に伴う利用者減少が考えられます。
- ・訪問入浴サービスは平成27年度（2015年度）より月利用回数を5回（週1回を想定）から10回（週2回を想定）したことにより、利用量が増加し、見込を大幅に上回ったと考えられます。

見込量確保のための方策

- ・入浴サービスが可能な生活介護施設の状況等を勘案しながら、十分なサービス提供を行うことができるよう努めます。

事業の内容

《日中一時支援事業》

障害のある中学生・高校生の放課後における活動の場、障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障害者福祉施設で、日中における見守りや社会に適応するための日常的な訓練など必要な支援を行います。

第4期における実績

【日中一時支援事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
日中一時支援事業 (日帰り・タイムケア)	人分	5,001	4,313	86.2%	5,150	3,783	73.5%	5,298	3,122	58.9%

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
日中一時支援事業	年間実利用見込者数【人分】 ・年間実利用者数の見込は、平成29年度（2017年度）の実績値をもとに見込む。

第5期における年間見込

事業名等		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
日中一時支援事業 (日帰り・タイムケア)	人分	3,122	3,122	3,122

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・18歳未満のサービス利用者のうち52.0%が気になる点・不満があると答えており、その内容はとして「利用したい日・時間に利用できない」が61.5%、「利用回数・時間などに制限がある」が30.8%を占めています。

○ 分析

- ・年間実利用人数が平成 27 年度(2015 年度)、平成 28 年度(2016 年度)、平成 29 年度(2017 年度)において見込みを下まわった理由としては、平成 24 年度(2012 年度)の児童福祉法改正により、放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所が拡充し、利用者が流出したものと考えられます。

見込量確保のための方策

- ・今後の利用希望者の動向をふまえ、十分なサービス提供を行うことができるよう努めます。

事業の内容

《社会参加事業》

障害のある人の社会参加を促進することを目的に、以下の事業について実施します。

- 各種講座（文化講座、スポーツ・レクリエーション等の教室）の開催
- 点字・声の広報等の発行、各種奉仕員養成講座の実施など

第4期における実績

【社会参加促進事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
各種講座	人分	4,850	3,938	81.2%	4,900	4,567	93.2%	4,950	4,366	88.2%
IT講習	人分	250	244	97.6%	260	257	98.8%	270	208	77.0%
点字講習	人分	17	14	82.4%	17	6	35.3%	17	12	70.6%
自動車運転免許取得助成	人分	5	6	120.0%	5	4	80.0%	5	4	80.0%
自動車改造助成	人分	10	4	40.0%	10	4	40.0%	10	5	50.0%

第5期における見込の算出

事業の種類	サービス量の算出方法
各種講座	年間講座受講者見込者【人分】

第5期における年間見込

事業名等		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
各種講座	人分	4,800	5,014	5,228

見込量確保のための方策

- ・各種講座（文化講座、スポーツ・レクリエーション等の教室）について、アンケートを実施し、ニーズの把握を行います。また、それをもとに参加しやすい講習内容や実施時間の検討を行い、新規利用者の増加を図ります。

3 児童福祉法に基づく障害児支援サービス

障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）または難病等のある児童をいいます。平成24年度（2012年度）から障害児支援のための新たな仕組みができ、障害児の通所については、児童福祉法において障害児通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4種類のサービスが提供されています。

また、平成28年（2016年）5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により平成30年（2018年）4月から新たに居宅訪問型児童発達支援のサービスが提供されます。

児童発達支援、医療型児童発達支援は就学前の支援を必要とする子どもに対する療育や訓練の提供を、放課後等デイサービスは就学後の支援を必要とする子どもに、療育や訓練の提供、居場所づくりを行います。居宅訪問型児童発達支援は重度の障害等の状態にある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して発達支援の提供を行います。保育所等訪問支援は保育所等に専門職等を派遣し、支援を必要とする子どもやその保護者、施設職員等に助言等の支援を行います。

障害児通所支援を利用するうえで必要となる障害児支援利用計画は、障害児相談支援事業者がその作成を行います。

また、障害児入所支援については、18歳未満の障害児については大阪府の子ども家庭センターにより実施され、18歳以上の利用者については障害者総合支援法でのサービス提供となります。

現在、障害児支援については、児童福祉法を基本としてサービスの提供を行っていますが、児童発達支援センターを中心としたライフステージに応じた切れ目のない支援の一層の充実に向け、関係機関との連携を強化し、必要な基盤整備を推進していきます。

第5期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
障害児支援サービス 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	実利用見込者数【人分】 月平均あたりの利用日数総数【人日分】 ＝「月間の利用人員」×「1人あたりの月平均利用日数」 ・実利用者数の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の平均実利用者数をもとに、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの実利用者数の伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・1人あたりの月平均利用日数は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)の利用実績をもとに、利用量の増加分を加味して算出しています。
居宅訪問型児童発達支援	月平均あたりの訪問回数【回】
保育所等訪問支援	月平均あたりの訪問回数【回】
障害児相談支援	月平均あたりの利用人数【人分】＝[月間の利用人員] ・月間の利用人員の見込は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの利用実績をもとに、利用量の増加分を加味して算出しています。

① 児童発達支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
児童発達支援	就学前の障害児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。

第4期障害福祉計画における実績

【児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	179	301	168.2%	193	347	179.8%	207	399	192.8%
利用日数総数	人日分	1,680	1,797	107.0%	1,811	2,087	115.2%	1,943	2,321	119.5%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均)

第1期における月あたりの見込

サービスの見込量単位		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
実利用見込者数	人分	448	497	546
利用日数総数	人日分	2,571	2,813	3,048

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・乳幼児期における母子保健や療育における関わりで望むことでは、「通園事業・療育事業などを充実する」が74.7%と最も高いです。
- ・福祉サービスの利用状況は、児童発達支援を利用している人が多く、今後の利用意向についても5割台半ばと高くなっています。一方で利用回数・時間などの制限について不満と感じている人が多いです。

○ 分析

- ・市内の民間事業所以外に市外の民間事業所の利用が増加しており、利用量の増加の要因と見込まれます。また、個別療育のニーズが高いことも要因と考えられます。

見込量確保のための方策

- ・ あゆみ学園としいの実学園の一体化により、平成 31 年度（2019 年度）からの新・児童発達支援センターは福祉型となることから利用量が増加する見込みです。
- ・ 平成 31 年度（2019 年度）からは公立の役割としては、親子で通園する支援に力点を置き、ニーズの高い現在のあゆみ学園の個別療育や単独通園は民間活力導入により事業を実施します。

② 医療型児童発達支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
医療型児童発達支援	就学前の肢体不自由の障害児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

第 4 期障害福祉計画における実績

【医療型児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	39	18	46.1%	39	19	48.7%	39	21	53.8%
利用日数総数	人日分	248	143	57.7%	248	167	67.3%	248	206	83.1%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

第 1 期における月あたりの見込

サービスの見込量単位		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実利用見込者数	人分	23	5	5
利用日数総数	人日分	247	67	78

見込量算出の背景

○ 豊中市における現状から

- ・医療型児童発達支援は市内ではしいの実学園のみで、利用者数は横ばいとなっていますが、重症心身障害児の受入れを行う（福祉型）児童発達支援事業所は増加傾向です。
- ・あゆみ学園としいの実学園の一体化による平成 31 年度（2019 年度）からの新・児童発達支援センターは福祉型となり、医療型の利用量の減少が見込まれます。

見込量確保のための方策

- ・平成 30 年度（2018 年度）はしいの実学園の利用が中心となり、重度の肢体不自由児を対象としており、同程度の利用量となる見込みです。
- ・平成 31 年度（2019 年度）からの医療型児童発達支援の今後の利用は市外事業所が中心となり、市内での利用は福祉型となる児童発達支援センターや重症心身障害児を対象としている民間事業所となる見込みです。

③ 放課後等デイサービス

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
放課後等デイサービス	就学している障害児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。

第4期障害福祉計画における実績

【放課後等デイサービスの月あたり見込量と実績】

		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	574	548	95.5%	685	655	95.6%	796	868	109.0%
利用日数総数	人日分	4,003	3,910	97.7%	4,777	5,004	104.8%	5,551	6,500	117.1%

※平成29年度(2017年度)は見込(平成29年(2017年)4月から10月請求受付分の利用実績の月平均)

第1期における月あたりの見込

サービスの見込量単位		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
実利用見込者数	人分	1,028	1,188	1,348
利用日数総数	人日分	7,880	9,316	10,809

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・放課後等デイサービスを利用している人の60%は「利用したい日・時間に利用できない」と回答しています。このことが、市外の事業所の利用が増加していることの要因の一つとして考えられます。
- ・療育やサービスの内容としては、「療育や発達のための訓練」、「集団への適応訓練」、「専門的な相談」を望む割合が高く、ニーズの高さが伺えます。

見込量確保のための方策

- ・市内の事業所数の増加に加え、市外の事業所の利用も増加しており、利用量の増加が今後も見込まれます。各事業所のサービスの質を確保するため、人材育成に係る取組として事業所を対象とした研修会を今後も開催します。また、事業所の安全管理体制等を確認、助言等を行う巡回訪問も継続して行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

第1期における月あたりの見込

サービスの見込量単位		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
月平均あたりの 訪問回数	回	2	2	2

見込量算出の背景

○ 豊中市における現状から

- ・対象となる児童の大多数は出生時より早期からの訪問看護、訪問リハビリ等の利用を通じてしいの実学園の通園や外来訓練事業につながり、居宅訪問型児童発達支援の利用は低いと想定されます。

○ 見込量算出の考え方

- ・対象者像のひとつである「重い疾病のため感染症にかかる恐れがある場合」で「児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児」は、保健センターからの訪問ケースで過去に1例あり、当該児童の状況から月あたり2回の訪問が想定されます。

見込量確保のための方策

- ・外出が著しく困難な在宅の重度の障害児等の発達支援の機会の確保につながる新たな支援の創設であり、利用に係る周知と事業所の参入が必要です。

⑤ 保育所等訪問支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。

第4期障害福祉計画における実績

【保育所等訪問支援の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
月平均あたりの 訪問回数	回	3	3	100.0%	3	4	133.3%	3	3	100.0%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

第1期における月あたりの見込

サービスの見込量単位		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
月平均あたりの 訪問回数	回	3	3	3

見込量算出の背景

○ 豊中市における現状から

- ・平成 29 年度(2017 年度)からしいの実学園を中心に実施している障害児等療育支援事業で当該サービスの内容も含めて実施しています。又、現在、市内で実施している民間の事業所はありません。平成 31 年度(2019 年度)からの新・児童発達支援センターにおいても障害児等療育支援事業での対応が中心で利用量は横ばいと見込まれます。

見込量確保のための方策

- ・市外の民間事業所の利用実績もありますが、豊中市における現状から、今後も平成 30 年度(2018 年度)はあゆみ学園及びしいの実学園、平成 31 年度(2019 年度)からは新・児童発達支援センターによる利用が中心となる見込みです。

⑥ 障害児相談支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障害児	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障害児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

第4期障害福祉計画における実績

【障害児相談支援の月あたり見込量と実績】

		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
月平均あたりの 利用人数	人分	17	57	335.3%	27	80	296.3%	39	106	271.8%

※平成 29 年度（2017 年度）は見込（平成 29 年（2017 年）4 月から 10 月請求受付分の利用実績の月平均）

第1期における月あたりの見込

サービスの見込量単位		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
月平均あたりの 利用人数	人分	131	155	180

見込量算出の背景

○ 市民意識調査結果から

- ・「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」の割合が 78.8%と最も高く、次いで「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」の割合が 45.8%、「将来の自立生活に向けた指導や相談」の割合が 38.8%となっています。

見込量確保のための方策

- ・障害児通所支援事業所が相談支援事業所を併せて立ち上げるなど、障害児の相談支援に対応する事業者は増加していますが、相談支援事業所と障害児通所支援事業所との連携を促進し、障害児相談支援の充実を図ります。
- ・公立の児童発達支援センターにおいては、民間の相談支援事業所との役割を明確にして相談支援事業を実施することが必要です。

4 子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画とは、「子ども・子育て支援法」の第61条に基づく法定計画として作成するものであり、平成27年（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間の計画期間における小学校就学前の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を定めるものです。

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方の検討にあたっては、平成25年（2013年）11月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等をふまえ設定しています。

第1期障害児福祉計画においては、「教育」、「保育」に係る利用量の見込みと、地域子ども・子育て支援事業のうち、障害児が対象となる可能性の高い「時間外保育事業」、「放課後児童健全育成事業」、「一時預かり事業（幼稚園型）」、「一時預かり事業（一般型）」、「地域子育て支援拠点事業」「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」に係る利用量の見込みを掲載します。

なお、現行の『豊中市子育て・子育て支援行動計画』では、障害児も含めた子ども全体の利用量の見込みを定めているため、『第1期障害児福祉計画』においては、障害児も含めた子ども全体の利用量の見込みを掲載しますが、第2期以降の障害児福祉計画においては、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量が見込めるよう関係機関と連携を図っていくこととします。

また、現行の『豊中市子育て・子育て支援行動計画』の計画期間が平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）であるために、平成30年度（2018年度）と平成31年度（2019年度）の利用量の見込みについて掲載します。

【出典】豊中市子育て・子育て支援行動計画『こどもすこやか育みプラン・とよなか』

① 【教育】幼稚園・認定こども園（満3歳以上）

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量（人）	
		平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
【教育】幼稚園・認定こども園（満3歳以上）	幼稚園・認定こども園にて、満3歳以上で小学校就学前の学校教育の希望者を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。	6,550	6,138

見込量確保のための方策

既存の幼稚園等で確保します。2号認定（学校教育希望）については、幼稚園の預かり保育の充実、既存幼稚園の認定こども園化により、受入れ態勢の充実に努めます。

② 【保育】保育所・認定こども園（満3歳以上）

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量（人）	
		平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
【保育】保育所・認定こども園（満3歳以上）	保育所・認定こども園にて、満3歳以上で保育が必要な場合（保護者の就労や病気等ができないなど）に子どもに保育を提供し、その心身の発達を助長します。	4,225	4,660

見込量確保のための方策

既存の幼稚園の認定こども園化、民間保育園の拡充を基本としながら、新規事業者の参入や小規模保育等新たな仕組みの導入について検討し、それら受入れ態勢の拡充や既存の私立幼稚園の認定こども園化等により保育定員の増加に努めます。なお、保育の確保量については区域間で差があることから、より効果的な整備のための区域を超えた一体的な整備も検討します。

③ 【保育】保育所・認定こども園（満3歳未満）等

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量（人）	
		平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
【保育】保育所・認定こども園（満3歳未満）等	保育所・認定こども園等にて、満3歳未満で保育が必要な場合（保護者の就労や病気等で、家庭で子どもをみるできないなど）に子どもに保育を提供し、その心身の発達を助長します。	3,679	3,583

見込量確保のための方策

既存の幼稚園の認定こども園化、民間保育園の拡充を基本としながら、新規事業者の参入や小規模保育等新たな仕組みの導入について検討し、それら受入れ態勢の拡充により保育定員の増加に努めます。なお、保育の確保量については区域間で差があることから、より効果的な整備のための区域を超えた一体的な整備も検討します。

④ 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量（人）	
		平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）
時間外保育事業（延長保育事業）※	保育時間の延長を必要とする児童を対象とし、通常保育時間を超えて保育サービスを提供する事業です。	1,241	1,204

※18時30分以降利用者

見込量確保のための方策

引き続き保育所等における事業の実施や新たに整備される保育所等における事業実施に努めていきます。

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後こどもクラブ事業）

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量（人）	
		平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）
放課後児童健全育成事業 （放課後こどもクラブ事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。本市では、待機児童を出さないことを基本に据え、就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学校 4 年生まで（障害のある児童は小学校 6 年生まで）の児童を対象に事業を実施しています。	小学校 6 年生まで	
		5,067	5,340
		小学校 4 年生まで（障害のある児童は小学校 6 年生まで）	
		3,960	4,208

見込量確保のための方策

各小学校内で事業を実施しており、今後も在籍する小学校の放課後こどもクラブにて児童の受入れができるよう、学校ごとに量の見込みをふまえた確保方策を講じます。あわせて、学校外における民間の放課後児童健全育成事業者の確保を検討します。なお、小学校 6 年生までの児童については、小学校の放課後こどもクラブでの受入れを原則としつつ、施設整備の考え方や運営手法等について総合的な検討を行い、放課後こどもクラブ事業の質の維持・向上を図りながら受入れ態勢の確保に努めます。

⑥ 一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量 (延人数)	
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)	在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。	238,699	230,996

見込量確保のための方策

一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育) の継続実施及び拡充により確保していきます。

⑦ 一時預かり事業<一般型>等 (一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 <小学校就学前>、トワイライトステイ事業)

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量 (延人数)	
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
一時預かり事業<一般型>等 (一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>、トワイライトステイ事業)	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。</p> <p>(1) 一時預かり事業(一時保育事業)は、満1歳から小学校就学前の児童で保護者が就労等により一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として民間保育園で一時保育事業を実施しています。また、保護者の疾病や介護、冠婚葬祭等緊急に保育が必要な場合、12日を限度として公立保育所及び民間保育所で緊急一時保育事業を実施しています。</p> <p>(2) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。</p> <p>(3) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)は、保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり家庭での養育が困難となった児童を、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。</p>	85,239	82,935

見込量確保のための方策

保育所等における一時預かり事業（一時保育）については定員に余裕がある施設もあることから、広報及び運用方法の見直し等による対応を図ります。また、新たな保育所の整備による受入れ態勢の拡充や幼稚園等、保育所以外での一時預かり事業の充実を図ります。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）については、現行の取組を基本としながら、利用者の利便性の向上を図るため、受入れ態勢の拡充に努めます。

⑧ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量（延人数）	
		平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター等）	乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。	224,389	218,506

見込量確保のための方策

保護者が気軽に利用できるよう地域子育て支援センター等をおおむね 1 中学校区に 1 か所（合計 18 か所）設置するとともに、地域の状況・特色に応じて各施設にてプレイルームの開放や講座を実施します。また、居住地域に関わらずすべての地域子育て支援センター等の利用を促進するとともに、平成 26 年（2014 年度）にリニューアルした豊中市子育てサービスガイドや広報とよなか、豊中市ホームページ等を活用し、引き続き情報発信の充実に努めます。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量（人）	
		平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。本市では、「豊中市こんにちは赤ちゃん事業」として生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、地域支援保育士と主任児童委員、保健師、助産師等が訪問します。	3,050	2,965

見込量確保のための方策

今後も引き続き事業を実施することにより、地域における子育て家庭の孤立を防ぐとともに、子育てへの不安や負担感の軽減や児童虐待の防止につなげます。

⑩ 養育支援訪問事業

事業内容、見込量

事業名	事業内容	見込量（人）	
		平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。	274	294

見込量確保のための方策

引き続き養育支援訪問事業として、地域支援保育士、こども家庭サポーター、保健師等による訪問を実施し、養育者の自立と児童の養育環境の安定に向け取り組みます。

第4章

計画の推進に向けて

1 今後の施策推進に向けた課題

豊中市は、『第4期豊中市障害福祉計画』に基づき、「第2章 2 施策の実施状況」に記述したとおり、通過型の入所機能を持つ多機能型の地域生活支援拠点の整備、『豊中市障害者グループホーム整備方針』に基づく整備促進、障害者基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の充実等、施策の着実な実施を行うとともに、『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』を策定し、各分野の取組が縦割りで取り組まれるのではなく、有機的つながりをもって相乗効果を発揮する仕組みづくりや、障害のある人も支える側に加われる仕組みづくりに取り組んできました。しかしながら、数値目標として設定した「施設入所者の地域生活への移行」、「就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額」については、達成するのが難しい状況です。

「施設入所者の地域生活への移行」が進まない背景には、障害がある人の地域生活を支える社会資源が不十分であることが背景にあり、これは、現在地域で暮らしている人が引き続き住み慣れた地域で暮らし続けていくためにも、大きな課題です。

今後の障害福祉サービスの提供体制の確保に向けて取り組むべき課題を、本計画と同時に計画期間が開始する『豊中市第五次障害者長期計画』の施策体系に沿って整理すると、（1）生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実、（2）障害児支援の提供体制の整備、（3）一般就労への移行支援と工賃向上、（4）多様な住まいの確保、（5）障害者施設ネットワークの強化、（6）地域生活の移行の支援、の6点に集約されます。その詳細は以下のとおりです。

(1) 生涯を通じた切れめない相談支援体制の充実

◆ 相談支援体制の充実

現在、豊中市内を委託事業者ごとに9圏域に分けて相談支援事業を実施しています。しかし、地域包括支援センターの圏域と異なるため、他分野の支援者との地域的な連携を深め、さらに地域において一体的な支援体制を構築していくため、圏域の分け方についての再検討が必要です。

◆ 各分野の相談支援機関との連携

昨年度実施した市民意識調査では、現在気にかかっていることとして最も多かったのが、18歳未満が「進学や訓練、就職など進路のこと」63.0%、18歳以上では、「自分の障害や病気に関すること」、次いで「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」を選択する人が多く、さらに、相談支援体制への希望について、18歳未満の障害のある人では、「将来の自立生活に向けた指導や相談」、「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」を選択する人が5割を超えています。一方で、特に進学や就職などライフステージの変わり目での継続した支援は引き続き課題となっています。このことから、福祉だけではなく、教育、雇用、保健・医療など各分野の相談機関のさらなる連携による対応が必要です。

また、障害の受容や診断はないものの、現に社会的障壁によって生活のしづらさを感じている人にとっては、「障害者福祉」を入り口としない相談窓口も重要です。

◆ 相談支援体制の周知

これまでも、豊中市障害相談支援ネットワークえんにおいて、パンフレットを作成し、地域福祉ネットワーク会議など様々な機会を通じて相談支援体制の周知を図ってきました。しかしながら、昨年度実施した市民意識調査では、家族や親戚、日ごろ通う場所以外の人に相談したことがある人は、障害のある人の36.0%にとどまり、相談したことのない人の57.6%を下回るとともに、精神障害者保健福祉手帳所持者の34.4%が、どこに相談したらいいかわからないため、家族・親戚等身近な人以外に相談できていない状況がわかりました。

ライフステージの変わりめに対応した一貫した相談支援体制を構築することと合わせ、どこに相談したらいいかわからない場合は障害者基幹相談支援センターや地域の相談支援事業所に相談できることをさらに周知していくことが必要です。

また、相談支援事業所も含めて障害福祉サービスに従事する人の入れ替わりが多い状況に鑑み、質の高い障害福祉サービスの安定的な提供を目的に、従事者を対象としたスキルアップの取組を継続する必要があります。

(2) 障害児支援の提供体制の整備

◆ 障害のある子どもへの支援の充実に向けた取組

通所支援受給者証を所持している子どもに対する市民意識調査では、今後の相談支援体制について望むことは、「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が78.8%と最も高く、次いで「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が45.8%、「将来の自立生活に向けた指導や相談」が38.8%となっています。

このことは、専門的な見立てから関係機関と連携した支援を受けることができる環境を整えていくことが課題であることを明らかにしています。

また、どのような療育やサービスを受けられることを望まれるかの市民意識調査では、「療育や発達のための訓練」が47.3%、「集団への適応訓練」が39.6%、次いで「専門的な相談・指導」が33.3%となっています。

発達に課題や障害のある子どもへの適した療育や支援については専門性が求められ、専門性の向上のためには、支援者のスキルアップが必要です。

一方で、昨年度実施した18歳未満を対象とした市民意識調査では、「家族以外の人との意思疎通」について介助・支援が必要であるのは、発達障害がある人が最も多いという結果でした。

家族以外の人との意思疎通が困難であることは、将来的に障害福祉サービスを利用しての生活や外出時での他の人とのコミュニケーションの際に困難さを抱えることも想定され、本人や家族に社会生活のしづらさが生じることになると考えられます。このために、子どもにとって適した集団へのつながりや社会生活への適応に向けた適切な支援を行うという視点を持った療育や家族・保護者への支援の充実が必要です。

また、重症心身障害児や難病等で、日常的に医療的ケアが必要な子どもは、医療型児童発達支援センターしいの実学園の在籍数からも高く推移しています。医療的ケア児の支援においては、医療の役割が重要で、今後、医療と福祉相互の連携やその調整などのサポートを行う体制が必要です。

◆ 児童発達支援センターの機能再編及び整備

通所支援受給者証を所持している子どもに対する市民意識調査では、健康や医療面で不安に思ったり、困っていることとして、「障害や発達に課題がある人への理解や経験のある医師が身近にいない」が27.8%と最も高く、次いで「発育・発達について相談するところがない」が23.8%となっています。

また、乳幼児期における母子保健や療育に関わる希望としては、「通園事業・療育事業などを充実する」の割合が74.7%と最も高く、発達に課題のある子どものための施策やサービスなどの充実では「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が59.0%と最も高く、次いで「こども園・保育所（園）・幼稚園での受け入れ」が47.3%、「自立に向けた専門的な教育の充実」が46.5%となっています。

このことから、平成31年度（2019年度）からの新・児童発達支援センターにおいては、専門的な見立てを行う相談支援や訪問支援による地域支援機能の充実が必要です。

また、子どもの所属先である保育所、幼稚園、こども園、学校等に専門職が訪問し、所属先との連携により、子どもの集団でのコミュニケーションや適応に向けた助言等を行う後方支援の役割も重要となっています。

(3) 一般就労への移行支援と工賃向上

◆ 障害のある人の一般就労への支援

障害や難病の有無に関わらず、18歳以上65歳未満の人のライフスタイルに応じた生活には、収入を得る手段である「仕事や就職」が大きな影響を及ぼすと考えられます。

昨年度に実施した市民意識調査では、18歳以上の障害のある人について、「障害のある人を取りまく社会・環境への評価」では就労に関する項目への肯定的意見の割合が低く、「障害や難病のためにあきらめたり、がまんしたこと」としては「仕事や就職」、「希望する将来の生活に必要なとする支援」としては「収入が確保できること」が最も多く選ばれました。

福祉的就労の場につく人の工賃は全国的に低く、一般就労への移行を希望する人が可能な限りその希望を叶えられるよう、さらに支援の充実を図る必要があります。

◆ 企業と連携した定着支援の仕組みづくり

障害のある人が働き続けるためには、職場の上司や同僚の理解が大切です。さらに就労を継続する上での課題は、就労直後よりむしろ一定の期間が経過してから発生するケースが多いことが、アンケートなどで明らかになっています。就労定着支援を継続的に行える仕組みについては、制度が整いつつありますが、雇用者と就労移行支援事業所が連携を図り主体的にその運用を進める工夫が必要です。

◆ 福祉的就労について障害のある人の工賃向上

本市を含む大阪府内の福祉的就労の場は全国平均に比べて工賃が低く、工賃向上が課題です。

平成28年度 (2016年度)実績	豊中市	大阪府	全国平均(※)
就労継続支援B型事業所における平均工賃額(円)	6,630円	11,209円	15,033円
就労継続支援B型事業所における平均工賃時間額(円)	126円	161円	193円

(※) 全国平均は平成27年度(2015年度)実績

(4) 多様な住まいの確保

◆ 多様な住まいの確保

障害のある人も、地域において自らが希望する場所で自分らしく生活を送ることができるためには、多様な住まいの確保が必要です。

昨年度実施した施設入所者に全員に対する市民意識調査では、地域移行後の住まいについて、グループホームをあげる人が最も多く、45.8%となっており、前回調査の40.6%より増加しています。豊中市は、平成28年(2016年)に『豊中市障害者グループホーム整備方針』を策定し、新規整備・既存住宅活用の両方の側面からグループホームの整備に取り組んできましたが、市内のグループホームはほぼ満床の状況です。一方で、土地所有者がグループホーム事業者の要望を取り入れた建物を建てて貸す、いわゆる建て貸し方式でのグループホームが運営を開始する状況もあり、地域の不動産活用の動向の変化を視野に入れた、整備促進策の工夫が必要です。

また、グループホームでの地域生活に限らず、賃貸住宅を活用した自宅自立生活にて、介助等を受けながら一人で暮らしたいというニーズも一定あり、障害のある人が家を借りやすくする仕組みづくりも課題です。

◆ 障害のある人の地域生活についての地域住民の理解促進

グループホーム開設や障害のある人が家を借りる際、障害のある人やその障害特性等についての知識と理解の不足による偏見や差別的扱いを受ける事象があることから、障害者差別解消法の内容や障害理解について積極的に啓発することが必要です。

(5) 障害者施設ネットワークの強化

◆ 障害者施設ネットワークの強化

平成 28 年（2016 年）8 月に策定した『障害福祉センターありかた方針及び障害福祉ネットワークの考え方』に基づき、障害福祉センターひまわりを市内障害者施設の結節点とし、障害者支援の拠点施設と位置づけました。不足する障害福祉資源である発達障害者支援事業の推進に加え、情報発信拠点として各施設のバックアップ機能の充実に努める必要があります。

また、地域生活支援拠点として開設された「みずほおおぞら」や多くの重症心身障害のある人が利用する「市立たちばな園」をはじめ、日中活動やグループホーム、就労支援など、サービス体系ごとに各事業者が蓄積している情報やノウハウの相互伝達による、市域全体の支援スキルの向上と支援充実を推進する必要があります。

◆ 重症心身障害のある人への支援の充実

医療的ケアの必要な重度の身体障害と知的障害が重複している重症心身障害児者への支援には、医療と介護の連携強化による障害福祉サービスの充実が求められます。

また、市域における支援学校卒業後などの医療的ケアの必要な重症心身障害のある人を受け入れることができる日中活動の場が不足している課題があります。

(6) 地域生活への移行の支援

◆ 地域移行に向けた相談支援体制の周知と充実

福祉施設に入所している障害のある人の地域生活移行に向けた相談支援としては地域移行支援がありますが、昨年度実施した意識調査では、地域移行支援の利用については平成 29 年度（2017 年度）8 月現在、利用者が 1 人となっています。

これは、本市の特徴として平成 28 年度（2016 年度）までは市内に入所施設がなく、他市・他府県など遠隔地の施設入所者への支援に対して相談支援のマンパワーが不足していることから、地域移行支援を利用して地域移行をした実例数が少ないため、相談支援事業者に地域移行支援を提供するノウハウが蓄積されていないことに課題があります。平成 28 年（2016 年）に開所した地域生活支援拠点を活用した地域移行支援の仕組みと取組の推進が必要です。

また、精神科病院に長期入院している人や障害者支援施設に入所している人の中には、長く病院や施設で生活することにより地域での生活をイメージできず、地域生活に不安を持っている人がいます。地域移行にかかるリーフレット等を活用した地域資源の紹介や地域生活で活用できる制度の周知に努め、入院治療の必要がない長期入院患者の意向の聞き取りや地域移行に向けた支援につなげていくことが必要です。

◆地域定着に向けた支援機能の充実

地域生活を続けるためには、障害特性に応じた障害福祉サービスの提供や地域に置けるサポートの仕組みの充実と制度の周知に加え、生活上の課題がでてきたときに細かに対応できる相談支援体制の充実と緊急時の対応が課題です。

特に、一人暮らしを始めた人は、生活上の課題に対しての対応が難しく、サービスの枠に入らないような細かな支援が課題となっています。そのため、平成 30 年度（2018 年度）から実施される新たなサービス（自立生活援助）を活用し、一人暮らしを始める障害のある人に一定期間、定期的巡回訪問や随時対応を行うことにより、地域生活の継続を支援する必要があります。

さらに、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた観点から、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、長期的な視点に立ち支援を行い、地域移行を進める拠点施設である「みずほおおぞら」が平成 28 年度（2016 年度）に完成しました。今後、「みずほおおぞら」が地域生活支援拠点として求められている相談機能や緊急時の受入れ・対応等の機能について市域全体で検討する必要があります。

2 重点取組の推進と数値目標の実現に向けて

第4章の1に掲載した課題に対応するため、(1)生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実、(2)障害児支援の提供体制の整備、(3)一般就労への移行支援と工賃向上、(4)多様な住まいの確保、(5)障害者施設ネットワークの強化、(6)地域生活への移行の支援 の6項目について、重点的に取り組みます。

また、障害のある人の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援などを進めるため、障害福祉計画の策定にかかる国の基本指針で定められた平成32年度(2020年度)を目標年度とする数値目標の達成に向けた総合的・計画的な取組に努めます。

(1) 生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実

第4章の1に掲載した課題	主な取組
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○市委託相談支援事業所が担当する圏域の分け方についての再検討をします。○質の高い相談支援の提供に向けて、障害者基幹相談支援センターに相談支援を専門とする学識経験者と弁護士をアドバイザーとして配置します。
各分野の相談支援機関との連携	<ul style="list-style-type: none">○進学や就職などのライフステージの変わり目での対応や、「障害者福祉」の看板がかかっていない窓口との連携の工夫をします。○「支援手帳」の周知・活用、「支援手帳」取得者への定期的なサービス利用状況確認(モニタリング)を実施します。
相談支援体制の周知	<ul style="list-style-type: none">○各種媒体、手法を用いて、相談支援体制を周知します。

(2) 障害児支援の提供体制の整備

第4章の1に掲載した課題	主な取組
障害のある子どもへの支援の充実に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した切れめのない支援については、「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」(平成28年(2016年)9月)に示す、「気づく」「つなぐ」「支える」の基本姿勢のもと取組を実施します。 ○支援者に対する人材育成については、研修会や支援者交流による専門性の向上に向けた取組を実施します。 ○保護者支援については、講座、研修会等による子どもの育ちを支える力をつけるための取組を実施します。 ○医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。
児童発達支援センターの機能再編及び整備	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31年度(2019年度)当初を目途に、福祉型児童発達支援センターあゆみ学園及び医療型児童発達支援センターしいの実学園について機能再編を実施します。 ○障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できる総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点となる児童発達支援センターの整備を実施します。 ○障害福祉センターひまわりの機能とも連携し、障害種別や年齢に関わらず、切れめのない支援を実施します。 ○いつでも相談ができ、訪問による保育所・学校等の子ども所属先への後方支援も行う地域支援機能の充実に図ります。

障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針で定められた数値目標のうち、この重点取組に関連するものは次のとおりです。

① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	平成32年度(2020年度)末数値目標	数値目標設定の考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	児童発達支援事業所1か所 放課後等デイサービス事業所4か所 (整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針では、平成32年度(2020年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保します。 ・府指針では、本市においては、平成32年度(2020年度)末までに児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所4か所以上確保します。 ・整備済ではあるが、今後の重症心身障害児数の推移に注視しながら必要数を確保します。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	平成 30 年度 (2018 年度) 末 数値目標	数値目標設定の考え方
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	平成 30 年度 (2018 年度) 末までに設置	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針では、平成30年度（2018年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。 ・府指針では、平成30年度（2018年度）末までに、既存の会議の活用も検討し、協議の場を設けます。 ・関係機関と調整し、児童発達支援センターとの連携を含め、既存の会議を活用するか等を検討します。 ・平成30年度（2018年度）末までに、協議の場に関係分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。

③ 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置

項目	平成 32 年度 (2020 年度) 末 数値目標	数値目標設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所 (整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府指針では、平成32年度（2020年度）末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置します。 ・整備済であるが、地域の中核的な療育施設としての機能・役割の充実を図るため、機能再編及び整備を実施します。

④ 保育所等訪問支援の充実

項目	平成 32 年度 (2020 年度) 末 数値目標	数値目標設定の考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築 (1 か所整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府指針では、平成32年度（2020年度）末までに、市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。 ・整備済であるが、児童発達支援センターの機能再編と連動して、体制の充実を図ります。

(3) 一般就労への移行支援と工賃向上

第4章の1に掲載した課題	主な取組
障害のある人の一般就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市で精神障害者を対象とした一般職非常勤職員を雇用し、業務を行うことを通じて企業等への就職につなげる「精神障害者チャレンジ雇用事業」を平成30年度（2018年度）から開始します。 ○就労支援連絡会等で、就労支援強化事業を活用し就労支援事業所のジョブマッチングスキルの向上を図るとともに、各関係機関がお互いにどのような支援をしているか等を把握して、障害福祉サービス事業所と専門機関とのネットワークを強化します。
企業と連携した定着支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○助成金活用方法の周知、就職及び定着支援につなげるための各種セミナーを実施し、企業との連携を強化します。また、制度的なもの以外にも雇用主の協力を得ながら、就労定着支援の工夫ができないか検討します。 ○平成30年度（2018年度）から実施される就労定着支援の活用状況の調査等を通じて、一般就労後の定着支援のあり方について検討します。
福祉的就労についての障害のある人の工賃向上	<ul style="list-style-type: none"> ○「豊中市による障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき調達を推進するとともに、商品力と品質の向上を目的に、職員あっせん販売時の購入者からの感想を障害者就労支援施設等に伝えます。 ○福祉的就労の場の物品・サービスの販売の拡大のため、取引先の開拓について事業者向けに情報発信等する仕組みを検討します。

① 福祉施設から一般就労への移行（国から示された成果目標の項目）

項目	平成32年度（2020年度）数値目標	数値目標設定の考え方
年間一般就労移行者数	93人	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では、平成28年度（2016年度）実績の1.5倍以上 ・府の指針では、平成28年度（2016年度）実績の1.3倍以上 ・府域全体の目標値を市町村で按分した数値の下限以上を目標値とする (大阪府からデータ提供あり)

② 就労移行支援事業の利用者数（国から示された成果目標の項目）

項目	平成32年度（2020年度）末数値目標	数値目標設定の考え方
就労移行支援事業利用者数	174人	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府の指針では、平成28年度（2016年度）末利用者（145人）から2割以上増加 (大阪府からデータ提供あり)

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加
（国から示された成果目標の項目）

項目	平成 32 年度 (2020 年度) 末 数値目標	数値目標設定の考え方
市内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割以上	・国・府の指針では、平成32年度（2020年度）末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

④ 就労定着支援事業による1年後の職場定着率
（国から示された成果目標の項目）

項目	平成 32 年度 (2020 年度) 末 数値目標	数値目標設定の考え方
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	8割以上	・国・府の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額
（府から示された成果目標の項目）

項目	平成 32 年度 (2020 年度) 数値目標	数値目標設定の考え方
工賃の平均額	9,270円	・大阪府独自目標 ・平成32年度（2020年度）の目標については、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額の平均値。 （大阪府からデータ提供あり）

(4) 多様な住まいの確保

第4章の1に掲載した課題	主な取組
多様な住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が安心して住み続けられる住宅を確保できる支援を障害者自立支援協議会で検討します。 ○『豊中市障害者グループホーム整備方針』に基づき、既存住宅活用・新規整備によるグループホーム整備を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者がグループホーム事業者の要望を入れた建物を建てて貸す、いわゆる建て貸し方式を視野に入れた促進策を活用します。 ・国補助制度を活用した消防用設備や防犯整備等の整備を促進します。
障害のある人の地域生活についての地域住民の理解促進	○グループホーム等の活用による障害のある人の地域生活について、地域の人々の障害に対する理解を進めるため、各種団体等とともに、様々な機会を通じた啓発を実施します。

(5) 障害者施設ネットワークの強化

第4章の1に掲載した課題	主な取組
障害者施設ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点が運営する「地域移行調整会議」で市内入所施設での地域移行状況の把握と課題解決の取組を実施します。 ○市域の障害支援力を高める人材育成やそのための研修を実施します。
重症心身障害のある人への支援の充実	○市立たちばな園における指定管理者制度を活用した「重度医療的ケア支援スキル啓発事業」による医療的ケアの必要な重症心身障害のある人の日中活動の場の開拓に努めます。

① 地域生活支援拠点の整備

項目	平成32年度(2020年度)末目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	1拠点(整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府の指針では、平成32年度(2020年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備します。 ・整備済のため、拠点施設をもとに支援を拡充する取組を実施します。

(6) 地域生活への移行の支援

第4章の1に掲載した課題	主な取組
地域移行に向けた相談支援体制の周知と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が活用され地域移行が進むよう、障害者自立支援協議会や相談支援事業者連絡会で事例検討等を通じてノウハウを蓄積するとともに、地域相談支援に係る地域特性をふまえた課題集約と課題の解消に向けた取組を促進します。 ○地域コーディネーターと行政によるバックアップ体制のあり方について先行事例の調査・研究をするとともに、本市におけるあり方を検討します。 ○地域移行が可能な精神科病院長期入院者や障害者支援施設入所者の把握に加え、訪問による地域資源や利用可能な制度周知による地域移行への意欲向上に努めます。
地域定着に向けた支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行の拠点施設である「みずほおおぞら」での24時間支援体制や緊急時のケース検討から、市域全体での取組に向けて検討します。 ○自立生活援助サービスの活用に努めます。

① 地域生活支援拠点の整備（再掲）

項目	平成32年度 (2020年度) 末 目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 拠点 (整備済)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府の指針では、平成32年度（2020年度）末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備します。 ・整備済のため、拠点施設をもとに支援を拡充する取組を実施します。

② 施設入所者の地域生活への移行

項目	平成 32 年度 (2020 年度) 末 数値目標	数値目標設定の考え方
入所者数	234人	・平成28年（2016年度）度末時点の入所者数（239人）から削減数を引いた数
地域生活への移行者数 ・入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数	30人 $\frac{239人 \times 9\% = 22人 + \alpha}{}$ (※22人は基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では平成28年度（2016年度）末の施設入所者数（239人）の9%以上（平成29年度（2017年度）末までの目標の未達成も加味） ・府の指針では平成28年度（2016年度）末の施設入所者数（239人）の9%以上（平成29年度（2017年度）末までの目標の未達成も加味） <p>以下の点をふまえ、下限値に8人加算して30人で設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設入所者等に対する意向調査」（平成28年度（2016年度）大阪府実施）において、地域移行を希望し、かつ職員も移行できるとする者が30名 ・現計画での未達成分 2名（府試算）
削減数	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では平成28年度（2016年度）末の施設入所者数（239人）の2%以上（平成29年度（2017年度）目標の未達成も加味） ・府の指針では平成28年度（2016年度）末の施設入所者数（239人）の2%以上（平成29年度目標の未達成は加味しない）

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	平成 32 年度 (2020 年度) 末 目標	目標設定の考え方
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置予定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置します。（豊中市は「豊能豊中」圏域） ・精神科病院の医師の加入が必須
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会の活用を検討します。 ・医療関係者の加入が必須

第5章

計画の推進体制と進行管理

1 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者などで構成される「豊中市障害者施策推進協議会」及び「豊中市障害者自立支援協議会」へ定期的に報告するとともに、市広報誌等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

計画の進行管理のための組織体制（イメージ）



2 計画推進体制の充実

(1) 庁内連携の強化

本計画の推進も含めて、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、豊中市の部長級の職員で構成する「豊中市障害者施策推進連絡会議」を中心として、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、豊中市各分野間における連携・調整の強化を図り、障害者施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取組を推進していきます。

(2) 「豊中市障害者自立支援協議会」の活動促進

地域におけるさまざまなニーズを受け止め、各種施策・事業へと結び付ける重要な役割を果たす相談支援機関を中心とした「豊中市障害者自立支援協議会」の機能をより活性化させ、協議会において公民協働により諸課題の解決が図られるように努めます。

また、計画の推進にかかる諸課題を検討していくにあたっては、障害のある人やその家族からの意見を反映する委員構成とし、さらに連絡会等関係機関と連携を密にし、課題の解決に向けた取組を行います。

(3) 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

「豊中市障害者自立支援協議会」の構成機関によるネットワークのほか、障害者支援サービス事業者の相互の連携・調整などを推進します。それにより、サービスの質の確保・向上を図るとともに、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、「豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議」等の取組を積極的に進めるなど、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス事業者、企業・事業者、豊中市などの役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。

(4) 国・府など行政機関との連携強化

中核市として、国の障害保健福祉関係主管課長会議へ出席し、直接国との意見交換が可能となるとともに、大阪府から権限移譲を受けたことをふまえ、国、大阪府、関係機関などとの連携をより一層強化し、障害者施策の円滑な推進に向け、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

(5) 専門従事者の育成・確保

大阪府や近隣自治体、関係機関などとの連携を通じて、障害者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、障害のある人に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

(6) 財源の確保

計画の持続可能で着実な実施に必要な財源の確保に向けて、障害者施策への理解促進や社会保障制度全般の中での取組推進が必要です。特に市においては、障害の原因となる疾病などの予防・早期発見・重症化防止のため、保健・医療分野や高齢者福祉分野との連携を図ります。また、個人が自立した生活を送れるよう雇用分野等とさらなる連携を行い、障害のある人の就労を促進します。今後とも、引き続き、効率的・効果的なサービス提供と給付の適正化に努めるとともに、国や大阪府に対し必要な財政的措置を講じるよう要請していきます。



参考資料

1 策定体制

(1) 豊中市障害者施策推進協議会

① 豊中市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	安藤 忠	大阪府立大学名誉教授	会長
	須戸 裕治	豊中商工会議所副会頭	
	山崎 靖彦	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会副議長	
	澤 温	豊中精神保健福祉協議会会長	
	児島 義介	豊中市医師会顧問	
	近藤 篤	豊中市歯科医師会副会長	
	森川 幸次	豊中市薬剤師会常務理事	
	古井 克憲	和歌山大学教育学部准教授	
障害者・障害者の福祉に関する事業に従事する者	田中 哲	豊中市身体障害者福祉会会長	
	井上 吉彦	国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議事務局員	
	岡田 淳	豊中精神障害者当事者会H0TT0代表	
	西口 和也	障害児者を守る豊中連絡協議会	
	荒木 龍三	豊中市発達障害者の家族の会（一歩の会）	
	湯川 英典	豊中難病患者連絡会代表	
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会会長	副会長
	長永 幸子	豊中市精神障害者家族会ゆたか会副会長	
	川合 真一	豊中市障害者自立支援協議会会長	
市民	西山 美知	公募委員	
	大東 剛	公募委員	
行政	織田 康志	池田公共職業安定所所長	

② 豊中市障害者施策推進協議会 条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、豊中市に障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項第4号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第2項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、第2項第4号の委員を除き、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 協議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日条例第13号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定(「第30条第3項」を「第30条第4項」に、「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第2条の改正規定及び次項の規定の施行期日は、市規則で定める。〔平成6年5月規則第20号により、平成6年6月1日から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成14年4月1日条例第13号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月13日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第22号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行する。

③ 豊中市障害者施策推進協議会 規則

第1条 この規則は、豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）第5条の規定に基づき、豊中市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第4条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行なう。

附 則（昭和51年5月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年5月2日規則第19号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年5月1日規則第21号抄）

1 この規則は、平成3年5月7日から施行する。

附 則（平成6年5月30日規則第21号）

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成15年4月1日規則第11号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月15日規則第4号抄）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第126号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 豊中市障害者自立支援協議会

○豊中市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議として、障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域における相談支援事業をはじめとする障害者の地域生活支援システムの整備を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 専門部会及びワーキング会議

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 生涯を通じた一貫した支援のあり方に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (6) 障害福祉サービス事業者の育成とサービスの質の向上に関すること。
- (7) 障害福祉計画の策定及び進捗状況に関すること。
- (8) 課題別専門部会等の設置、運営に関すること。
- (9) その他、障害者の地域生活支援に関すること。

(全体会議)

第4条 全体会議は、前条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について、運営会議及び各専門部会から報告、提案等を受け、その内容を検討及び協議を行い、その結果を豊中市障害者施策推進協議会（豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）により設置する協議会をいう。）に対して報告するとともに施策の提案を行う。

2 全体会議は、運営会議及び専門部会等に対して、必要な指示を行うことができる。

(全体会議の会長及び副会長)

第5条 全体会議には会長及び副会長を置き、会長は市が障害者相談支援事業を委託している基本相談支援を行う指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者から互選によって定め、副会長は会長が指名により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会議の委員)

第6条 全体会議の委員は、別表1に定める障害者支援に見識のある者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議の運営)

第8条 全体会議は、会長が招集する。

2 全体会議は、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、専門部会及び障害福祉サービス事業者連絡会等からの報告、提案等について整理及び協議を行い、全体会議等の運営について必要な調整等を行う。

2 運営会議は、別表2に定める委員をもって構成する。

3 運営会議は、前5条の規定を準用する。

(専門部会及びワーキング会議)

第11条 専門部会及びワーキング会議(以下、「専門部会等」という。)は、第3条に規定する事項について専門的に調査研究及び事業等を企画実施し、その結果を全体会議に対し報告及び提案を行う。

2 専門部会等の設置は、全体会議が承認し、その運営について必要な事項は運営会議にて定める。

3 専門部会等は、別表3に定める委員をもって構成する。

4 専門部会等には、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 専門部会等は、第6条から第9条までの規定を準用する。

(秘密の保持)

第12条 第2条各号に定める協議会の関係者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第13条 事務局は、自立支援協議会会長・副会長・基幹相談支援センター・行政で構成する。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 26 年 11 月 26 日から実施する。

この要綱は、平成 28 年 7 月 26 日から実施する。

別表 1（豊中市障害者自立支援協議会構成委員名簿）の概要

基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、当事者及び家族、別表 3 に定める専門部会長、各種障害福祉サービス事業者連絡会代表、就労支援機関、地域福祉組織、行政職員、（障害福祉課、高齢福祉、雇用・就労・保育・教育・療育・保健）

別表 2（豊中市障害者自立支援協議会運営会議構成委員名簿）の概要

豊中市障害者自立支援協議会会長・副会長、別表 3 に定める専門部会長、各種福祉サービス事業者連絡会代表、基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

別表 3（豊中市障害者自立支援協議会専門部会構成委員名簿）の概要

障害者地域移行促進部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

地域生活支援部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

相談支援部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

2 計画の策定経過

年	月 日	策 定 経 過
平成 28 年 (2016 年)	9 月 7 日	豊中市障害者施策推進協議会 (平成 28 年度 (2016 年度) 第 2 回) ・『第 5 期豊中市障害福祉計画』の策定について (諮問) ・次期計画策定のための市民意識調査について
	10 月	計画策定のためのアンケート調査の実施 ・調査対象 4,240 件、有効回答数 2,266 件
	12 月 13 日	豊中市障害者施策推進協議会 (平成 28 年度 (2016 年度) 第 3 回) ・障害者長期計画・障害福祉計画策定に向けた市民意識調査の中間報告について
平成 29 年 (2017 年)	2 月 13 日	豊中市障害者施策推進協議会 (平成 28 年度 (2016 年度) 第 4 回) ・『障害者長期計画・障害福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書』(案)について
	6 月 21 日	豊中市障害者施策推進協議会 (平成 29 年度 (2017 年度) 第 1 回) ・『豊中市第五次障害者長期計画』等の策定について ・『第 1 期豊中市障害児福祉計画』の策定について
	6 月 26 日	豊中市こども審議会 (平成 29 年度 (2017 年度) 第 1 回) ・『第 1 期豊中市障害児福祉計画』の策定について
	8 月～9 月	『第 1 期豊中市障害児福祉計画』策定のためのアンケート調査の実施 ・調査対象 455 件 有効回答数 273 件
	9 月 15 日	豊中市障害者施策推進協議会 (平成 29 年度 (2017 年度) 第 2 回) ・『第 5 期豊中市障害福祉計画』及び『第 1 期豊中市障害児福祉計画』の策定について
	10 月 19 日	豊中市障害者自立支援協議会 全体会議 (臨時) ・『第 5 期豊中市障害福祉計画』等における課題及び取組の方向性と成果目標等について
	12 月 15 日	豊中市障害者施策推進協議会 (平成 29 年度 (2017 年度) 第 3 回) ・『第 5 期豊中市障害福祉計画・第 1 期豊中市障害児福祉計画』(素案)について
平成 30 年 (2018 年)	1 月 24 日	豊中市障害者施策推進協議会から計画 (素案) の答申
	1 月 30 日 ～2 月 19 日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	2 月 6 日	計画 (素案) に対する広聴会
	2 月 9 日	豊中市こども審議会 (平成 29 年度 (2017 年度) 第 3 回) ・『第 1 期豊中市障害児福祉計画』の策定について
	2 月中旬	パブリックコメントの実施結果を受けた最終調整
	2 月 23 日	豊中市障害者施策推進協議会 (平成 29 年度 (2017 年度) 第 4 回) ・次期計画 (素案) の意見公募手続で寄せられた意見について (報告)
	3 月	大阪府との法定協議
	3 月末	『第 5 期豊中市障害福祉計画・第 1 期豊中市障害児福祉計画』策定

3 市民意識調査で用いた調査票

1. 『第5期豊中市障害福祉計画』の策定に向けたアンケート

(1) 18歳以上の障害福祉サービスを利用する市民

＜ご記入にあたってのお願い＞

- このアンケートは、市内にお住まいの
 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
 ②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている人
 ③障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの人
 の中から無作為に選んだ3,000人を対象にお送りしています。
- アンケートには、できるだけあて名のご本人がお答えください。ただし、障害や病気の状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名のご本人を介助・支援されている人、またはご家族などがご本人と相談してお答えください。
- 各質問には、平成28年(2016年)10月1日現在の状況でお答えください。
- 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つ」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが()内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。
- 記入が終了しましたら、**10月31日(月)まで**、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご返函ください。お名前を記入していただく必要はありません。

7. このアンケートについてのご質問などは、下記へお問い合わせください。
豊中市 健康福祉部 障害福祉課 企画係
 電話：06-6858-3354 FAX：06-6858-1122
 電子メール：shouyukai@city.toyonaka.osaka.jp

調査票①

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願いします



市民のみならず、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では現在、第五期障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定を進めています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障害や難病のある人を対象に、生活環境やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えなどを伺うことを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年(2016年)10月

豊中市長 浅利 敏一郎

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願い）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますが、内容がよくわからないときはご家族の人などとよく相談しながら答えてください。
ご本人以外の人が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

前1 この前事業を記入した人はどなたですか。(1つ選んでO)

1. ご本人が記入
2. ご本人が答えて、家族の人が記入
3. ご本人にかわって家族の人が記入
4. その他

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

前2 あなたの性別は。(Oをつけてください)

1. 男性
2. 女性
3. その他

前3 あなたの年齢は。(1つ選んでO)

1. 18～19歳
2. 20～24歳
3. 25～29歳
4. 30～34歳
5. 35～39歳
6. 40～44歳
7. 45～49歳
8. 50～54歳
9. 55～59歳
10. 60～64歳
11. 65歳以上

前4 住んでいるところ(市町)をお書きください。

豊中市 () 町 () 丁目

前5 あなたが豊中市にお住まいになってからの通算年数は。(1つ選んでO)

1. 生まれたときから
2. 1年未満
3. 1～5年未満
4. 5～10年未満
5. 10～15年未満
6. 15年～20年未満
7. 20年以上

前6 親などのようなところで暮らしていますか。(1つ選んでO)

1. 自宅(マンション・団地なども含む)でひとり暮らし
2. 自宅(マンション・団地なども含む)で家族などと一緒に住んでいる
3. グループホームなど
4. 病院
5. 高齢者のための施設
6. その他

前7 だれと一緒に住んでいますか。(あてはまる人すべて選んでO)

1. 父
2. 母
3. きょうだい
4. 祖父
5. 記号者・パートナー
6. 子どもや孫
7. 他の家族・親戚の人
8. その他

前8 これまでに1年以上、障害のある人のための施設や精神科病院で暮らしたことがありますか。(1つ選んでO)

1. 暮らしたことがある
2. 暮らしたことはない

前9 障害者手帳を申請している人は、手帳の等級を教えてください。また、特定医療の医療費助成、発達障害の診断などについてあてはまる人は番号にOをつけてください。(あてはまるものすべて選んでO)

- | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳 | 1. 1級 | 3. 3級 | 5. 5級 |
| | 2. 2級 | 4. 4級 | 6. 6級 |
| 療育手帳 | 7. A | 8. B1 | 9. B2 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 10. 1級 | 11. 2級 | 12. 3級 |
3. 障害者の認定を受けたたり、特定医療の医療費助成を受けている
 4. 医師から発達障害と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある
 5. 医師から高次脳機能障害として診断されたことがある
 6. 障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証を持っている

※健常(特定医療)とは、漢字大健常、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなどの治療法が確立していない病気やその他の特殊な病気のことです。
※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、読字障害、動機障害などのことをいいます。
※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後経過として生じた記憶障害、注意障害、社会時行動障害などの脳機能障害を指すものとされており、具体的には「会話がうまくいかかわらない」などの症状があります。

次のページの前にお読みください。

付簡 「身体障害者手帳」をお持ちの人は、障害の種類を教えてください。
 (あてはまるものすべて選んで○)

1. 視覚障害
2. 聴覚障害・平衡機能障害
3. 言語・言語機能障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害

問9 障害支援区分の認定を受けていますか。認定を受けた人は区分を教えてください。
 (あてはまるものに○をつけてください)

1. 認定を受けた → (区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6・非該当)
2. 認定を受けていない

問10 介護保険の要介護(要支援)認定を受けていますか。認定を受けた人は介護保険のサービスを利用していますか。(1つ選んで○)

1. 認定を受けてサービスを利用している
2. 認定を受けたが、サービスは利用していない
3. 認定を受けていない

問11 認知症、精神に問題していますか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等に属することで通院している
2. その他の病気で通院している
3. 特に通院はしていない

問12 家で次のような医療的ケアを行っていますか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 気管切開
2. 人工呼吸器
3. 誤嚥
4. 吸引
5. 胃ろう、腸ろう
6. 鼻経管栄養
7. 中心静脈栄養(IVH)
8. 透析
9. カテーテル留置
10. ストマ(人工肛門、人工膀胱)
11. 尿管管理
12. その他()

問13 問6で「1. 自宅でひとり暮らし」、「2. 自宅で家族などと「一緒に暮らしている」を選んだ人にお聞きします。(他の人は問14にお進みください) 介護で生活するなかで、何らかの介助や支援(持水、声かけ、復しなども含みます)が必要ですか。
 (どちらか選んで○)

1. 介助や支援が必要なものがある
2. 介助や支援は必要ない

※ 介護員や家族などを活用している人は、それらを活用した形で教えてください。
 ※ 介護や支援が必要なものがある

付簡1 どのようなときに介助や支援が必要ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 食事
2. トイレ
3. 入浴
4. 交際の増進
5. 身だしなみ
6. 家の身の移動
7. 外出
8. 家族以外の人の意思疎通
9. 読み書き
10. お金の管理
11. 薬の管理
12. その他()

付簡2 あなたが介助や支援を受けている期間は、かつらの1目で合計して何時間くらいですか。サービスを利用していている時間を教えてください。(1つ選んで○)

1. 1時間未満
2. 1時間～3時間未満
3. 3時間～6時間未満
4. 6時間～12時間未満
5. 12時間以上
6. 介助や支援を受けていない

付簡3 常に介助・支援してくれる人はいますか。(あてはまる人すべて選んで○) また、○をつけた人のなかで特に介助・支援してくれる人を3人選んで、期間が長い順に枠の中に番号を書いてください。(3つ選んで数字でお答えください)

1. 父や母
 2. きょうだい
 3. 兄弟姉妹
 4. 配偶者・パートナー
 5. 子ども・子どもの配偶者・孫
 6. その他の親族
 7. 友人・知人・近所の人
 8. ボランティア
 9. その他()
- ※ ○をつけた人で特に介助・支援してくれる人の番号を9つ記入してください。
- | | | |
|-----|-----|-----|
| 第1位 | 第2位 | 第3位 |
| | | |

付簡4 特に中心となって介助・支援してくれる人(前問で第1位の人)について教えてください。(それぞれあてはまるもの1つ選んで○)

- | | | | | | |
|----------|---------------|---------------------|---------------|---------------|----------|
| 性別 | 1. 男性 | 2. 女性 | | | |
| 年齢 | 1. 18歳未満 | 2. 18歳以上40歳未満 | 3. 40歳以上65歳未満 | 4. 65歳以上75歳未満 | 5. 75歳以上 |
| 健康状態 | 1. 特に問題は無い | 2. 通院していないが体調がすぐれない | 3. 通院中 | 4. その他() | |
| あなた以外の介護 | 1. している | 2. していない | | | |
| 就業状況 | 1. 働いている(週時間) | 2. 働いていない | | | |

あなたの生活環境について

問14 豊中市やあなたが住んでいる地域は、障害や難病のある人が生活するうえで、どの程度環境が整っていると思いますか。

①から⑧までのそれぞれについて「1 そう思う」から「5 わからない」のうちの、あてはまるものを1つずつ選んでください。

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
社会福祉	①障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	②外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	③困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている	1	2	3	4	5
生活環境	④身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑤仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑥道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑦日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑧人にだまされたり、泥棒にあたりたりする心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
生活環境	⑨暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑩安心して暮らし続けられる住まいが整っている	1	2	3	4	5
教育	⑪普通学級の子ともたちと一緒に自分にあった教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
教育	⑫障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
就労	⑬障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べる環境が整っている	1	2	3	4	5
就労	⑭同じ仕事のほであれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている	1	2	3	4	5
就労	⑮仕事で必要な技術や知識を学ぶ場が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑯費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑰自分にあったリハビリテーションの機会が身近に整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑱いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている	1	2	3	4	5
情報	⑲まちや建物の案内版やアウランス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている	1	2	3	4	5

問15 あなたは、障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じていますか。(どちらか選んで○)

1. はい (感じている) 2. いいえ (感じていない)

問16 あなたはどのくらい外出しますか。(1つ選んで○)

1. ほとんど毎日
2. 週4～5回
3. 週2～3回
4. 週1回
5. 月2～3回
6. 月1回
7. ほとんど外出しない
8. その他()

問17 外出時に困ることがありますか。(困っていることをすべて選んで○)

1. 車の運行時などに危険を感じる
2. 道路や運物の段差などで歩動しにくい
3. 電算やバスの乗り降りがしにくい
4. 自転車や歩道などで歩行が通りにくい
5. 障害のある人のための駐車スペースが狭くない
6. 障害のある人のためのトイレが少ない
7. 障害や病状が隠された設備が整っていない
8. 交通標識や運物などの案内が少ない
9. 付き添いや介助してくれる人がいない
10. 欠の見える言や言葉が変になる
11. 欠との会話が難しい
12. いじめや差別をされるのがこわい
13. その他()
14. 特に困っていることはない

問18 あなたは、どのようなご近所づきあいをしていますか。(1つ選んで○)

1. 近所のはなはなとよく行き来している
2. 会話は軽く話をする人がいる
3. あいさつ程度がほとんど
4. 近所づきあいをほとんどしていない

問19 自ごろ雇用の仲間はあるように感じていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 自宅や入院先の病室で通じている
2. 学校に通っている
3. 正統の職員・従業員で働いている
4. パート・アルバイト・派遣・契約社員等で働いている
5. 自営業や経営者として働いている
6. 家族が営む事業に従事している
7. 家事を専業としている
8. 就労移行支援で訓練を受けている、もしくは就労継続支援A型・B型で働いている
9. 通院したり機能訓練を受けている
10. 決まった用事はないが外で通じている
11. その他()

問20 仕事や訓練、施設や学校などが変わった後や、休みの自などに、どのように通じていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 趣味やスポーツ活動などに参加
2. 公民館や図書館などで通じます
3. 買い物や散歩などで出かけている
4. 障害のある人のための施設で通じている
5. 友人・知人に会う
6. 家の中で通じている
7. その他()

問21 平日の夕方や夜間、休日などの職場や活動の場として、どのような場があれば行ってみたいと願いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場
2. 障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場
3. 一人で行動しても安心してつづける場
4. 雇用の活動など生活上の悩みやストレスについて話を聞いてくれる場
5. ボランティアなど人の役に立つ活動を行える場
6. その他()

問22 働くことについて、どのように考えていますか。(1つ選んで○)

1. 障害のない人もいる一般の職場で働きたい
2. 自宅でできる仕事をしたい
3. 一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をした
4. 障害や病状などで働くことができない
5. 働きたくない、働くつもりはない
6. わからない、まだ考えたことがない
7. その他()

問23 仕事に就くために受けたい支援がありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 働くことができる職場を探したり、紹介してほしい
2. 働くために必要なことを教えてもらったり、訓練を受けたい
3. 働くことなど今後の進路について相談したり、助言がほしい
4. 特にない
5. その他()

問73 障書のある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと感じますか。現在、働いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えると答えてください。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導
2. あいさつやコミュニケーションなど日常生活を送るための訓練・指導
3. いろいろな仕事を体験できる実習や職場体験
4. 雇用の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し
5. 雇書への理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ
6. 仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者
7. 仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事帰りに息抜きできる場所
8. 一般の職場で働くことに失敗した人を受け入れてくれる施設
9. その他()

情報の入手と相談について

問74 あなたは、以下に示す情報を必要と感じていますか。また、その情報を十分得られているとお考えですか。(1)から(8)それぞれについて答えてください。

情報の種類	①情報を必要としていますか	②その情報は十分ですか
(例) □◇○サーブ	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1. 十分 2. まあ十分 3. やや不十分 4. 不十分 5. わからない
(1) ホームヘルパーなど 在宅サービスの情報	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(2) 社会福祉施設の情報	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(3) 医療機関の情報	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(4) 相談できる場所の 情報	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(5) 福祉に関する法律や 政策などの情報	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(6) スポーツや文化活動 などの情報	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(7) 障書や難病がある人 たちの情報	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(8) その他 ()	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5

障害や難病のある人の人権と障害・難病の理解促進について

問31 ここ3年において、あなたはこれまで、障害や難病があるためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1. 進学 | 6. 旅行がけの旅行 | 11. その他 |
| 2. 仕事や就職 | 7. 市外での外出 | () |
| 3. 異性とのつきあい | 8. 友人とのつきあい | 12. 持たない |
| 4. 結婚 | 9. スポーツ | 13. わからない |
| 5. 子育て | 10. 趣味、文化活動 | |

問32 ここ3年において、あなたは、障害や難病があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。(1つ選んで○)

1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない

問33 それは、どのような場面ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 選挙するときや学校生活において | 9. 公共交通機関を利用するとき |
| 2. 就職するときや職場生活において | 10. ものを貸う、返事をするなどお話を利用するとき |
| 3. 結婚するとき | |
| 4. 辺りつきあい、地域の行事等において | 11. スポーツや文化活動をするとき |
| 5. 家庭生活において | 12. 家を借りるとき |
| 6. 福祉サービスを利用するとき | 13. まちを歩いているとき |
| 7. 医療を受けるとき | 14. 選挙など政治に参加するとき |
| 8. 投票で手続きするときや公共施設を使うとき | 15. 司法手続きにおいて |
| | 16. その他() |

問34 それは、どのような差別ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 障害を理由に施設やサービス等を利用することや、関わることを断られた |
| 2. 障害への配慮が欠けるため、障害がない人と同じような情報や必要なサービス等を受けられない |
| 3. 差別的な発言を受けた |
| 4. その他() |

問33 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口 |
| 2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口 |
| 3. 自分の代わりに交渉ことや助産等の管理をしてくれるサービス |
| 4. 障害や難病のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて調査や指導などをおこなう第三者による制度 |
| 5. 障害や難病のある人の権利について、障害や難病のある人自身が学ぶ機会を設けること |
| 6. 障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めること |
| 7. その他() |
| 8. 持たない |
| 9. わからない |

問34 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市政の理解が深まると思いますが、【3年前と比較して】(1つ選んで○)

- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 1. 進んできています | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきています |
| 2. 多少進んできています | 4. 多少後退してきています | 6. わからない |
- 【10年前と比較して】(1つ選んで○)
- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 1. 進んできています | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきています |
| 2. 多少進んできています | 4. 多少後退してきています | 6. わからない |

問35 貴中府は、障害や難病のある人に対する理解を深めるための広報や行事等を実施していますが、あなたはそれを見たり参加したりしたことがありますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|------------------------------|
| 1. ケーブルテレビの番組を見たことがある |
| 2. 法制記事を読んだことがある |
| 3. 障害者選出のパネル展を見たことがある |
| 4. ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある |
| 5. 出前講座に参加したことがある |
| 6. 講演会を開いたことがある |
| 7. ホームページを見たことがある |
| 8. その他() |
| 9. 法制を見たたり、行事等に参加したことはない |

問36 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. テレビ・ラジオ | 8. ポスター・チラシ |
| 2. 新聞 | 9. 放送局の出版物(パンフレット、行政新聞、報告書等) |
| 3. 雑誌・書籍 | 10. 講演会、講座 |
| 4. 広報よびなか | 11. イベント |
| 5. ホームページ | 12. その他() |
| 6. SMS (フェイスブック、ツイッターなど) | |
| 7. メールマガジン | |

問37 あなたは、「啓書を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(啓書差差別解消法)について知っていますか。(1つ選んで○)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 名前も内容も知っている | 3. 名前も内容も知らない |
| 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない | |

しりょうふくし
障害福祉サービスについて

問38 障害のある人のための福祉サービスについて、①現在の利用状況、②利用して欲しかったり、不満に思うことの有無、③今後の利用についてのお考えをそれぞれ答えてください。(サービスの内容については1～??ページの表をご覧ください。)

サービスの種類	①現在の利用状況は	②気分になったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(例) □◇○サービス	① 利用している → 2. 利用していない	① ある 2. ない 主な内容を下の欄から3つまで選んでください	① 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 主な内容を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(2) 重度訪問 介護	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 主な内容を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(3) 同行支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 主な内容を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(4) 行動支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 主な内容を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(5) 移動支援 (ガイドヘルプ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 主な内容を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1. 身近なところでサービスを利用できない | 6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している |
| 2. 利用したい日・時間に利用できない | 7. 建物や設備が障害に配慮されていない |
| 3. 利用回数・時間などに制限がある | 8. サービス内容に関する情報が少ない |
| 4. サービス事業所に利用を断られることが多い | 9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい |
| 5. 利用料が高い | 10. その他() |

サービスの種類	①現在利用状況は	②気に入ったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(6) 宇都道駅 若狭利業記 者の派遣	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(7) 入浴サビ 入事業	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(8) 補綴具	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(9) 日常生活 用具	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(10) 短輸入浴 (シャートスタイ)	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(11) 日中一時 支援事業	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(12) 職業介護	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(13) 生活介護	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない
2. 利用したい日・時間に利用できない
3. 利用回数・時間などに制限がある
4. サービス事業所に利用を断られることが多い
5. 利用料が高い
6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している
7. 建物や設備が障害に配慮されていない
8. サービス内容に関する情報が少ない
9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
10. その他()

サービスの種類	①現在利用状況は	②気に入ったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(14) 自立訓練 (構内訓練) (生活訓練)	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(15) 就労移行 支援	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(16) 就労継続 支援	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(17) 地域活動 支援センター	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(18) 宿泊型自立 訓練	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(19) 若年生活 援助(グループ ホーム)	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(20) 施設入居 支援	※本施設は、空欄「③今後の利用は」のみ答えて下さい		1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(21) 相談支援	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない
2. 利用したい日・時間に利用できない
3. 利用回数・時間などに制限がある
4. サービス事業所に利用を断られることが多い
5. 利用料が高い
6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している
7. 建物や設備が障害に配慮されていない
8. サービス内容に関する情報が少ない
9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
10. その他()

※主なサービスについての説明

サービスの種類	主な内容
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
2 重度訪問介護	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
3 同行援護	移動に著しい困難のある移動障害のある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事の介護など、必要な援助を行います。
4 行動援護	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
5 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、生活上必要な不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
6 手話通話者、要約筆記者の派遣	聴覚・言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通話者や要約筆記者を派遣します。
7 入浴サロサービス事業	在宅で生活している重度の身体障害のある人で、住居において家族のみでは入浴が困難な人を対象に、入浴の介護を行うサロサービスを実施します。
8 補装具	身体に装着することで、身体機能を補完、代替し、日常生活や就労・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具の購入費、修理費を給付します。
9 日常生活用具	在宅で生活している重度の障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、障害の種類や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。
10 短期入所 (ショートステイ)	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
11 日中一時支援事業	障害のある中学生・高校生等を対象に、市内の障害者福祉施設で日中における見守りや社会に適合するための日常的な訓練など必要な支援を行います。
12 療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理看護、医師管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。
13 生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
14 自立訓練 (職業訓練 生産物)	理学療法や作業療法等の身体リハビリテーションや食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
15 就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
16 就労継続支援	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上に必要な支援・指導等を行います。
17 地域活動支援センター	地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、さまざまな相談への対応などの支援事業を実施します。

サービスの種類	主な内容
18 宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用せるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に關する相談および助言その他の必要な支援を行います。
19 共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等との連絡・調整などを行います。
20 施設入居支援	夜間介護が必要ない人などを対象に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
21 相談支援	障害者福祉相談支援センターや各相談窓口で、地域で暮らす障害のある人や家族等からのさまざまな相談に応じ、必要が情報提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などをを行います。また、施設に入所したり、精神科病院に入所している人が地域生活に移行するための相談支援や、地域で単身等で生活する人を対象に緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

将来の暮らしについて

問39 今から10年くらい経ったときに、どのような生活をしてみたいと思いますか。
(最もあてはまるものを1つ選んでO)

1. 自宅(マンション・団地などを含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす
2. 自宅(マンション・団地などを含む)で、家族などと一一緒に暮らす
3. グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障害のある人と一緒に暮らす
4. 障害のある人や高齢者のための施設で暮らす
5. その他()
6. 先のことはわからない、まだ考えたことがない

問40 あなたが希望する将来の暮らしを表現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 安心して在宅に入居できること
2. 働く場所があること
3. 通所施設や日中の居場所が近くに あること
4. グループホームなどが近くに あること
5. 病院や診療所が近くに あること
6. いざというときに施設に入れること
7. 在宅生活を支えるサービスを受けられること
8. 収入が確保できること
9. 異性と出会う機会
10. 家族の理解
11. 地域の人の障害や難病のある人への理解
12. その他()
13. 特に必要と思うことはない

問41 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること(通院や在宅を含みます)	5. 経済的な負担の軽減
2. 障害のある人に適した住居の確保	6. 相談対応等の充実
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること	7. 地域住民等の理解
4. 生活訓練等の充実	8. コミュニケーションについての支援
	9. その他 ()

問42 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、壺中市や府、国などへのご意見・ご要望、日ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。
お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
10月31日(月)までに投函してください。

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願いします

市民のみなさまには、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。



本市では現在、第五次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障害や難病のある人を対象に、生活環境やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年(2016年)10月

豊中市長 浅利 敬一郎

(2) 18歳以上の障害福祉サービスを未利用の市民

＜ご記入にあたってのお願い＞

- 1. このアンケートは、市内にお住まいの①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている方③障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの方の中から無作為に選んだ3,000人を対象にお送りしています。アンケートには、できるだけあて名のご本人がお答えください。ただし、障害や病気の状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名のご本人を介助・支援されている方、またはご家族などがご本人と相談してお答えください。3. 各質問には、平成28年(2016年)10月1日現在の状況でお答えください。4. 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きください。5. 「その他」を選ばれたときは、質問文をよく読んでお答えください。6. 記入が終了したら、10月31日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。7. このアンケートについての質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 健康福祉部 障害福祉課 企画係
電話：06-6858-3354 FAX：06-6858-1122
電子メール：shoyu@city.toyonaka.jp

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願ひ）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますが、内容がよくわからないうちはご家族の人などとよく相談しながら答えてください。
ご本人以外の方が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

あなたやご家族について

樹1 この前事業を記入した人はどなたですか。（1つ選んでO）

1. ご本人が記入
2. ご本人が答えて、家族の人が記入
3. ご本人にかわって家族の人が記入
4. その他（ ）

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

樹2 あなたの性別は、（Oをつけてください）

1. 男性
2. 女性
3. その他

樹3 あなたの年齢は、（1つ選んでO）

1. 18～19歳
2. 20～24歳
3. 25～29歳
4. 30～34歳
5. 35～39歳
6. 40～44歳
7. 45～49歳
8. 50～54歳
9. 55～59歳
10. 60～64歳
11. 65歳以上

樹4 住んでいるところ（町名・丁目）をお書きください。

量中市（ ）町（ ）丁目

樹5 あなたが量中市にお住まいになってからの通算年数は、（1つ選んでO）

1. 生まれたときから
2. 1年未満
3. 1～5年未満
4. 5～10年未満
5. 10～15年未満
6. 15年～20年未満
7. 20年以上

樹6 親せきの方などどこで暮らしていますか。（1つ選んでO）

1. 自宅（マンション・団地なども含む）でひとり暮らし
2. 自宅（マンション・団地なども含む）で家族などと一緒に住んでいる
3. 病院
4. 高齢者のための施設
5. その他（ ）

樹7 だれと一緒に住んでいますか。（あてはまる人すべて選んでO）

1. 父
2. 母
3. きょうだい
4. 祖父母
5. 記簿者・パートナー
6. 子どもや孫
7. 他の家族・親戚の人
8. その他（ ）

樹8 これまでに1年以上、障害のある人のための施設や精神科病院で暮らしたことがありますか。（1つ選んでO）

1. 暮らしたことがある
2. 暮らしたことはない

樹9 障害者手帳を持っている人は手帳の種類を教えてください。また、特定疾患の医療費助成、発達障害の修習などについてはあてはまる人は番号にOをつけてください。（あてはまるものすべて選んでO）

身体障害者手帳	1. 1級	3. 3級	5. 5級
	2. 2級	4. 4級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B1	9. B2
精神障害者保健福祉手帳	10. 1級	11. 2級	12. 3級

13. 難病の認定を受けたたり、特定疾患の医療費助成を受けている

14. 医師から発達障害*と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある

15. 医師から高次脳機能障害*として診断されたことがある

16. 障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証を持っている

※難病（特定疾患）とは、遺伝性大腸炎、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなどの治療法が確立していない病気やその他の特殊な病気のことをいいます。

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、読字障害、算数障害などのことをいいます。

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後経過として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの脳機能障害を指すものとされており、具体的には「会話がうまくいかみ合わない」などの症状があります。

※次のページの付録にお読みください。

付簡 「身体障害者手帳」をお持ちの人は、障害の種類を教えてください。(すべて選んで○)

1. 指定障害
2. 聴覚障害、平衡機能障害
3. 音声、言語、そしゃく機能障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害

付簡9 介護福祉のサービス(介護福祉)認定を受けていますか。認定を受けていないサービスを利用していますか。(1つ選んで○)

1. 認定を受けてサービスを利用している
2. 認定を受けたが、サービスは利用していない
3. 認定を受けていない

付簡10 福祉、病院に通院していますか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、発達障害、発達障害等に就くことで通院している
2. その他の病気で通院している
3. 特に通院はしていない

付簡11 家庭で次のような介護的ケアを行っていますか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 食事介助
2. 入浴介助
3. 服薬
4. 吸引
5. 買物、掃除
6. 福祉用具管理
7. 中心聴覚障害 (IVH)
8. 送迎
9. カテーテル管理
10. ストマ (人工肛門、人工膀胱)
11. 職業管理
12. その他 ()

付簡12 付簡6で「1. 自宅でひとり暮らし」、「2. 自宅で家族などと一組に生きている」を
選んだ人にお聞きします。(他の人は付簡13にお読みください) 介護で生活するなか
で、何らかの介助や支援(情報、声かけ、促しなども含む)が必要ですか。
(どちらか選んで○)

1. 介助や支援が必要なものがある
2. 介助や支援は必要ない

付簡13 どのようなときに介助や支援が必要ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 食事
2. トイレ
3. 入浴
4. 衣服の着脱
5. 身だしなみ
6. 家の中の移動
7. 外出
8. 家族以外の人の意思疎通
9. 読み書き
10. お金の管理
11. 薬の管理
12. その他 ()

付簡2 あなたが介助や支援を受けている期間は、ふつうの1日(合計して何時間くらいですか。サービスを利用している時間を除いて教えてください。(1つ選んで○))

1. 1時間未満
2. 1時間～3時間未満
3. 3時間～6時間未満
4. 6時間～12時間未満
5. 12時間以上
6. 介助や支援を受けていない

付簡3 主に介助、支援してくれる人は誰ですか。(あてはまる人すべて選んで○)
また、○をつけた人のなかで特に介助、支援してくれる人まで3人選んで、前問が強い直に
種の中に番号を書いてください。(3つ選んで数字でお書きください)

1. 父や母
 2. きょうだい
 3. 祖父
 4. 配偶者、パートナー
 5. 子ども、子どもの配偶者、孫
 6. その他の親族
 7. 友人、知人、近所の人
 8. ボランティア
 9. その他 ()
- ※○をつけた人で特に介助、支援してくれる人の
番号を8つ記入してください。
- | | | |
|-----|-----|-----|
| 第1位 | 第2位 | 第3位 |
| | | |

付簡4 種に安心となって介助、支援してくれる人(前問で第1位の人)について教えてください。(それぞれあてはまるものまで1つ選んで○)

性別	1. 男性	2. 女性			
年齢	1. 18歳未満	2. 18歳以上65歳未満	3. 40歳以上65歳未満	4. 65歳以上75歳未満	5. 75歳以上
健康状態	1. 特に問題はない				
	2. 通院していないが体調がすぐれない ()				
	3. 通院中				
	4. その他 ()				
あなた以外の介護状況	1. している				
	2. していない				
就業状況	1. 働いている(週 時間)				
	2. 働いていない				

あなたの生活環境について

問13 豊中市やあなたが住んでいる地域は、障害や難病のある人が生活するうえで、どの程度環境が整っていると想いますか。

①から⑤までのそれぞれについて「1 そう思う」から「5 わからない」のうち、あてはまるものを1つずつ選んでください。

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
社会環境	①障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている	1	2	3	4	5
	②外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている	1	2	3	4	5
	③困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている	1	2	3	4	5
生活支援	④身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑤仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている	1	2	3	4	5
	⑥道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑦日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑧人にだまされたり、犯罪にあったりする心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
生活支援	⑨暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑩安心して暮らし続けられる住まいが整っている	1	2	3	4	5
教育	⑪普通学級の子どもたちと一緒に自分にあつた教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑫障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑬障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあつた職場を選べる環境が整っている	1	2	3	4	5
就労	⑭同じ仕事の質であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑮仕事で必要な技術や知識を学ぶ場が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑯費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑰自分にあつたリハビリテーションの機会が身近に整っている	1	2	3	4	5
	⑱いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている	1	2	3	4	5
情報	⑲まちや建物の案内版やアナウンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている	1	2	3	4	5

問14 あなたは、障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じていますか。(どちらか選んでO)

1. はい (感じている)
 2. いいえ (感じていない)
- 問15 あなたはどのくらい外出しますか。(1つ選んでO)
1. ほとんど毎日
 2. 週4～5回
 3. 週2～3回
 4. 週1回
 5. 月2～3回
 6. 月1回
 7. ほとんど外出しない
 8. その他()

問16 外出時に困ることがありますか。(困っていることをすべて選んでO)

1. 車の通行時などに危険を感じる
2. 道路や建物の段差などで移動しにくい
3. 電車やバスの乗り降りがしにくい
4. 自転車や看板などで路上が通りにくい
5. 障害のある人のための駐車スペースが使えない
6. 障害のある人のためのトイレが少ない
7. 障害や病気に配慮された設備が整っていない
8. 交通機関や建物などの案内が少ない
9. 付き添いや介助してくれる人がいない
10. 人の見る目や言葉が気になる
11. 人との会話が難しい
12. いじめや意地悪をされるのがこわい
13. その他()
14. 特に困っていることはない

問17 あなたは、どのような近所づきあいをしていますか。(1つ選んでO)

1. 近所の中の良い人とよく行き来している
2. 会えば楽しく話をする人がいる
3. あいさつ程度がほとんど
4. 近所づきあいをほとんどしていない

問18 白ごろ屋間の時間はどのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 自宅や入院先の病室で過ごしている
2. 学校に通っている
3. 正規の職員・従業員で働いている
4. パート・アルバイト・派遣・契約社員等で働いている
5. 自営業者や経営者として働いている
6. 家族が営む事業に従事している
7. 家事を専業としている
8. 就労移行支援で訓練を受けている、もしくは就労継続支援A型・B型で働いている
9. 通院したり機能訓練を受けている
10. 決まった用事はないが外で過ごしている
11. その他()

問19 仕事や訓練、施設や学校などが終わった後や、休みの日などに、どのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 趣味やスポーツ活動などに参加
2. 公民館や図書館などで過ごす
3. 買い物や散歩などで出かけている
4. 障害のある人のための施設で過ごしている
5. 友人・知人に会う
6. 家の中で過ごしている
7. その他()

問20 平日の夕方や夜間、休日などの居場所や活動の場として、どのような場があれば行ってみたいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場
2. 障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場
3. 一人で行っても安心してくつろげる場
4. 屋間の活動など生活上の悩みやストレスについて話を聴いてくれる場
5. ボランティアなど人の役に立つ活動を行える場
6. その他()

問21 働くことについて、どのように考えていますか。(1つ選んで○)

1. 障害のない人もいる一般の職場で働きたい
 2. 自宅でできる仕事をしたい
 3. 一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい
 4. 障害や病気などで働くことができない
 5. 働きたくない、働くつもりはない
 6. わからない、まだ考えたことがない
 7. その他()

付問 仕事に就くために受けてみたい支援がありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 働くことができる職場を築いたり、紹介してほしい
 2. 働くために必要なことを教えてもらったり、訓練を受けたい
 3. 働くことなど今後の進路について相談したり、助言がほしい
 4. 待たない
 5. その他()

問22 障害のある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと思いますか。状況、届いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えて書いてください。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導
 2. あいさつやコミュニケーションなど社会生活を送るための訓練・指導
 3. いろいろな仕事を体験できる実習や職場体験
 4. 障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し
 5. 障害への理解を高めるための経営者や職場の同僚への働きかけ
 6. 仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者
 7. 仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事崩りに見舞える職場
 8. 一般の職場で働くことに失敗した人を受け入れてくれる施設
 9. その他()

情報の入手と相談について

問23 あなたは、以下に示す情報を必要と感じていますか。また、その情報を十分得られているとお考えですか。(1) から (8) それぞれについて書いてください。

情報の種類	①情報が必要としていますか		②その情報は十分ですか				
	①の選択時で「必要としている」を選択した人のみ回答してください。		1. 十分	2. まあ十分	3. やや不十分	4. 不十分	5. わからない
（別）□△◇サービス	1. 必要としている	→					
(1) ホームヘルパーなど 在宅サービスの情報	1. 必要としている	→	1	2	3	4	5
(2) 社会福祉施設の 情報	1. 必要としている	→	1	2	3	4	5
(3) 医療機関の 情報	1. 必要としている	→	1	2	3	4	5
(4) 相談できる場所の 情報	1. 必要としている	→	1	2	3	4	5
(5) 福祉に関する法律や 政策などの情報	1. 必要としている	→	1	2	3	4	5
(6) スポーツや文化活動 などの情報	1. 必要としている	→	1	2	3	4	5
(7) 障害や難病のある人 たちの情報	1. 必要としている	→	1	2	3	4	5
(8) その他 ()	1. 必要としている	→	1	2	3	4	5

問24 健康や歯痛で来院しなかったり、困っていることがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 歯痛が重くなったたり病状が進むこと
2. 生活習慣病などの病気がある
3. 健康診断が受けられない、受けにくい
4. 健康を戻す方法がわからない
5. 薬の飲み方、使い方がわからない
6. 近くで専門的な治療を受けられない
7. 十分なリハビリテーションを受けられない
8. 訪問看護や在宅診療してもらえない
9. 歯痛に理解や経験のある医師が身近にいない
10. 症状を伝えにくい、説明がわからない
11. 診察の受付や案内がわかりにくい
12. 介助者や付き添ってくれる人がいない
13. お金がかかる
14. 交通が不便、移動が大変
15. 出産について相談するところがない
16. 発育・発達について相談するところがない
17. こころの病気について相談するところがない
18. その他()

問25 困ったことや悩みに関すること、家族や親戚、自こる通う場所(職場や学校、通所施設など)以外の人が相談したことがありますか。(どちらか選んで○)

1. ある 2. ない
1. 自分の歯痛や病状に関すること
 2. 利用できる福祉制度やサービスの内容、利用方法
 3. 家族からの自立、家族がいなくなったときの生活
 4. 生活費などのやりくり(金銭管理)
 5. 選挙や訓練、就職など進路のこと
 6. 職場や仕事のこと
 7. 災害など緊急時の対応
 8. 家族以外の人の人間関係
 9. 家族以外の人の人間関係
 10. 成年後見制度に関すること
 11. その他()

問26 相談したことがない理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 相談したいことがない(困っていない)
2. どこに相談したらいいかわからない(相談できる場所の情報がない)
3. 専門的に相談したり、助言を受けられる場所がない
4. 相談できる場所が近くにない
5. 歯痛や病状のため、相談窓口などに出席けない
6. その他()
7. 特に理由はない

問26 市内における各種の相談支援体制について、どのようなことを置みますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 休日や夜間の電話相談
2. 福祉の専門職を配置した相談窓口の整備
3. 同じ歯痛を持つ相談員によるカウンセリング
4. 小学校区単位で開設される福祉なんでも相談
5. 家族の悩みを受け止める家族相談員
6. 歯痛に関する診察や治療、ケアに関する医療者での相談
7. その他()

問27 災害など緊急時の対応について

問27 最寄りの避難場所を知っていますか。(どちらか選んで○)

1. 知っている
2. 知らない

問28 災害があった際にあなた一人で避難できますか。(1つ選んで○)

1. できる
2. できない
3. わからない

問29 大地震や火災など緊急時の避難を頼める人が身近にいますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 家族
2. 近所の人
3. その他()

問30 火事や地震など緊急時の対応について、歯痛や歯痛のある人の立場からどのようなことが置きたいですか。(置きたいものをすべて選んで○)

1. 災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる
2. 避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教える
3. 地域の人がすぐに助けてくれる体制をつくる
4. 自こるから災害などに備えて地域で避難や救助の練習をする
5. 災害など非常事態になった後の相談体制を整える
6. 避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう
7. 自宅や避難場所に定期的に歯師が訪問する
8. その他()

障害や難病のある人の人権と障害・難病の理解促進について

問30 ここ3年において、あなたはこれまで、障害や難病があるためにあきらめたり、仕方なくがんばったりしたことがありますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1. 進学 | 6. 旅行がけの旅行 | 11. その他 |
| 2. 仕事や就労 | 7. 二人での外出 | く |
| 3. 異性とのつきあい | 8. 友人とのつきあい | 12. 特にない |
| 4. 結婚 | 9. スポーツ | 13. わからない |
| 5. 子育て | 10. 趣味、文化活動 | |

問31 ここ3年において、あなたは、障害や難病があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。(1つ選んで○)

1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない

問32 それは、どのような場面ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 進学するときや学校生活において | 9. 公共交通機関を利用するとき |
| 2. 就職するときや職場生活において | 10. ものを賣う、食事をするなどお店を利用するとき |
| 3. 結婚するとき | 11. スポーツや文化活動をするとき |
| 4. 近所づきあい、地域の行事等において | 12. 家を借りるとき |
| 5. 家庭生活において | 13. まちを歩いているとき |
| 6. 福祉サービスを利用するとき | 14. 選挙など政治に参加するとき |
| 7. 医療を受けるとき | 15. 司法手続きにおいて |
| 8. 投票で手続きするときや公共施設を使うとき | 16. その他() |

問33 それは、どのような差別ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|---|
| 1. 障害を理由に施設やサービス等を利用することや、関わることを断られた |
| 2. 障害への配慮が欠けるため、障害がない人と同じような情報や必要なサービスを受けられない |
| 3. 差別的な発言を受けた |
| 4. その他() |

問32 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるかといふと、思いますが。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|---|
| 1. 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口 |
| 2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口 |
| 3. 自分の代わりに交渉ことや紛争等の管理をしてくれるサービス |
| 4. 障害や難病のある人の権利が損なわれたときの苦情を受理し、必要に応じて調査や指導などをおこなう第三者による制度 |
| 5. 障害や難病のある人の権利について、障害や難病のある人自身が学ばずには済ませない |
| 6. 障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めること |
| 7. その他() |
| 8. 特にない |
| 9. わからない |

問33 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解が進んできているか、と思いませんか。(3年前と比べて)(1つ選んで○)

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1. 進んできている | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきている |
| 2. 多少進んできている | 4. 多少後退してきている | 6. わからない |

問34 量中市は、障害や難病のある人に対する理解を深めるための広報や啓蒙等を実施していますが、あなたはそれを見たり参加したりしたことがありますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1. 進んできている | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきている |
| 2. 多少進んできている | 4. 多少後退してきている | 6. わからない |

問35 ケーブルテレビの番組を見たことがある、出前講座に参加したことがある、広報誌を見たことがある、講演会を見たことがある、障害者選抜のバネル展を見たことがある、ホームページを見たことがある、その他()、ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある、広報を見た、啓蒙に参加したことはない

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| 1. ケーブルテレビの番組を見たことがある | 5. 出前講座に参加したことがある |
| 2. 広報誌を見たことがある | 6. 講演会を見たことがある |
| 3. 障害者選抜のバネル展を見たことがある | 7. ホームページを見たことがある |
| 8. その他() | |
| 4. ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある | 9. 広報を見た、啓蒙に参加したことはない |

問35 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞
3. 雑誌・書籍
4. 広報とよなか
5. ホームページ
6. SNS (フェイスブック、ツイッターなど)
7. メールマガジン
8. ポスター・チラシ
9. 行政の出版物(パンフレット、行政計画、報告書等)
10. 講演会、講座
11. イベント
12. その他 ()

問36 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んでO)

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

障害福祉サービスについて

問37 障害のある人のための福祉サービスであなたが知っているものは何ですか。(あてはまるものをすべて選んでO、サービスの内容については18～19ページの表を見てください)

1. 居宅介護 (ホームヘルプ)
2. 重度訪問介護
3. 同行支援
4. 行動支援
5. 移動支援 (ガイドヘルプ)
6. 手話通訳者、要約筆記者の派遣
7. 入浴サービス事業
8. 補装具
9. 日常生活用具
10. 短期入所 (ショートステイ)
11. 日中一時支援事業
12. 療養介護
13. 生活介護
14. 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)
15. 就労移行支援
16. 就労継続支援
17. 地域活動支援センター
18. 宿泊型自立訓練
19. 共同生活援助(グループホーム)
20. 施設入所支援
21. 相談支援
22. その他 ()

問38 現在、サービスを利用していない理由は何か。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 必要を感じない
2. 制度やサービスのことを知らない
3. 利用の仕方がわからない
4. 利用したことがないので気がひける
5. 費用がかかる
6. 人に世話をかけたくない
7. 人の目が気になる
8. 家の人が反対する
9. その他 ()

※主なサービスについての説明

サービスの種類	主な内容
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
2 重度訪問介護	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
3 同行支援	移動に著しい困難のある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の支援、排せつ、食事の介護など、必要な援助を行います。
4 行動支援	障害のある人が行動する際に往ける可能性のある危険を回避するために、必要な支援や外出時の移動介護等を行います。
5 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、生活上必要な不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
6 手話通訳者、要約筆記者の派遣	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
7 入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障害のある人で、住居において家族のみでは入浴が困難な人を対象に、入浴の介護を行うサービスを実施します。
8 補装具	身体に障害することによって、身体機能を補完・代替し、日常生活や就労・就学に、長期にわたって継続して使用される補装具の購入費、修理費を給付します。
9 日常生活用具	在宅で生活している重度の障害のある人の日常生活上の便意を図るため、障害の種類や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。
10 短期入所 (ショートステイ)	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
11 日中一時支援事業	障害のある中学生・高校生を対象に、市内の障害者福祉施設で日中における見守りや社会に適合するための日常的な訓練など必要な支援を行います。
12 療養介護	医療が必要な人に対して、病状などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。
13 生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生活活動等の機会を提供します。

サービスの種類	主な内容
14 自立訓練 (継続的 生活助)	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
15 就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
16 就労継続支援	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上に必要な支援、指導等を行います。
17 地域活動支援センター	地域で生活する障書のある人の日中活動の場として、創作活動や生産活動の機会を提供したり、さまざまな相談への対応などの支援事業を実施します。
18 宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
19 共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等との連絡、調整などを行います。
20 施設入所支援	夜間介護が必要な人などを対象に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
21 相談支援	障害者基幹相談支援センターや各相談窓口で、地域で暮らす障書のある人や家族等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行います。また、施設に入所したり、精神科病院に入院している人が地域生活に移行するための相談支援や、地域で単身で生活する人を対象に緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

将来の暮らしについて

問39 今から10年くらい経ったときに、どのような生活をしてみたいと思いますか。
(最もあてはまるものを1つ選んで○)

1. 自宅(マンション、土地なども含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす
2. 自宅(マンション、土地なども含む)で、家族などと一緒に暮らす
3. グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障書のある人と一緒に暮らす
4. 障書のある人や高齢者のための施設で暮らす
5. その他()
6. 先のことはわからない、まだ考えたことがない

問40 あなたが希望する将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 安心して在宅に入居できること
2. 働く場所があること
3. 通所施設や日中の居場所が近くにあること
4. グループホームなどが近くにあること
5. 病院や診療所が近くにあること
6. いざというときに施設に入れること
7. 在宅生活を支えるサービスを受けられること
8. 収入が確保できること
9. 異性と出会う機会
10. 家族の理解
11. 地域の人の障書や難病のある人への理解
12. その他()
13. 特に必要と思うことはない

問41 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること(通院や往診を含みます)
2. 障書のある人に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他()

問42 最後に、今後の障書施策の推進に向けて、豊中市や府、国などへのご意見・ご要望、日ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきましたさまへ、誠にありがとうございます。
お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
10月31日(月)までに投函してください。

(3) 18歳未満の障害のある市民

調査票③

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケートご協力をお願い

市民のみなさまには、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。



本市では現在、第五次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けて取り組みを進めています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障害者や難病のある人を対象に、生活環境やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせください。よろしくお申し込み申し上げます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年（2016年）10月

豊中市長 浅利 敬一郎

＜ご記入にあたってのお願い＞

- このアンケートは、市内にお住まいの
 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
 ②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている人
 ③障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの人
 の中から無作為に選んだ3,000人を対象にお送りしています。
- アンケートには、できるだけあて名のご本人がお答えください。ただし、障害や病気の状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名のご本人を介助・支援されている人、またはご家族などがご本人と相談してお答えください。
- 各質問には、平成28年(2016年)10月1日現在の状況でお答えください。
- 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つ」「すべて」などと指定してありますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが（ ）内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。
- 記入が終わりましたら、**10月31日(月)まで**に同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご返函ください。お名前を記入していただく必要はありません。

豊中市 健康福祉部 障害福祉課 企画係

電話：06-6858-3354 FAX：06-6858-1122

電子メール：eshougei@fukushihitoyonaka.osaaka.jp

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願い）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますので、内容がよくわからないときはご家族の人などによく相談しながら答えてください。
ご本人以外の人が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

問1 この調査員を記入した人はどなたですか。（1つ選んで○）

1. ご本人が記入
2. ご本人が答えて、家族の人が記入
3. ご本人に代わって家族の人が記入
4. その他

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

問2 あなたの性別は。（○をつけてください）

1. 男性
2. 女性
3. その他

問3 あなたの年齢は。（1つ選んで○）

1. 0～4歳
2. 5～9歳
3. 10～14歳
4. 15～17歳

問4 住んでいるところ（町名・丁目）をお書きください。

____市（ ）町（ ）丁目

問5 あなたが重中市にお住まいになってからの通算年数は。（1つ選んで○）

1. 生まれたときから
2. 1年未満
3. 1～5年未満
4. 5～10年未満
5. 10～15年未満
6. 15年以上

問6 親睦のようなところで暮らしていますか。（1つ選んで○）

1. 自宅（マンション・団地なども含む）でひとり暮らし
2. 自宅（マンション・団地なども含む）で家族などと一緒に住んでいる
3. 病院
4. その他

問7 だれと一緒に住んでいますか。（あてはまる人すべて選んで○）

1. 父
2. 母
3. きょうだい
4. 祖父
5. 他の家族、親戚の人
6. その他

問8 障害者手帳を持っている人は手帳の等級を教えてください。また、特定施設の医療費助成、特定障害の修繕などについてあてはまる人は番号に○をつけてください。（あてはまるものすべて選んで○）

身体障害者手帳	1. 1級	2. 2級	3. 3級	4. 4級	5. 5級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B	9. B1	10. 1級	11. 2級	12. 3級
精神障害者保健福祉手帳	13. 1級	14. 2級	15. 3級	16. 4級	17. 5級	18. 6級

※難病（特定疾病）とは、難病性大腸炎、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなどの診断が確立していない病気やその他の稀な病気のことです。
※弱視とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、読字障害、多動性障害などのことをいいます。
※高度な知的障害とは、一部に、知的障害等により既に知的障害、その後の発達等として生じた知的障害、注意障害、社会的行動障害などの診断書等を持つものとされており、真体的には「言語がうまくみまわれない」などの状況があります。

問9 「身体障害者手帳」をお持ちの方は、障害の種類を教えてください。（あてはまるものすべて選んで○）

1. 視覚障害
2. 聴覚障害・平衡機能障害
3. 言語・言語・そしゃく機能障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害

付前3 親症、病態に連続していますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等に關わることで連続している
2. その他の病気で連続している
3. 共に連続していない

付前9 家で次のような職務付ケアを行っていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 家事切当
2. 人工呼吸機 (レスピレーター)
3. 服薬
4. 吸引
5. 食料、膳ろう
6. 身体障害者福祉用具調整
7. 中心線脈菜 (IVH)
8. 透析
9. カテーテル管理
10. ストマ (人工肛門、人工膀胱)
11. 服薬管理
12. その他()

付前10 付前6で「1. 自宅でひとり暮らし」、「2. 自宅で家族などと一軒に産んでいる」を選んだ人にお聞きします。(他の人は付前11にお読みください) 家で生活するなかで、何らかの介助や支援(清拭、声かけ、復しなども含みます)が必要ですか。(どちらか選んで○)

※家族員や自訪員などを使用している人は、それらを費用した前後で答えてください。

1. 介助や支援が必要なものがある
2. 介助や支援は必要ない

付前11 どのようなときに介助や支援が必要ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 食事
2. トイレ
3. 入浴
4. 衣服の着脱
5. 身だしなみ
6. 家の中の移動
7. 外出
8. 家族以外の人の意思疎通
9. 読み書き
10. お金の管理
11. 薬の管理
12. その他()

付前12 あなたが介助や支援を受けている期間は、ふつうの1日で合計して何時間ぐらいですか。サービスを利用して居る時間を除いて答えてください。(1つ選んで○)

1. 1時間未満
2. 1時間～3時間未満
3. 3時間～6時間未満
4. 6時間～12時間未満
5. 12時間以上
6. 介助や支援を受けていない

付前13 空に介助・支援してくれる人はどれですか。(あてはまるものをすべて選んで○) また、○をつけた人のなかで特に介助・支援してくれる人を3人選んで、前問が強い順にその中に番号を書いてください。(3つ選んで数字でお答えください)

1. 父や母	8. ボランティア
2. きょうだい	9. その他()
3. 祖父・祖母	※○をつけた人で特に介助・支援してくれる人の番号を9つ記入してください。
4. 配偶者・パートナー	第1位
5. 子ども・子どもの配偶者・孫	第2位
6. その他の親族	第3位
7. 友人・知人・近所の人	

付前14 特に中心となって介助・支援してくれる人(前問で第1位の人)について答えてください。(それぞれあてはまるものを1つ選んで○)

性別	1. 男性	2. 女性	
年齢	1. 18歳未満	3. 40歳以上65歳未満	5. 75歳以上
	2. 18歳以上40歳未満	4. 65歳以上75歳未満	
健康状態	1. 特に問題は無い	3. 通院中	
	2. 遠隔していないが医師がすぐれない	4. その他()	
あなた以外の介護	1. している	2. していない	
就業状況	1. 働いている(通時間)	2. 働いていない	

あなたの生活環境について

問11 豊中市やあなたが住んでいる地域は、障害や難病のある人が生活するうえで、どの程度環境が整っていると思いますか。

①から⑩までのそれぞれについて「1 そう思う」から「5 わからない」のうち、あてはまるものを1つずつ選んでください。

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
社会福祉	①障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活支援	②外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている	1	2	3	4	5
	③困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている	1	2	3	4	5
	④身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑤仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている	1	2	3	4	5
	⑥道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑦日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑧人にだまされたり、泥棒にあたりやすい心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
生活支援	⑨暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑩安心して暮らして続けられる住まいが整っている	1	2	3	4	5
教育	⑪普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑫障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
就労	⑬障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑭同じ仕事の種であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑮仕事に必要な技術や知識を学ぶ場が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑯費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑰自分にあったリハビリテーションの機会が身近に整っている	1	2	3	4	5
	⑱いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている	1	2	3	4	5
情報	⑲まちや建物の案内版やアウナンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている	1	2	3	4	5

問12 あなたは、障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じていますか。(どちらか選んで○)

1. はい (感じている) 2. いいえ (感じていない)

問13 あなたはどのくらい外出しますか。(1つ選んでO)

1. ほとんど毎日
2. 週4～5回
3. 週2～3回
4. 週1回
5. 月2～3回
6. 月1回
7. ほとんど外出しない
8. その他()

問14 外出時に困ることがありますか。(困っていることをすべて選んでO)

1. 車の通行時などに危険を感じる
2. 道路や建物の段差などで移動しにくい
3. 電車やバスの乗り降りがしにくい
4. 自転車や看板などで路上が通りにくい
5. 障害のある人のための駐車スペースが狭い
6. 障害のある人のためのトイレが少ない
7. 障害や病気に配慮された設備が整っていない
8. 交通機関や建物などの案内が少ない
9. 付き添いや介助してくれる人がいない
10. 人の見えない自や言葉が気になる
11. 人との会話が難しい
12. いじめや意地悪をされるのがにわい
13. その他()
14. 特に困っていることはない

問15 あなたは、どのようなご近所づきあいをしていますか。(1つ選んでO)

1. 近所の中の良い人によく行き来している
2. 会話は親しく話をする人がいる
3. あいさつ程度がほとんど
4. 近所づきあいをほとんどしていない

問16 日ごろ監禁の時間はどのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 自宅や入院先の病室で過ごしている
2. こども園・保育所(園)・幼稚園に通っている
3. 障害のある子どものための学校に通っている
4. 小学校・中学校に通っている
5. 高等学校や専門学校などに通っている
6. 通所施設などに通っている
7. 働いている
8. その他()

問17 学校や通園施設などの放課後や休みの日には、どのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 通所施設(放課後等デイサービスなど)、訓練に通っている
2. 部活やサークル活動に参加
3. 友だちと外で遊んだり、スポーツをする
4. 公民館や図書館などで過ごす
5. 塾や習い事に行く
6. 放課後こどもクラブ
7. 日中一時支援を利用している
8. 家や施設の中で過ごしている
9. その他()

問18 学校や通園施設などの放課後や休日などの居場所や活動の場として、どのような場があれば行ってみたいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場
2. 障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場
3. 一人で待つことも安心してくつろげる場
4. 居間の活動など生活上の悩みやストレスについて話を聴いてくれる場
5. ボランティアなど人の役に立つ活動を行える場
6. その他()

問19 卒業後の進路はどのように考えていますか。(1つ選んでO)

1. さらに上の学校などで勉強を続けたい
2. 訓練校を利用したい
3. 通所施設や作業所などを利用したい
4. 一般の会社やお店などで働きたい
5. 家の仕事を手伝いたい
6. 入所施設を利用したい
7. その他()
8. まだどうするか考えていない

問20 将来、働くことについては、どのようにお考えですか。(1つ選んで○)

1. 障害のない人もいる一般の職場で働きたい
2. 自宅でできる仕事をしたい
3. 一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をした
4. 障害や病気などで働くことができな
5. 働きたくない、働くつもりはない
6. わからない、まだ考えたことがない
7. その他()

問21 障害のある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと思いますか。現在、働いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えると答えてください。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 生活リズムを整えたり、体方づくりを行うための訓練・指導
2. あいさつやコミュニケーションなど社会生活を送るための訓練・指導
3. いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験
4. 障害の特性や能力などに合わせた仕事の割り当て、職場探し
5. 障害への理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ
6. 仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者
7. 仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事帰りに息抜きできる場所
8. 一般の職場で働くことに失敗した人を受け入れてくれる施設
9. その他()

情報の手と相談について

問22 あなたは、以下に示す情報を必要と感じていますか。また、その情報を十分得られているとお考えですか。(1) から (10) それぞれについて答えてください。

情報の種類	①情報を必要としていますか	②その情報は十分ですか
(例) □△◇○サービス	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1. 十分 2. やや不十分 3. 不十分 4. わからな
(1) 障害福祉サービスの内容	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(2) 専門的な療育機関や相談機関	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(3) 假みを相談できる人や団体、機関	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(4) 同じ障害の仲間と出会う場	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(5) 進学する学校	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(6) 卒業後の進路	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(7) 仕事に就くための支援	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(8) 地域で参加できる行事や学べる場	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5

情報の種類	①情報を必要としていますか	②その情報は十分ですか				
	①の選択肢で「必要としている」を選択した次の項目を回答してください。	1	2	3	4	5
(9) 障害のある子どもが利用しやすい施設や設備	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(10) その他	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5

問23 催祭や運動会などに誘ったり、困っていることがありますか。
(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 催祭や運動会などに誘われたり、誘われたいと思わない	10. 誘いを断るのに困る
2. 生活習慣や服装などの配慮がある	11. 配慮の要付や案内がわかりにくい
3. 催祭や運動会が楽しめない、変じにくい	12. 介助者や行き添ってくれる人がいない
4. 催祭や運動会に参加できない	13. お金がかかる
5. 車の取っ手、便所がわからない	14. 交通が不便、移動が大変
6. 近くで専門的な治療を受けられない	15. 出立について相談するところがない
7. 十分なバリアフリー化が実現されない	16. 発着・送迎について相談するところがない
8. 訪問看護や在宅介護をしてもらえない	17. このころの雰囲気について相談するところがない
9. 催祭や運動会に誘われたり、誘われたいと思わない	18. その他 ()

問24 困ったことや心配に思っているとき、家族や親戚、自らが通う場所(学校や運動施設など)以外の人に相談したことがありますか。(どちらか選んでO)

1. ある	2. ない
問24 困ったことや心配に思っているとき、家族や親戚、自らが通う場所(学校や運動施設など)以外の人に相談したことがありますか。(あてはまるものをすべて選んでO)	
1. 自分の障害や病気に悩むこと	6. 学校など通園に通っている場でのこと
2. 利用できる福祉制度やサービスの内容、利用方法	7. 放課後など放課後の対応
3. 家族からの自立、家族がいないこと	8. 家族との人間関係
4. 生活費などのやりくり(金銭管理)	9. 家族以外の人との人間関係
5. 進学や就職、就職など進路のこと	10. 就労支援制度に関すること
	11. その他 ()

問25 相談したことがない理由は何か。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 相談したいことがない(困っていない)
2. どこに相談したらいいかわからない(相談できる場所の情報がない)
3. 専門的に相談したり、助言を受けられる場所がない
4. 相談できる場所が近くにない
5. 障害や病気のため、相談窓口などに由向けない
6. その他 ()
7. 特に理由はない

問25 市内における今後の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。
(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 休日や夜間の電話相談
2. 福祉の専門職を配置した相談窓口の整備
3. 同じ障害を持つ相談員によるカウンセリング
4. 小児科や児童発達支援センターなどでも相談
5. 家族の悩みを軽減するための家族相談
6. 福祉に関する研修や講習、治療、ケアに関する専門的な相談
7. 医療、福祉、保健、教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制
8. 将来の自立生活に向けた指導や相談
9. その他 ()

療育・教育について（保護者の人におうかがいします）

問26 障害のある人の療育や教育について、これまでどこに相談しましたか。
 （あてはまるものをすべて選んで○）

1. 市区町村（障害福祉課など）
2. 障害福祉センター・ひまわり
3. しいの美学園
4. あゆみ学園
5. 市教育委員会（教育センター含む）
6. 保健所、保健センター
7. 子ども家庭センター
8. 子ども園、保育園（園）、幼稚園
9. 小中学校、中学校、高等学校
10. 支援学校
11. 指定障害者相談支援事業所
12. 社会福祉協議会
13. 児童、児童委員
14. 障害のある人のための福祉施設や団体
15. その他（ ）

問27 療育や教育に関する情報について選むことがありますか。
 （あてはまるものをすべて選んで○）

1. 相談機関の情報を提供してほしい
2. 困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい
3. 1か所で相談できるようにしてほしい
4. 専門的な相談機関を充実してほしい
5. 具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい
6. その他（ ）

問28 乳幼児期における母子保健や療育に関わることでどのようなことを望みますか。
 （あてはまるものをすべて選んで○）

1. 健康診断の機会を正確に伝える
2. 訪問指導を充実する
3. 保護者に対する相談、支援体制を充実する
4. 福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなう
5. 通園事業、療育事業などを充実する
6. その他（ ）

問29 子ども園や保育所（園）や幼稚園、福祉施設など、障害のある子どものための通所型の施設やサービスについて、どのようなことを希望しますか。
 （主なものを3つまで選んで○）

1. 専門的な相談、指導
2. 子ども園、保育園（園）、幼稚園での障害児教育、保育の充実
3. 療育や発達のための訓練
4. 集団への通所訓練
5. 身の回りの自立に向けた訓練
6. 友だちづくりにやいりやいりな人との交流
7. 安心して遊ぶことができる場
8. 入浴や食事などのサービス
9. 一時的な見守りや介助
10. その他（ ）
11. 特に希望するものはない

問30 障害のある子どものための施設やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 乳幼児健診の充実
2. 発育、発達上の課題の早期発見・診断
3. 市区町村や保健所などの相談体制
4. 家庭訪問による相談、指導
5. 地域における療育、リハビリテーション体制
6. 障害児通園施設の整備
7. 子ども園、保育園（園）、幼稚園での受け入れ
8. 小・中学校、高等学校での教育機会の拡充
9. 障害のある子どものための学校の整備
10. 自立に向けた専門的な教育の充実
11. 通学、通園時の介助、付き添い
12. 学習障害や発達障害などの居場所づくり
13. 安心して遊べる機会、場の確保
14. 地域社会と関わる機会や実践づくり
15. 保護者が介助、支援できないときの一時的な見守りや介助
16. その他（ ）

災害など緊急時の対応について

問31 最寄りの避難場所を知っていますか。（どちらかを選んで○）

1. 知っている
2. 知らない

問32 災害があった際にあなた一人で避難できますか。（1つ選んで○）

1. できる
2. できない
3. わからない

付問 だれか避難時の補助を頼める人が身近にいますか。（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 家族
2. 近所の人
3. その他（ ）

問33 火車や地震など緊急時の対応について、障害や難病のある人の立場からどのようなことが重要だと感じますか。(重要と感ずるものをすべて選んでO)

1. 攻撃が弱生したときにすぐに知らせられる体制をつくる
2. 避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教える
3. 地域の人がすぐに訪ねてきてくれる体制をつくる
4. 自らから攻撃などに備えて地域で避難や救助の練習をする
5. 攻撃など非常事態になった後の相談体制を整える
6. 避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう
7. 自宅や避難場所に定期的に医師が訪問する
8. その他()

障害や難病のある人の人権と障害・難病の理解促進について

問34 ここ3年において、あなたはこれまで、障害や難病があるためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 進学
2. 仕事や就職
3. 異性とのつきあい
4. 結婚
5. 子育て
6. 旅行がけの旅行
7. 一人での外出
8. 友人とのつきあい
9. スポーツ
10. 趣味、文化活動
11. その他()
12. 特にない
13. わからない

問35 ここ3年において、あなたは、障害や難病があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。(1つ選んでO)

1. よくある
 2. ときどきある
 3. あまりない
 4. まったくない
- 付問1 それは、どのような場合ですか。(あてはまるものをすべて選んでO)
1. 進学するときや学校生活において
 2. 就職するときや職場生活において
 3. 近所つきあい、地域の行事等において
 4. 家庭生活において
 5. 福祉サービスを利用するとき
 6. 医療を受けるとき
 7. 校前で準備するときや公共施設を使うとき
 8. 公共交通機関を利用するとき
 9. ものを貰う、貸借をするなどお借を借するとき
 10. スポーツや文化活動をするとき
 11. まちを歩いているとき
 12. その他()

付問2 それは、どのような差別ですか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 障害を理由に施設やサービス等を利用することや、関わることを断られた
2. 障害への配慮が欠けるため、障害がない人と同じような情報や必要なサービス等を受けられない
3. 差別的な発言を受けた
4. その他()

問36 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口
2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口
3. 自分の代わりに交渉ごとや財産等の管理をしてくれるサービス
4. 障害や難病のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて調査や指導などをおこなう第三者による制度
5. 障害や難病のある人の権利について、障害や難病のある人が自身が学ぶ機会を増やすこと
6. 障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めること
7. その他()
8. 特にない
9. わからない

問37 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解が進んできていると思いますか。

【3年前と比べて】(1つ選んで○)

1. 進んできている 3. どちらともいえない 5. 後退してきている
2. 多少進んできている 4. 多少後退してきている 6. わからない

【10年前と比べて】(1つ選んで○)

1. 進んできている 3. どちらともいえない 5. 後退してきている
2. 多少進んできている 4. 多少後退してきている 6. わからない

問38 量中前は、障害や難病のある人に対する理解を深めるための広報や行事等を実施していますが、あなたはそれを見たり参加したりしたことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. ケーブルテレビの番組を見たことがある
2. 広報記事を読んだことがある
3. 障害者通関のバスヘルプを見たことがある
4. ひまわりひろはる等の地域交流事業に参加したことがある
5. 出前講座に参加したことがある
6. 講演会を開いたことがある
7. ホームページを見たことがある
8. その他()
9. 広報を読んだり、行事等に参加したことはない

問39 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

1. テレビ・ラジオ 6. SNS (フェイスブック、ツイッターなど) 10. 講演会、講座
2. 新聞 7. メールマガジン 11. イベント
3. 雑誌・書籍 8. ポスター・チラシ 12. その他
4. 広報とよなか 9. 行政の出版物(パンフレット、行政計画、報告書等)
5. ホームページ

問40 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んで○)

1. 名前も内容も知っている 3. 名前も内容も知らない
2. 名前を知っているが、内容は知らない

福祉サービスについて

問41 障害のある人のための福祉サービスについて、①現在の利用状況、②利用して欲しかったり、不満に思うことの有無、③今後の利用についてのお考えをそれぞれ答えてください。(サービスの内容については22ページの表を見てください。)

サービスの種類	①現在の利用状況は	②気に入ったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(例) □◇○サービス	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(2) 移動支援 (ガイドヘルプ)	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(3) 補聴具	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(4) 日常生活用具	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(5) 児童発達支援	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない
2. 利用したい日・時間に利用できない
3. 利用回数・時間などに制限がある
4. サービス事業所に利用を断られることが多い
5. 利用料が高い
6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している
7. 建物や設備が障害に配慮されていない
8. サービス内容に関する情報が少ない
9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
10. その他()

※主なサービスについての説明

サービスの種類	サービスの種類 主な内容
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、又添 削せつ、災害時の身体介護、洗濯、掃除等の 家事援助を行います。
2 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある者に、事前にガイドヘルパーを派遣し、日常生活 に必要な外出や水泳活動など社会参加のための外出を支援します。
3 補聴具	身体に障害することで、身体機能を補充、代替し、日常生活や就学、就労に、 支障にわたって聴覚して聴覚している障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、障害 の種類や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。
4 日常生活用具	日常生活における基本的な動作の補償、身体機能の向上、異動生活への対応 訓練などの支援を行います。
5 見守り支援	認知症の症状が自覚（上肢、下肢）不渡または精神の補償に障害のある居宅）に 見守り支援サービスを実施し、見守り訓練を行います。
6 医療型児童発達支援	児童の発達障害やその他の障害の対応に、児童発達支援センター等の施設で生活 能力向上のために必要な訓練や相談などの支援を行います。
7 放課後等デイサービス	児童発達支援施設やその他の施設で、遊戯、又添、削せつ、災害時の介護や 見守りなどの支援を行います。
8 短期入所 (ショートステイ)	児童発達支援施設やその他の施設で、遊戯、又添、削せつ、災害時の介護や 見守りなどの支援を行います。
9 保育所等訪問支援	児童発達支援施設やその他の施設で、遊戯、又添、削せつ、災害時の介護や 見守りなどの支援を行います。
10 自習一時支援事業	障害のある児童、青少年を対象に、市内の障害者福祉施設で自習における 見守りや社会に参画するための自発的な訓練など必要な支援を行います。
11 相談支援	障害者福祉センターや各相談窓口、地域で暮らす障害のある人や 家族等からのさまざまな相談に対し、必要な情報の提供、助言、障害福祉サ ービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行います。

問42 障害のある人のためのサービスを利用していない人は、その理由であてはまるものを
書いてください。(3つまで選んで○)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 必要を感じない | 6. 人に世話をかけたくない |
| 2. 制度やサービスのことを知らない | 7. 人の言が気になる |
| 3. 利用の仕方がわからない | 8. 家の人と反対する |
| 4. 利用したことがない | 9. その他 |
| 5. 費用がかかる | () |

サービスの種類	①現在利用状況は	②気に入ったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(6) 医療型児童 発達支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(7) 放課後等 デイサービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(8) 短期入所 (ショートステイ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(9) 医療型児童 発達支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(10) 自習一時 支援事業	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(11) 相談支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(12) その他の サービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1. 身近なところでサービスを利用できない | 6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している |
| 2. 利用したい日・時間に利用できない | 7. 建物や設備が障害に配慮されていない |
| 3. 利用回数・時間などに制限がある | 8. サービス内容に関する情報が少ない |
| 4. サービス事業所に利用を断られることが多い | 9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい |
| 5. 利用料が高い | 10. その他() |

将来の暮らしについて

問43 次のうち、あなたが次人になったらしてみたいと思うことがありますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと
2. 家族と一緒に暮らすこと
3. 障害のある人のための住まいで暮らすこと
4. 結婚したり子どもを育てること
5. 大学などで専門的な勉強をすること
6. その他()
7. わからない

問44 あなたが希望する将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと感じますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 安心して住まいに入居できること
2. 働く場所があること
3. 通所施設や日中の居場所が近くにること
4. グループホームなどが近くにること
5. 病院や診療所が近くにること
6. いざというときに施設に入れること
7. 在宅生活を支えるサービスを受けられること
8. 収入が確保できること
9. 異性と出会う機会
10. 家族の理解
11. 地域の人の障害や難病のある人への理解
12. その他()
13. 特に必要と感うことはない

問45 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと感じますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 在宅で医療的ケアなどが適切に施されること(通院や往診を含みます)
2. 障害のある人に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他()

問46 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、県庁や市、町などへのご意見・ご要望、自らが困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

お手紙ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに

10月31日(月)までに投函してください。



(4) 18歳以上の障害のない市民

調査票④

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願い

市民のみならず、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご協力をお願いします。

本市では現在、第五次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けて取り組んでいます。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障害や難病のある人の生活環境や福祉施策に対する意識、障害や難病のある人などのかかわりなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年(2016年)10月

豊中市長 浅利 敬一郎

＜ご記入にあたってのお願い＞

- この調査票は、市内にお住まいの18歳以上の人のうち、障害者手帳をお持ちでなく、特定疾患の医療費助成にかかると登録されていない人の中から無作為に選んだ1,000人を対象にお送りしています。
- 各質問には、平成28年(2016年)10月1日現在の状況でお答えください。
- 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが()内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。
- 記入が終了しましたら、10月31日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。
- このアンケート調査についてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 健康福祉部 障害福祉課
電話：06-6858-3354 FAX：06-6858-1122
電子メール：shougai@fukushi.city.toyonaka.osaka.jp

※この調査における「障害」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害(政令で定める難病等)による障害を含む)を指すものとし、「障害者(障害のある人)」とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を指すものとします。

※また「難病」とは、一般的には「治りにくい病状」を指しますが、行政施策上の対象としては、国の「難病対策要綱」により、次のように定義づけられています。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく入手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

障害や難病のある人の生活環境について

問1 豊中市やあなたが住まいる地域は、障害や難病のある人が生活するうえで、どの程度環境が整っているとおもわれますか。

①から⑧までのそれぞれについて「1 そう思う」から「5 わからない」のうち、お考えに近いものを1つずつ選んでください。

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない
生活環境					
①障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている	1	2	3	4	5
②外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている	1	2	3	4	5
③買い物や悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている	1	2	3	4	5
④身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
⑤仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている	1	2	3	4	5
⑥道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
⑦日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑧人にだまされたり、泥濘に陥ったりする心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない
生活環境					
⑨暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている	1	2	3	4	5
⑩安心して暮らして暮らし続けられる住まいが整っている	1	2	3	4	5
教育					
⑪普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑫障害や病気に配慮した教育を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
就労					
⑬障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑭同じ仕事の質であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている	1	2	3	4	5
⑮仕事で必要な技術や知識を学ぶ場が整っている	1	2	3	4	5
保健医療					
⑯費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑰自分にあったリハビリテーションの機会が身近に整っている	1	2	3	4	5
情報					
⑱いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑲まちや建物の案内板やアウタウンス、世間のニーズなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている	1	2	3	4	5

障害や難病のある人に対する意識、かかわりについて

問2 白ごろ、障害や難病のある人に声をかけたり、話をする機会がありますか。
(1つ選んで○)

1. よく声をかけたり、話をする
2. たまに声をかけたり、話をする
3. あいさつぐらいで声をかけたり、話をするほどではない
4. 出逢っても声をかけたり話さない
5. その他 ()
6. 近くに障害や難病のある人はいない

問3 あなたは、障害や難病のある人が困った様子にいるときに手助けをしますか。
(1つ選んで○)

1. なるべく積極的に声をかけ、手助けしている
2. 求められれば手助けをしている
3. したいと思っているが、いつもためらってしまふ
4. 心がけているが、これまでそのような機会がない
5. その他 ()
6. 特に伺もしない

問4 地域や学校、職場などで障害や難病のある人とかわかれて、気づかされたことや、対応にとまどったことがありますか。また、ある場合には、差し支えなければその内容をお書きください。

【気づかされたこと】(1つ選んで○)

1. ある →
2. ない

【対応にとまどったこと】(1つ選んで○)

1. ある →
2. ない

問5 あなたはこれまで、障害や難病のある人を支援する次のような活動に参加したことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 福祉施設等での講演会やその他の催しに出演したり、協力したりする
2. 障害や難病のある人のレクリエーション、交流活動に参加する
3. 福祉施設での介助の手伝いや施設の清掃などをする
4. 自宅で暮らす障害や難病のある人の介助、買物の付き添い・代行、自動車の運転など生活を手助けする
5. 手話通訳、点訳、要約筆記、録音テープの吹き込みなどをする
6. 障害者支援施設の製品や障書のある人が働く店を積極的に利用する
7. 募金活動を呼びかけたり、募金、寄付に協力する
8. その他 ()
9. 特にない

問6 今後は問5のような活動に参加したいと思われますか。(1つ選んで○)

1. 積極的に参加したい
2. 機会があれば参加したい
3. 参加したいと思うができない
4. 関心はない
5. わからない

問7 障害や難病のある人を支援する活動を活発にするためには、どのようなことが必要だとお考えですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 支援を求める側と、支援をしたい・できる側とを結びつける仕組みを充実する
2. 子どもからのボランティア教育や体験学習を推進する
3. 支援活動を行っている団体やNPO、企業、学校を表彰するなど、貢献をたたえる
4. 障害福祉の活動を行うボランティア団体やNPOに対する支援を充実する
5. 障害や難病のある人、障害福祉についての広報・情報提供を充実するなど、社会的気運を高める
6. 隣近所でのコミュニケーションを深め、気軽に助けあえるようにする
7. その他 ()
8. 特に活発にする必要はない
9. わからない

問8 あなたは、どのような近所つきあいをしていますか。(1つ選んで○)

1. 近所の中の良い人とよく行き来している
2. 会えば親しく話をする人がいる
3. あいさつ程度がほとんど
4. 近所つきあいをほとんどしていない

だれもがともに安心して暮らせる「豊中」に向けて

問9 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解が進んできていると思われませんか。

【3年前と比べて】(1つ選んで○)

1. 進んできている
2. 多少進んできている
3. どちらともいえない
4. 多少後退してきている
5. 後退してきている
6. わからない

【10年前と比べて】(1つ選んで○)

1. 進んできている
2. 多少進んできている
3. どちらともいえない
4. 多少後退してきている
5. 後退してきている
6. わからない

問10 あなたは、豊中市が実施している「障害」や「難病」のある人に対する理解を深めるための広報を見たり、行事等に参加したことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. ケーブルテレビの番組を見たことがある
2. 広報記事を読んだことがある
3. 障害者週間のパネル展を見たことがある
4. ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある
5. 出前講座に参加したことがある
6. 講演会を聞いたことがある
7. ホームページを見たことがある
8. その他()
9. 広報を見たり、行事等に参加したことはない

問11 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞
3. 雑誌・書籍
4. 広報とよなか
5. ホームページ
6. SNS (フェイスブック、ツイッターなど)
7. メールマガジン
8. ポスター・チラシ
9. 行政の出版物 (パンフレット、行政計画報告書等)
10. 講演会、講座
11. イベント
12. その他()

問12 豊中市は、「障害」や「難病」のある人にとって暮らしやすいまちだと思われませんか。(1つ選んで○)

1. そう思う
2. そう思わない
3. どちらともいえない
4. その他()
5. わからない

問13 障害や難病のある人、それ以外の人も含めて、だれもが暮らしやすいまちにしたいために、今後どのようなことが必要だと思いますか。(1)行動、(2)社会、(3)環境のそれぞれについてあてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

(1)行動 (あてはまるものをすべて選んで○)

1. 困っている人を見かけたら助ける
2. 自分から声をかける
3. 相手の立場に立って物事を考える
4. 障害のある人とならない人、難病のある人とならない人など、さまざまな人が交流できる場をつくる
5. 障害・難病についての正しい理解を深める (学校教育も含む)
6. その他()

(2) 社会 (あてはまるものをすべて選んでO)

1. 職場を確保する

2. 日中にゆかせる場、活動できる場を確保する

3. 相談体制を充実する

4. 相談窓口など必要な情報を提供する

5. 福祉制度やサービスを充実する

6. 学校や職場、医療機関、行政など関係機関による連携を図る

7. 災害時の避難支援の体制づくり

8. 犯罪被害防止への見守り体制づくり

9. その他 ()

(3) 環境 (あてはまるものをすべて選んでO)

1. 建物や道沿などの段差や凹凸をなくす

2. 歩道を整備する

3. 点字ブロックや点字をつける

4. 二階建て以上の建物にエレベーターをつける

5. だれもが使いやすいトイレを整備する

6. 買い物物がしやすい店をつくる

7. ゆっくりと過ごせる場所をつくる

8. その他 ()

問14 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んでO)

1. 名前も内容も知っている

2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない

3. 名前も内容も知らない

あなたご自身のことについて

問15 あなたの性別と年齢をお答えください。(それぞれOをつけてください)

(1) 性別

1. 男性

2. 女性

3. その他

(2) 年齢

1. 18・19歳

2. 20～24歳

3. 25～29歳

4. 30～34歳

5. 35～39歳

6. 40～44歳

7. 45～49歳

8. 50～54歳

9. 55～59歳

10. 60～64歳

11. 65歳以上

問16 住んでいるところ(町名・丁目)をお答えください。

豊中市 () 町 () 丁目

問17 あなたが豊中市にお住まいになってからの通算年数は。(1つ選んでO)

1. 生まれたときから

2. 1年未満

3. 1～5年未満

4. 5～10年未満

5. 10～15年未満

6. 15年～20年未満

7. 20年以上

問18 職業は次のいずれにあてはまりますか。(主なもの1つにO)

1. 自営・経営者

2. 家族従業員

3. 正親の職員・従業員

4. パート・アルバイト・派遣・契約社員等

5. 学生

6. 家事専業

7. 無職(年金生活者を含む)

8. その他 ()

※以下の設問については、差し支えない範囲でお答えください。

問19 あなたの近くには、障害や難病のある人がおられますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 同居の家族・親族

2. 同居していない家族・親族

3. 近所の人

4. 職場や学校の人

5. その他の知人・友人

6. 仕事を通じて知りあい、顧客

7. 小地域ネットワーク活動やボランティア活動の仲間、支援対象者

8. その他 ()

9. 近くに障害のある人はいない

問20 あなたは、次のようなことにより生活のしづらさを感じることはありませんか。
 (あてはまるものをすべて選んで○)

1. 病気やけがが引き起している
2. ものを失ったこと、がさなものを
つまんだり、巻物のふたを開けたり
閉めたりすることが難しい
3. いつも感えているように感じた
り、力が欠けたり、しびれ、
痛みが解いたりする
4. 話し言葉を聞いて、自分の考えや気
持ちを伝えたり、相手の話を聞いて
理解することが難しい
5. お金の管理や日常の意思決定が難しい
6. 思い出すことや実行することが難しい
7. 段取りがうまくできない
8. 情緒が不安定である
9. 対人関係や人とのコミュニケーションに
難しさを感じる
10. 他には困難がないのに、読み書きや
計算など特定のことで生活に支障
が出るほど苦手なものがある
11. 外出・登校など、人がいるところに
出かけることに関難がある
12. その他
 ()
13. 1.～12. にあげられたようなことで
生活のしづらさを感じることは特
にない

問21 問20で生活のしづらさがあると答えた方にお尋ねします。その生活のしづらさにつ
いて、どこ(だれ)に相談しますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 行政機関(臺中市、大岐庁など)
2. 福祉サービスを提供している専業主
や福祉施設
3. 医療機関
4. 学校などの教育機関
5. 相談支援機関(地域包括支援センタ
ー、障害福祉センターひまわり)
6. 臺中市社会福祉協議会
7. 障害者団体や障害者会
8. 民生・児童委員や障害者相談員
9. 家族
10. 友人・知人
11. その他
 ()
12. 相談したいが、どこ(だれ)にも
相談できない

最後に、今後の障害者就業の推進に向けて、ご意見がありましたら直前にお書きください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
 お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
 10月31日(月)までに返函してください。



障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願いします

市民のみなさまには、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。



本市では現在、第5次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、障害者施設等に入所されている人を対象に、地域生活への移行に対するお考えをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用中のご誠意に感謝ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報情報の管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年（2016年）10月

豊中市長 淺利 敏一郎

(5) 障害者支援施設等への入所者

＜ご記入にあたってのお願い＞

- 1. このアンケートは、豊中市が障害者支援施設等入所にかかる給付の実施主体となつて施設に入所されている人すべてにお送りしています。
2. アンケートには、できるだけ入所しているご本人がお答えください。ただし、障害や病状のご状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、入所しているご本人を介助・支援されている人、ご家族、施設職員などがご本人と相談してお答えください。
3. 各質問には、平成28年（2016年）10月1日現在の状況でお答えください。
4. 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
5. 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが（ ）内にできるだけ具体的にその内容を教えてください。
6. 記入が終わりましたら、10月31日（月）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご返願ください。お名前を記入していただく必要はありません。
7. このアンケートについてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 健康福祉部 障害福祉課 企画係

電話：06-6858-3354 FAX：06-6858-1122

電子メール：shougazai@fukushi.city.toyonaka.osaka.jp

※この調査における「障害」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病等）による障害を含む）を指すものとし、「障害者」（障害のある人）とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を指すものとします。

※また「難病」とは、一般的には「治りにくい病気」を指しますが、行政施策上の対象としては、国の「難病対策要綱」により、次のように定義づけられています。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病
②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願い）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますが、内容がよくわからないうちはご家族の人などとよく相談しながら答えてください。
ご本人以外の人が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

前1 この調査票を記入した人は、どなたですか。（1つ選んでO）

1. ご本人が記入
2. ご本人にかわって家族の人が記入
3. ご本人が答えて、施設職員が記入
4. その他

※以後の質問で「あなた」とは、入所しているご本人のことです。

前2 あなたの性別は、（Oをつけてください）

1. 男性
2. 女性
3. その他

前3 あなたの年齢は、（1つ選んでO）

1. 18～19歳
2. 20～24歳
3. 25～29歳
4. 30～34歳
5. 35～39歳
6. 40～44歳
7. 45～49歳
8. 50～54歳
9. 55～59歳
10. 60～64歳
11. 65歳以上

前4 障害者手帳を所持している人は手帳の等級を教えてください。また、特定疾患の医療費助成、発達障害の診断などについては必ず人は番号にOをつけてください。
（あてはまるものすべて選んでO）

身体障害者手帳	1. 1級	3. 3級	5. 5級
	2. 2級	4. 4級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B1	9. B2
精神障害者保健福祉手帳	10. 1級	11. 2級	12. 3級
13. 難病の認定を受けたり、特定疾患の医療費助成を受けている			
14. 医師から発達障害*と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある			
15. 医師から高次脳機能障害*として診断されたことがある			

※難病（特定疾患）とは、遺伝性大腸炎、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなどの治療法が確立していない病気やその他の特殊な病気のことです。

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などのことです。

※高次脳機能障害とは、脳に外的な原因により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの脳知障害を指すものとされており、具体的には「無指がうまくかみ合わない」などの症状があります。

前5 身体障害者手帳をお持ちの方は、障害の種類を教えてください。

1. 視覚障害
2. 聴覚障害・平衡機能障害
3. 音声・言語・そしゃく機能障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害

前6 障害支援区分を教えてください。（あてはまるものにOをつけてください）

1. 区分1
2. 区分2
3. 区分3
4. 区分4
5. 区分5
6. 区分6
7. 区分7

前7 自ごろ生活するなかで、どのようなときに介助や支援（排泄、食かけ、復しなども含む）が必要ですか。（あてはまるものすべて選んでO）

1. 食事
2. トイレ
3. 入浴
4. 衣服の着脱
5. 身だしなみ
6. 施設の中での移動
7. 外出
8. 家族・施設職員以外の人の
9. 読み書き
10. お金の管理
11. 薬の管理
12. その他

付問7 親性の施設における入居年数は何年ですか。(1つ選んで○)

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| 1. 1年未満 | 4. 5年～10年未満 | 7. 30年以上 |
| 2. 1年～3年未満 | 5. 10年～20年未満 | 8. わからない |
| 3. 3年～5年未満 | 6. 20年～30年未満 | |

付問8 親性の施設に入居した主な理由は何か。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. あなたご自身で決めた | 5. 障害が重くなった |
| 2. 家族などのすすめ | 6. 介護、支援者の高齢化や他県 |
| 3. 医師のすすめ | 7. その他() |
| 4. 福祉施設・事業所のすすめ | 8. わからない |

付問9 ご家族や知人等についてあてはまるものをすべて選んでください。(それぞれ1つ選んで○)

- | | | | |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 家族の有無 | 1. 量中市内に在住 | 2. 他自治体に住居 | 3. 家族はいない |
| 家族、知人と
の連絡頻度 | 1. ほぼ毎日 | 3. 月に1～数回 | 5. 連絡がとれない |
| | 2. 週に1～数回 | 4. 年に1～数回 | 6. その他() |
| 家族、知人の
訪問頻度 | 1. ほぼ毎日 | 3. 月に1～数回 | 5. 連絡がとれない |
| | 2. 週に1～数回 | 4. 年に1～数回 | 6. その他() |

将来の暮らしについて

付問10 施設から退所して、地域で生活したいと思ったことはありますか。(1つ選んで○)

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

付問11 それはどうしてですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 地域に家族や知り合いがいる |
| 2. 自分の生活は自分で決めて暮らしたい (好きな時に起きたり、食べたりできるなど) |
| 3. その他() |
| 4. わからない |

付問12 親と一緒に暮らしたいですか。(あてはまる方をすべて選んで○)

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 父や母 | 6. 一緒に暮らしたい人はいない |
| 2. きょうだい | (一人で暮らしたい) |
| 3. 配偶者(夫・妻) | 7. その他() |
| 4. 自分のことも・孫 | 8. わからない |
| 5. 友人・知人 | |

付問13 どこで暮らしたいですか。(1つ選んで○)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 施設に入る前に住んでいた地域 | 4. その他() |
| 2. それ以外の量中市内 | 5. わからない |
| 3. 今の施設の近く | |

付問14 どんな住まいで暮らしたいですか。(1つ選んで○)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. グループホーム以外の家 | 3. その他() |
| 2. グループホーム | 4. わからない |

付問15 地域での暮らしでは、自ごる居間の時間はどのように過ごしたいですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|-------------------------|
| 1. 部屋で、静かに休みたい |
| 2. 部屋で、物置や読書などの趣味を習いたい |
| 3. 部屋で、家族と過ごしたい |
| 4. 定期的に通達しながら過ごしたい |
| 5. 生活訓練や機能訓練を豊かに受けたい |
| 6. 障害のある人のための施設で過ごしたい |
| 7. 障害のある人のための仕事場で仕事をしたい |
| 8. 学校等に行きたい |
| 9. 就労訓練を受けたい |
| 10. スポーツをしたい |
| 11. その他の形で、外出して過ごしたい |
| 12. その他() |

次のページの付問2におすすみください。

付前6 地域での暮らしでは、平目の夜泊や休みの日などどのようなように過ごしたいですか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 命題で、静かに休みたい | |
| 2. 命題で、勉強や読書などの趣味を習いたい | |
| 3. 命題で、家族と過ごしたい | |
| 4. 命題のある人のための施設で過ごしたい | |
| 5. 図書館や公民館に行きたい | |
| 6. 学校等に行きたい | |
| 7. スポーツをしたい | |
| 8. 散歩・買い物・映画鑑賞等に行きたい | |
| 9. 外室に行きたい | |
| 10. 旅行に行きたい | |
| 11. その他の形で、外出して過ごしたい | |
| 12. その他() | |

前11 施設を訪問して地域で生活することに不安に思うことは何ですか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|--|--|
| 1. 施設外の生活をよく知らない | |
| 2. どのような流れで施設を出て地域で暮らすことになるかがわからない | |
| 3. 訪問について相談したり、施設・家族との調整、引渡し準備等を手伝ってくれる人がいない | |
| 4. 自分が施設にいることを家族が希望しているので、嬉しいと思う | |
| 5. この施設の入居者・職員と会いたくなくなるのではない | |
| 6. 施設外に、家族や友人がいない | |
| 7. 施設外には、安心して相談したり、頼ったりできる人がいないのではない | |
| 8. 自分の健康状態や体力、体の動きに不安がある | |
| 9. 在りたい場所以、年を重ねても安心して暮らせる住まいがあるか | |
| 10. 在りたい場所以、年を重ねても安心して暮らせるサービスを受けられるか | |
| 11. 在りたい場所以、年を重ねても安心して暮らせる医療を受けられるか | |
| 12. 施設外の暮らしは、自分の収入では維持できないのではない | |
| 13. 地域の人が障害について理解してくれるか | |
| 14. その他() | |
| 15. 特に不安はない | |
| 16. わからない | |

前12 地域生活への不安が解消されたら、すぐに地域で暮らしてみたいですか。
(1つ選んで○)

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. すぐに暮らしてみたい | |
| 2. 向きが地域での生活を体験してから改めて考えたい | |
| 3. その他() | |
| 4. わからない | |

前13 訪問について相談したり、施設・家族との調整、引渡し準備等を手伝ったり、施設外の暮らしの相談にのるサービスがあることを知っていますか。(1つ選んで○)

- | | |
|--------|--|
| 1. はい | |
| 2. いいえ | |

前14 前13のようなサービスを使ってみたいですか。(1つ選んで○)

- | | |
|----------|--|
| 1. はい | |
| 2. いいえ | |
| 3. わからない | |

前15 あなたは、「障害者理由とする差別的解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んで○)

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 名前も内容も知っている | |
| 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない | |
| 3. 名前も内容も知らない | |

前16 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、議員や席、面などへのご意見・ご要望、自ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

【発達に課題のある児童にかかわる計画の策定に向けたアンケート】

発達に課題のある児童にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願いします

市民のみなさまには、日ごろから本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご協力よろしく
お願いします。

本市では現在、障害児支援施策の充実に向けた取り組みを進めています。その一つとして、今年度（平成29年）第1期障害児福祉計画の策定を予定しています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの通所支援受給者証をお持ちの児童を対象に、生活環境やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に即り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成29年（2017年）8月

豊中市長 浅利 敬一郎

ご記入にあたってのお願い

- このアンケートは、市内にお住まいの児童のうち通所支援受給者証をお持ちの児童で、昨年度に本市障害福祉課が実施したアンケート対象者である次の①～③に該当する人を除いた人にお送りしています。
 - ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
 - ②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている人
 - ③障害福祉サービス、地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの人
- アンケートには、できるだけあて名のご本人がお答えください。ただし、ご本人のご状況や年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名のご本人を介助・支援されている人、またはご家族などをご本人と相談してお答えください。各質問には、平成29年（2017年）8月1日現在の状況でお答えください。
- 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つ」「すべて」などと指定していただきますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが（ ）内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。
- 記入が終わりましたら、9月15日（金）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。
- このアンケートについてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 子ども未来部 子ども相談課 発達支援係
 電話：06-6858-2285 FAX：06-6846-6080
 電子メール：kodomo-hashien@city.toyonaka.osaka.jp

発達に課題のある児童にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願い）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますので、内容がよくわからないときはご家族の人などとよく相談しながら答えてください。
ご本人以外の人が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

問1 この調査票を記入した人はどなたですか。（1つ選んで○）

- 1. ご本人が記入
- 2. ご本人が答えて、家族の人が記入
- 3. ご本人にかわって家族の人が記入
- 4. その他（ ）

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

問2 あなたの性別は。（○をつけてください）

- 1. 男性
- 2. 女性
- 3. その他

問3 あなたの年齢は。（1つ選んで○）

- 1. 0～4歳
- 2. 5～9歳
- 3. 10～14歳
- 4. 15～17歳

問4 あなたの現在の所属先は。（1つ選んで○）

- 1. 保育所・認定こども園・幼稚園
- 2. あゆみ学園・しいの美学園
- 3. 小学校
- 4. 支援学校（小学校）
- 5. 中学校
- 6. 支援学校（中学校）
- 7. 高等学校・専門学校
- 8. 支援学校（高等学校）
- 9. 児童発達支援事業所のみ（あゆみ学園・しいの美学園除く）
- 10. 所属していない

問5 住んでいるところ（町名・丁目）をお答えください。

豊中市（ ）町（ ）丁目

問6 あなたが豊中市にお住まいになってからの選挙区数は。（1つ選んで○）

- 1. 生まれたときから
- 2. 1年未満
- 3. 1～5年未満
- 4. 5～10年未満
- 5. 10～15年未満
- 6. 15年以上

問7 職などのようなところで暮らしていますか。（1つ選んで○）

- 1. 自宅（マンション・団地なども含む）でひとり暮らし
- 2. 自宅（マンション・団地なども含む）で家族などと一緒に住んでいる
- 3. 滞院
- 4. その他（ ）

付簡 だれと一緒に住んでいますか。（あてはまる人を書きすべて選んで○）

- 1. 父
- 2. 母
- 3. きょうだい
- 4. 祖父母
- 5. 他の家族・親戚の人
- 6. その他（ ）

問8 病室、病棟に通院していますか。（あてはまるものを書きすべて選んで○）

- 1. 病室・病棟をむむ病室の課題に関することで通院している
- 2. その他の病室で通院している
- 3. 特に通院はしていない
- 4. その他（ ）

問9 問7で「1. 自宅でひとり暮らし」、「2. 自宅で家族などと一緒に住んでいる」を
選んだ人にお聞きします。（他の人は問10にお読みください）家族で生活するなか
で、何らかの介助や支援（排泄、食かけ、履しなども含む）が必要ですか。
（どちらか選んで○）

- 1. 介助や支援が必要なものがある
- 2. 介助や支援は必要ない

付簡1 どのようなときに介助や支援が必要ですか。（あてはまるものを書きすべて選んで○）

- 1. 食事
- 2. トイレ
- 3. 入浴
- 4. 衣服の着脱
- 5. 身だしなみ
- 6. 家の移動
- 7. 外出
- 8. 家族以外の人の意思疎通
- 9. 読み書き
- 10. お金の管理
- 11. 車の管理
- 12. その他（ ）

質問2 あなたが介助や支援を受けている期間は、ふつうの1日で合計して何時間ぐらいですか。サービスを利用している時間を除いて替えてください。(1つ選んで○)

- 1. 1時間未満 3. 3時間～6時間未満 5. 12時間以上
- 2. 1時間～3時間未満 4. 6時間～12時間未満

質問3 主に介助・支援してくれる人はだれですか。(あてはまる人すべて選んで○) また、○をつけた人のなかで特に介助・支援してくれる人3人選んで、時間が長い順にその中に番号を書いてください。(3つ選んで番号でお答えください)

1. 父や母
2. きょうだい
3. 柱父母
4. その他の親族
5. 友人・知人・近所の人
6. ボランティア
7. その他()

※○をつけた人で特に介助・支援してくれる人の番号を3つ記入してください。

第1位	第2位	第3位

質問4 特に中心となって介助・支援してくれる人(前問で第1位の人)について替えてください。(それぞれあてはまるものを1つ選んで○)

性別	1. 男性	2. 女性	3. その他
年齢	1. 18歳未満	3. 40歳以上65歳未満	5. 75歳以上
	2. 18歳以上40歳未満	4. 65歳以上75歳未満	
健康状態	1. 特に問題はない	3. 連院中	4. その他()
	2. 連院していないが体調がすぐれない		
あなた以外の介護	1. している	2. していない	
就業状況	1. 働いている(週 時間)	2. 働いていない	

あなたの生活環境について

質問10 あなたは、頻りに課題があっても、日常生活や学校・施設等での生活ができていますか。(どちらか選んで○)

- 1. はい(感じている)
- 2. いいえ(感じていない)

質問11 学校や通園施設などの放課後や休みの日には、どのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 通所施設(放課後等デイサービスなど)、訓練に通っている
- 2. 部活やサークル活動に参加
- 3. 友だちと外や家の中で遊んだり、スポーツをする
- 4. 公民館や図書館などで過ごす
- 5. 塾や習い事に行く
- 6. 放課後こどもクラブ
- 7. 日中一時支援を利用している
- 8. 家や施設の中で過ごしている
- 9. その他()

質問12 学校や通園施設などの放課後や休日などの居場所や活動の場として、どのような場があれば行ってみたいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 障害や発達に課題のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場
- 2. 障害や発達に課題のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場
- 3. 一人で行動しても安心してつるける場
- 4. 屋外の活動など生活上の悩みやストレスについて話を聞いてくれる場
- 5. ボランティアなど人の役に立つ活動を行える場
- 6. その他()

問13 卒業後の進路はどのように考えていますか。(1つ選んでO)

1. さらに上の学校などで勉強を続けたい
2. 訓練校を利用したい
3. 通所施設や作業所などを利用したい
4. 一般の会社やお店などで働きたい
5. 家の仕事を手伝いたい
6. 入所施設を利用したい
7. その他()
8. まだどうするか考えていない

問14 将来、働くことについては、どのようにお考えですか。(1つ選んでO)

1. 障害や発達に課題のない人もいる一般の職場で働きたい
2. 自宅でできる仕事をしたい
3. 一般の職場ではなく障害や発達に課題のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい
4. 発達の課題があったり病氣などで働くことができない
5. 働きたくない、働くつもりはない
6. わかからない、まだ考えたことがない
7. その他()

問15 発達に課題のある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと思いますか。現在、働いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えて書いてください。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導
2. あいさつやコミュニケーションなど社会生活を送るための訓練・指導
3. いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験
4. 発達の課題の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し
5. 発達の課題への理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ
6. 仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者
7. 仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事なりに息抜きできる場所
8. 一般の職場で働くことに失敗した人を受け入れてくれる施設
9. その他()

情報の入手と相談について

問16 あなたは、以下に示す情報を必要と感じていますか。また、その情報を十分得られているとお考えですか。(1) から (11) それぞれについて答えてください。

情報の種類	① 情報が必要ですか	② その情報は十分に得られていますか				
		①の選択肢で「必要である」を選択した人のみ回答してください。				
(例) □◇サーブ	① 必要である ② 今のところ必要でない	① 十分	② やや十分	③ やや不十分	④ 不十分	⑤ わかからない
(1) 児童通所支援の内容	① 必要である ② 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(2) 障害福祉サービスの内容	① 必要である ② 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(3) 専門的な相談機関	① 必要である ② 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(4) 悩みを相談できる人や団体、機関	① 必要である ② 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(5) 同じ発達に課題のある仲間と出会う場	① 必要である ② 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(6) 進学する学校	① 必要である ② 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(7) 卒業後の進路	① 必要である ② 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(8) 仕事に就くための支援	① 必要である ② 今のところ必要でない	1	2	3	4	5

情報の種類	①情報が必要ですか	② その情報は十分に得られますか
(9) 地域で参加できる行事や学べる場	1. 必要である 2. 学べる場所	①の選択肢で「必要である」を選択した人のみ回答してください。 1 2 3 4 5
(10) 発達に課題のある子どもが利用しやすい施設や設備	1. 必要である 2. 学べる場所	1 2 3 4 5
(11) その他	1. 必要である 2. 学べる場所	1 2 3 4 5

問17 健康や健康面で不安に感じたり、困っていることがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 病気の症状がひどくなること	10. 症状を伝えにくい、説明がわからない
2. 生活習慣病などの病気がある	11. 診察の受付や案内がわかりにくい
3. 健康診断が受けられない、受けにくい	12. 介助者や付き添ってくれる人がいない
4. 健康を保つ方法がわからない	13. お金がかかる
5. 薬の飲み方、使い方がわからない	14. 交通が不便、移動が大変
6. 近くで専門的な治療を受けられない	15. 発音・発達について相談するところがない
7. 十分なリハビリテーションを受けられない	16. 気持ちのしんどさについて相談するところがない
8. 訪問看護や往診をしてもらえない	17. その他
9. 障害や発達に課題がある人への理解や経験のある医師が身近にいない	()

問18 困ったことや困りに思っていることを、家族や親戚以外の人に相談したことがありますか。(どちらかを選んで○)

1. ある	2. ない
<p>問1 これまでどこに相談しましたか。(あてはまるものをすべて選んで○)</p>	
1. 市の窓口 (障害福祉課、子ども相談課など)	10. 小学校・中学校・高等学校
2. 障害福祉センターひまわり	11. 支援学校
3. しいの美学園	12. 指定障害児相談支援事業所
4. あゆみ学園	13. 社会福祉協議会
5. 市教育委員会 (教育センター含む)	14. 福祉なんでも相談窓口
6. 保健所・保健センター	15. 民生・児童委員
7. 地域子育て支援センター	16. 障害のある人のための福祉施設や団体
8. 子ども家庭センター	17. その他 ()
9. 子ども園・保育所 (園)・幼稚園	

問2 相談したいことがない理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 相談したいことがない (困っていない)
2. どこに相談したらいいかわからない (相談できる場所の情報がない)
3. 専門的に相談したり、助言を受けられる場所がない
4. 相談できる場所が近くにない
5. 発達の課題や障害のため、相談窓口などに虫向けない
6. 相談したいが、窓口に行く勇気がない
7. その他 ()
8. 特に理由はない

問19 今、氣にかかっていることはどのようなことですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 自分の発達の課題や障害に関すること	6. 学校など所属先でのこと
2. 利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法	7. 災害など緊急時の対応
3. 家族からの自立支援	8. 家族との人間関係
4. 生活費などのやりくり (金銭管理)	9. 家族以外の入との人間関係
5. 通学や訓練、就職など進路のこと	10. その他 ()

問20 市内における今後の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。

(あてはまるものすべて選んでO)

1. 休日や夜間の電話相談
2. 福祉の専門職を配置した相談窓口の整備
3. 同じ発達の課題を持つ相談員によるカウンセリング
4. 小学校区単位で開設される福祉なんでも相談
5. 家族の悩みを受け止める家族相談員
6. 発達に関わる診断や療育、治療、ケアに関する専門的な相談
7. 医療、福祉、保健、教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制
8. 将来の自立生活に向けた指導や相談
9. その他()

療育・教育について (保護者の人におうかがいします)

問21 療育や教育に関する相談について望むことがありますか。

(あてはまるものすべて選んでO)

1. 相談機関の情報を提供してほしい
2. 困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい
3. 1か所で相談できるようにしてほしい
4. 専門的な相談機関を充実してほしい
5. 具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい
6. その他()

問22 乳幼児期における母子保健や療育に関わることでどのようなことを望みますか。

(あてはまるものすべて選んでO)

1. 健康診断の結果を正確に伝える
2. 訪問指導を充実する
3. 保護者に対する相談・支援体制を充実する
4. 福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなう
5. 通園事業・療育事業などを充実する
6. その他()

問23 現在、受けておられる児童通所支援の療育等の内容に満足していますか。

(1つ選んでO)

1. はい
2. いいえ
3. どちらともいえない
4. わからない

問24 どのような療育やサービスを受けられることを希望されますか。

(主なものを3つまで選んでO)

1. 専門的な相談・指導
2. こども園・保育所(園)・幼稚園での障害児教育・保育の充実
3. 療育や発達のための訓練
4. 集団への適応訓練
5. 身の回りの自立に向けた訓練
6. 友だちづくりにやいりるんな人との交流
7. 安心して遊ぶことができる場
8. 入浴や食事などのサービス
9. 一時的な見守りや介助
10. その他()
11. 特に希望するものはない

問24 発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。(あてはまるものすべて選んでO)

1. 乳幼児健診の充実
2. 発達上課題のある子どものための学校の整備
3. 市役所や保健所などの相談体制
4. 家庭訪問による相談・指導
5. 地域における療育、リハビリテーション体制
6. 障害児通園施設の整備
7. こども園・保育所(園)・幼稚園での受け入れ
8. 小・中学校、高等学校での教育機会の拡充
9. 発達に課題のある子どものための学校の整備
10. 自立に向けた専門的な教育の充実
11. 通学・通園時の介助・付き添い
12. 学童保育や休日などの居場所づくり
13. 安心して遊べる機会・場の確保
14. 地域社会と関わる機会や環境づくり
15. 保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助
16. その他()

障害や発達に課題のある人の人権・障害・難病への理解促進について

問25 ここ3年において、あなたはこれまで、発達に課題があるためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 進学 | 5. 友人とのつきあい | 9. 特にない |
| 2. 仕事や就職 | 6. スポーツ | 10. わからない |
| 3. 泊りがけの旅行 | 7. 趣味、文化活動 | |
| 4. 一人での外出 | 8. その他 | () |

問28 ここ3年において、あなたは、発達に課題があることで差別を受けたり嫌な感じをしたことがありますか。(1つ選んで○)

1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない

付問1 それは、どのような場面ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 進学するときや学校生活において | 7. 公共交通機関を利用するとき |
| 2. 近所つきあい、地域の行事等において | 8. ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき |
| 3. 家庭生活において | 9. スポーツや文化活動をするとき |
| 4. 福祉サービスを利用するとき | 10. まちを歩いているとき |
| 5. 医療を受けるとき | 11. その他() |
| 6. 役所で手続きするときや公共施設を使うとき | |

付問2 それは、どのような差別ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|---|
| 1. 発達に課題があるため、施設やサービス等を利用することを断られた |
| 2. 施設やサービス等の利用にあたり、発達に課題があることについて、配慮がなされない。 |
| 3. 差別的な発言を受けた |
| 4. その他() |

問27 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口 |
| 2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口 |
| 3. 自分の代わりに交渉ことや財産等の管理をしてくれるサービス |
| 4. 発達に課題のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて調査や指導などをおこなう第三者による制度 |
| 5. 発達に課題のある人の権利について、発達に課題のある人自身が学ぶ機会を増やすこと |
| 6. 発達に課題のある人の権利について社会の意識を高めること |
| 7. その他() |
| 8. 特にない |
| 9. わからない |

問28 あなたは、「障害」「発達の問題」「難病」に対して、広く市民の理解が進んできていると思いますか。
(3年前と比べて) (1つ選んで○)

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 進んできています | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきている |
| 2. 多少進んできています | 4. 多少後退してきている | 6. わからない |
- 【10年前と比べて】 (1つ選んで○)
- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 進んできています | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきている |
| 2. 多少進んできています | 4. 多少後退してきている | 6. わからない |

がっこうとうきょうきょういくびんぼ しょうがかりいかい ごらりてきばいりよ
学校等教育現場での障害理解や合理的配慮について

問32 学校等の教育現場では、障害理解が充分と考えますか。

(1つ選んで○)

1. はい
2. いいえ
3. どちらともいえない
4. わからない

問33 障害や発達に課題のある人の障害・難病への理解促進を図っていくためには、学校等の教育現場において、どのような教育を推進していくべきだと思いますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 児童生徒同士の障害理解
2. 教員の意識や実践力
3. 学校等での障害理解教育
4. 教育環境や指導体制
5. 保護者への啓発
6. 学校間や地域での推進
7. その他()
8. 特にない
9. わからない

問29 臺中市は、発達障害を含む障害や難病に対する理解を深めるための広報や行事等を実施していますが、あなたはそれを見たり参加したりしたことがありますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. ケーブルテレビの番組を見たことがある
2. 広報記事を読んだことがある
3. 障害者週間のパネル展を見ることがある
4. ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある
5. 出前講座に参加したことがある
6. 講演会を聞いたことがある
7. ホームページを見たことがある
8. その他()
9. 広報を見たり、行事等に参加したことはない

問30 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞
3. 雑誌・書籍
4. 広報とよなか
5. ホームページ
6. SNS (フェイスブック、ツイッターなど)
7. メールマガジン
8. ポスター・チラシ
9. 行政の出版物 (パンフレット、行政計画、報告書等)
10. 講演会、講座
11. イベント
12. 口コミ
13. その他 ()

問31 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んで○)

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

福祉サービスについて

問34 発達に課題のある人のための福祉サービスについて、①現在の利用状況、②利用して気になったり、不満に思うことの有無、③今後の利用についてのお考えをそれぞれ答えてください。(サービスの内容については17ページの表を見てください。)

サービスの種類	①現在の利用状況は	②気になったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(例) □◇△ サービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(2) 移動支援 (ガイドヘルプ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(3) 児童発達支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(4) 医療型児童発達支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(5) 放課後等デイサービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない	6. ヘルパー指導など支援者の来職・継続が不足している
2. 利用したい日・時間に利用できない	7. 建物や設備が障害に配慮されていない
3. 利用回数・時間などに制限がある	8. サービス内容に関する情報が少ない
4. サービス事業所に利用を断られることが多い	9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
5. 利用料が高い	10. その他()

サービスの種類	①現在の利用状況は	②気になったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(6) 短期入所 (ショートステイ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(7) 保育所等訪問支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(8) 日中一時支援事業	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(9) 相談支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(10) その他のサービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない	6. ヘルパー指導など支援者の来職・継続が不足している
2. 利用したい日・時間に利用できない	7. 建物や設備が障害に配慮されていない
3. 利用回数・時間などに制限がある	8. サービス内容に関する情報が少ない
4. サービス事業所に利用を断られることが多い	9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
5. 利用料が高い	10. その他()

※主なサービスについての説明

サービスの種類	主な内容
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
2 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
3 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
4 医療型児童発達支援	就学前の肢体不自由児（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び機能訓練を行います。
5 放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設で生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
6 短期入所 (ショートステイ)	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
7 保育所等訪問支援	専門知識を持ったスタッフが保育所等を訪問し、障害のある児童が、障害のない児童との集団生活に適応できるよう専門的な支援などを行います。
8 日中一時支援事業	障害のある中学生、高校生等を対象に、市内の障害者福祉施設で日中における食事や社会に適応するための日常的な訓練など必要な支援を行います。
9 相談支援	障害者基幹相談支援センターや各相談窓口で、地域で暮らす障害のある人や家族等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行います。

しよららい
将来の暮らしについて

問35 次のうち、あなたが大人になったらしてみたいと思うことがありますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと
2. 家族と一緒に暮らすこと
3. 障害や発達に課題のある人のための住まいで暮らすこと
4. 結婚したり子どもを育てること
5. 大学などで専門的な勉強をすること
6. その他()
7. わからない

問36 あなたが希望する将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 安心して住宅に入居できること
2. 働く場所があること
3. 通所施設や日中の居場所が近くに
4. あること
5. グループホームなどが近くにあること
6. 病院や診療所が近くにあること
7. いざというときに施設に入れること
8. 収入が確保できること
9. 異性と出会う機会
10. 家族の理解
11. 地域の人の障害や発達に課題のある人への理解
12. その他()
13. 特に必要と思うことはない

問37 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 在宅で医療が適切に得られること(通院や往診を含みます)
2. 障害や発達に課題のある人に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他()

問38 最後に、今後の障害児施策の推進に向けて、豊中市や府、国などへのご意見・ご要望、日ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

お手数ですが、同封の切手を貼っている返信用封筒に入れて、

9月15日(金)までに投函してください。



第5期豊中市障害福祉計画・第1期豊中市障害児福祉計画

平成30年(2018年)3月

<編集・発行>

豊中市 健康福祉部 障害福祉課
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
電話：06-6858-3354(直通)
ファックス：06-6858-1122

豊中市 こども未来部 こども相談課
〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号
電話：06-6858-2285(直通)
ファックス：06-6846-6080

豊中市ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>
